



|    |   |      |    |
|----|---|------|----|
| 庫  | 文 | 閣    | 内  |
| 二六 | 二 | 二九五七 | 和書 |
| 函  | 架 | 冊    | 號  |

|      |         |
|------|---------|
| 内閣文庫 |         |
| 番號   | 和 29557 |
| 冊數   | 2 (1)   |
| 函號   | 266 68  |



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

大石猪十郎久敬著述

初稿

改正 補訂 地方凡例錄

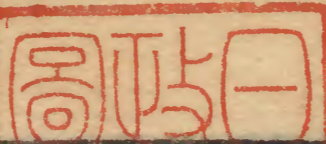
見山樓藏版

藏版

改正補訂地方凡例錄序

百鎰之兼金藏之於不牢之庫使無恒之人而監守之雖未亡失鄰人必為疑矣三歲之孩兒立之不測之淵使無操之人而侍附之雖未墜溺父母必為憂矣思理若此當疑且憂人之情也牧民之官練熟故事勿職整務特執公平能在於恩威並施夫恩威者刑賞之二也此二者天下大器古今鴻寶何惟百鎰之兼金三歲之孩兒乎由是觀之堤封治下不可委之於無恒無操之手固也昔者君子不疑十萬師旅性命之所關係而疑一赤子未得其安所今者君子不憂再三衆庶達白之所根柢而憂一高貴之未繼其逸欲達人解士有見于此所以商議置論至於絮叨也嗚呼失

器鴻寶宣無不因於可疑而疑可憂而憂者乎哉天保中濱松戾水  
野忠邦當路一時使朝野之士不言謝世與現存者獻其著述此  
書初出於世全曰于先友高崎儒負松田多輔應余懇索貺贈此  
書嘗曰吾藩郡宰大石久敬字士恭蹄巖華通稱猪十郎者之所  
著也其人於余為先輩蚤以循吏聞寬政甲寅七月殁年七十四  
其書十五卷追加一卷總十六卷十二卷以下未全脫稿幸存目  
錄可以知其梗概濱松戾惜其不全使其臣小田切敏告于余曰  
今請以君之學殖因此序次而續之以為完備則不啻得益於後  
進士恭之業將不孤請勿固辭補緝遺漏猶鄭洪添於社岐公之  
通典豈不君子成人之美之事我耕先是有類例筆記今例小錄



等之諸書編輯之意與士恭同欲使通籍之士練熟故事自作循  
吏事獨在康成歲秋以著伊豆七島圖考言論涉於海岸防禦而  
觸時宰意檢數數回認為誹謗雖敢不疏不能為辨雪禁錮幽室  
繫逮一室絕七閱月吐款不通悲呵萬狀迨翼年辛亥四月巖承  
嚴議依杖北越當足之時雖願欲一至于家修整行李齋隨身之  
具吏議不許單身出都緊急上途家人狼狽無有顧他救死之不  
遑自家宅園圃至凡百器財與籍沒不異累世棲託產資盪盡甚  
可惜者壯年以後節縮衣食殆四十年耽奇搜珍所儲藏曲籍暨  
文房書帖畫幅盡為人所傾奪所謂存十一於千百愛惜之情不  
可殫言自爾謫居十一年於今偶獲此書於市肆卷數通編蓋向

所校正者、不知何人之謄寫、紙葉行數全相同、追思多輔之言、此  
人謝世既數年、不能無懷舊之感、故題始末於卷首、  
萬延元年庚申嘉平之月琴臺東條耕撰

此序之作、在十二年前、舊藏于掃葉山房、委之蠹魚腹中、  
庚午之秋、解褐於宣教少博士、再將校修之久、敬嫡孫信  
敬喜以舉、復校之為善本、見山樓主人刊布之云、  
明治四年辛未秋七月  
耕又識

改正補訂地方凡例錄卷之一二目次

卷之一上

一 地方總論

一 井田大意之事

一 地方六數之事

附田地壹段三百步濫傷之事

一 國郡鄉里之事

附地境埋炭始之事

一 德川家時代地方始之事

一 上方關東國分并田畑不同之事

附料所無之國之事

一石高之事

附分米之事

卷之一下

一貫高之事

附六貫壹匹之軍役壹騎人数之事

一永高之事

一反高之事

一小以高之事

一出目高之事

一町反畝步之事

一無地高之事

附無地高之類肩高等社高へ不掛例之事

一色高之事

一野高之事 九丁

一海高之事

一山高之事

一桑高之事

一楮高之事

一孤高之事

一除地高之事

一除高之事

一込高之事

一 延高之事

一 物成誥之事

附知行渡三五分發并永方貫代之事 附領渡之節新田渡方

并取箇免上之事 附領渡子付野山開發心得之事

一 四一高之事

一 廿貫百石之事

附永四割替高貳割替高五石替之事 上方園東物成歩合差之事

一 田畑六分違之事

附壹五之法發之事

一 厘附八之法之事

卷之二上

一 檢地之事

附居檢地之事 水帳發之事 古某檢地條目之事

新田檢地條目之事

一 地押之事

附廻く檢地之事

一 石盛之事

一 斗代之事

一 大半小歩之事

一 竿延之事

一 田畑名目之事

附四木三草并葭若始之事

藺田 麻田 麦田 見附田 砂田 山田 谷田 棚田  
沼田 深田 植田 蔣田 摘田  
桑畑 茶畑 麻畑 見附畑 砂畑 山畑 楮畑 漆畑  
野畑 切替畑 燒畑 薙畑 鹿野畑 苧生畑 林畑  
萱畑 荻畑 葭畑

卷之二下

一新田切添之事

附分向之事

鐵下年季之事

地代金之事

一新林立出之事

一土地善惡之事

一村柄善惡之事

一除地見捨地之事

一墓所借為捨場之事

一隱田之事

一田河久歩之事

一流作場之事

一見取場之事

附定見取之事

屋敷見取之事

一兩毛作片毛作之事

一字之事

一一筆限と唱之事

一田畑歩之文字書方之事

附地方首教文字書方之事

一 割地之事

一 耕地田面繩手根通沖通之事

一 森林之事

附林改方并休帳仕事之事 木立見立之事 根伐仕方之事

山林竹木仕立方之事 林木盜伐せし者處置之事

一 萱野葭野林場原野地之事

一 七島場之事

一 塩濱之事

附塩井之事 草生津油之事 石炭之事 土薪之事

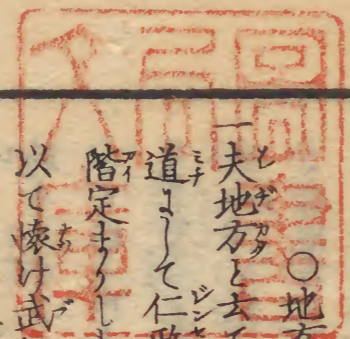
改正補訂地方凡例録卷之二目次畢

改正補訂地方凡例録卷之一上

高崎 大石久敬士恭 著述

○地方總論

夫地方と云て外は求むべき道なし相因り相養への本聖人利用厚生之道として仁政を行ひ井田を以て地方の始源とん我 國の中古君臣の階定まらしむる文武両道に分ち文官の内と治り武官の外と制し文を以て懐け武を以て威し萬民を治む其始め四姓より出て公家二十姓武家八十姓と分下し四民ともは都く百姓たり上古は兵農分ち士も東耕西收の務之勵と公納家用の有餘を以て飢饉の備へ兵乱の用も充つ中古は農分ちて士は國政を興り乱を鎮り下を平治し民を以て安





全ふるしむ其功三民は冠たり故は今の耕農と業とよる者のこと百姓  
と唱へ其外工商の階りて各自の業を営むといへども何れも衣食住  
の三と離るる事なく若し此一と欠くれば忽ち萬民凍餓して一日片  
時も生活するに能はず其中より食を以て最第一の物とし其五穀の本  
を百姓よりりて農と務り外三民と養ふ其外宮殿樓閣館舎民屋等に至  
るやで用る處の竹木器財金銀銅鐵錫鉛糸綿麻布のろひと四木桑楮柘三  
草麻藍靛菜根の類を多く土地より生ずる物まゝは河海沿澤の産物も  
は皆地方に属し悉く農民の手より出ざるを四民産業の根本なり因  
て百姓は萬古不易の一字と百姓の二字と御宝と訓し天下の根元なり然  
るに士を上に居て三民を司り國事を務む士をくんで下治るこゝ  
ふし然るに苛政を用ひ賦税と厚くし徭役と重くするれば萬民疲乏  
して農家の力乏しく成り作物自ら実のくは民逃れ散りて田園荒野と  
成べし然るれば四民何と以て立ることあらんや元固ければ國康寧  
也上は財を好んで民貧くれば天下穩るるは聖言なり財散則民散  
財散則民聚といふは唯正税と納り民を苦しめむることなると  
地方の元々然るれば萬代も尽るまじく民の戸賑ひ耕鋤の力足る  
五穀豐饒しく上下不足なく民争はずして四海泰平あるて必せり  
一地方の業とりて土地經界を改正し地位の善惡を能く知て田園を檢  
地し未代上下の得失を推知し地味を随ひ石盛の不同るる萬民上下の  
愁苦をなやまし是と定め作物の應不應を見分け農事の時を失はば  
蔣鋤肥養收納等の時節を差支る耕作を怠らざる様は教導し一作  
於ては稻粟の可否を檢見し年の豊凶を考へ租税を極め又用水川除

改正地方の律金 卷之二

等の普請地所の損益と辨明をて第一あり普請の國の大本として禹  
王司空たりし時疏九河注海決汝漢排淮泗通溝洫墾塘治水理八年外  
一在しく三度其門を過きとも入らば其功德を以て中國食と得たり孟  
子の語にも諸侯の室三と云て其第一と土地あり又礼記の月令にも季  
春月也命司空曰時雨將降下水上騰循行國邑周視原野修理隄防通溝  
澮開通道路毋有障塞とゆき其任は堪たるものと撰び邑里より出して  
豫め用水川除を修補せしめ土地の損廢なく上を國は益し下は民の艱  
苦を救へて吏の要務なり又地野用水等就てハ公事出入起るて多し  
都て村里能く治す詎詔等のありやうは取治め若し訟りたるは我意  
を振て公理非明白の辨論を乞し吟味の席りてハ双方の人相顔色又ハ  
言語の遜不遜は因り必だ臆負偏頗の心發るとのあり能く私を捨てて

取捌くべし總て律令ハ天下と治る法あり故に令ハ前方より教諭して  
科と犯らざる様は取計ひ律ハ後ハ懲りて善を勧め罪をあらとる様  
よしの意は罪と犯させ後ハ其者を罪せんとのことハわづらひ明律  
の大意も此意あり然もハ常々法令を正しくして罪人あらやうは教戒  
し互に畔と争ひ境を論ざるとあく辞讓礼敬を専しして訟事なく平安  
に治むべき様の教示重く吏の心掛肝要あり訟の絶ざるを村方困窮の  
基として畢竟諸人共我の善く人の悪きとの心得るゆえに出入争論  
も發るとあり天下皆非之無理と立て已の十分の理先ハ皆無理と思  
ふとれた互に理ハ五分とて又已も五分の理先方も五分の理ハ  
どと思ふとれた先方の管理なりて已は一向理ハあらぬのあり自他の  
差別して理非分らば手前勝手心の先立ち自己の事ハ心眼暗と

其辨別あるゆへに境と論じ或は金銀等の事は付て公事訴訟多し所謂克己復礼の教も則ち此理あり別て下民の愚昧あるをのあねばこの辨へふし平日より能く教示し其流を村役人どもよく納得しを村中未くの者に至るまでも教へ導くやうに常に取計を盡しうむる困窮ある村方は限り公事出入絶へむ又外の願訴訟も多く訟るるは随て次第は百姓零落し後の退轉も及ぶに至る豊饒ある村方公事出入願事等もあく上の厄介もあらず村中もよく治る全く窮乏をば乱れをさ下く今日の當りまも堪へ兼るより自ら欲心も發り無理ある公事出入願事等もあることあり去をれば租税徭役を薄くし課役を省て専ら農業をなげまし若し農業を疎く懶惰あるりのつらば教示して世話を基のせ夫とも用ひゆる無道者をも之を罪し仁政を専らを行ふとたの百姓

歸伏して農業渡世と出精し作物豊饒し村方能く治り自然と困窮立直に公事訴訟願出入もふし去をば孔子の聖もして訟を聴くとい我連も猶人々違ふてふし樹き違ひも糺し損じも有ぬじまはつらば必を樹き違ひ無らん様とあふ訟の發らざる様は豫め取計をより外は道ふしと宜ひぬ叔訟の發らざる様とあふ上は苛政あく下は恵と民と俱に苦樂を同する程の政ありて天下泰平なる治まらん昔し難波の聖代は寒夜は衾衣を薄くし飢歳は供御を甘んじ玉を寔に有難き皇恩あり唯君は下民を子の如く憫と玉ひ民の君を父母の如く慕ひ尊と國政は與る卿大夫の去は及び未くの下吏に至るまで私をゆるうとより之を糺明し巴も此心と第一より上下和睦ふるとたの必む訟を榮らば平安に治る也地方は携る役人ふとら平生此

心得第一あり

一 近來上下交々奢侈に移り片鄙遠鄉昇賤の輩に至るや華美を好む  
 百姓も農事と厭ひ武士の勤事と心掛或ハ市店高貴寺の風俗を好む自  
 ころ耕作は疎く成り行くて多し是等ハ吏の教戒は依るこあるが平日  
 村吏の教示第一也元來下民ハ愚ろある者あるが政道烈しくは皆た  
 恨み随ひて却て事と起まりの也又寛は過まば上は逆ひ怠慢しそ  
 我々の心と出り恐敬と忘る國政と乱るるころ聖語も只女子與小人  
 為難養也近之不遜遠之則怨と宣ひて治めざらんものあるが政道の強  
 弱肝要あり第一政務と撰る人と文學は長じ仁慈忠貞よりよく人  
 の賢愚得失を知りて具負偏頗の沙汰あく親疎の差別はかくる人  
 と使ふは私あるやうは心掛け政事と携る下吏を忠直眞実あるもの

誦く撰く之とよみて擧げ用ひ民事と拘らつ下吏寺に至るや一已  
 の慎みの入る及ソレ諸事実情を以て下を導きまほ百姓の官の  
 尊く恐しきこと知り又仁惠厚恩と有がく思ふやうは平生下へ教  
 諭するもの者と能く仕ひて下を治るて地方を取扱ふもの専ら助  
 辨のるべきとあり

一 凶作飢饉或ハ流行病等の年の為は夫食穀類と平生は貯へ又ハ米穀の  
 尽たつ時は用やぐき木兼草根等の食物を成るる品類ハのて百姓は  
 おしえ其時節と考へて納め畜へさせ飢を凌ぐべき方便を平生に心か  
 けし備へ置るの期は望んで根根せらるやうは規矩を定めておしえ置  
 こましく地方を取計ふもの心掛あり

一 民家の益あるる草木を考へて之を植付け又藪林等を仕立て无血

の空地等へ更なるるに心掛け其上四壁の備は勿論平生諸事と心  
と用のをくこととあり

一地方を取扱ふは前條の教章に云ふ及び其勤執筆堪能より諸書  
付帳面等の仕方は通達し國々の事々も廣く見開辨明し公事訴訟の札  
裁々も大凡覚知し事々臨んで迷々取らばなり心掛け入其國其  
所於ても古來より引付仕來等と勘辨し下々の級順多はべきなど  
と考へて取行ふべし又舊來の仕來と止め新法を出をこと容易か  
らざることを曲礼より君子行禮不求遠裕祭祀之礼居喪之服哭泣之位  
皆如其國之故謹脩其法而審行之と云ふは往古より仕來の國風郷例  
等と新規を改るは大切の事なり然ると云ふは仕來は泥と惡弊と其  
俟用のへきと云ふは後世に至るに故障の有無又下民服まべき

や否と考へ能く可否を論して而して后に改正を公し既甲斐國徳川  
氏の属國と成たるは國人の服し難きと察して武田家の政務と少し  
も改正するところなく金銀器財田園租税の法に至るまで信玄時代の如く  
は差置きし故に全國版伏して平安靖り今其法を改り公と云ふ  
古法の容易に改めざるは之を以て知るべし

但し甲斐國は甲金とつゞき九き歩判り壹歩判り拾貳歩判り  
壹兩の四拾八匁也尤も小判のつゞきあり貳朱判壹朱判朱中等  
あり貳朱ハ六匁壹朱ハ三匁なり何れも九き歩判あり朱中の壹匁五  
分を之ハ四角ありと云ふも今の絶と稀と存するものと又信玄時  
代ハ朱中の次は糸目と唱ふるものあり之ハ七分五厘又小糸目と  
唱ふるものハ三分七厘五毛の金ありと然るも去傳ふるものと云ふ

今ハ知る人稀也

信玄時代の金の古甲金と云て當時通用あり至て上品ありハ價も貴  
く且つ拂底して甚だ稀あり其後松平甲州甲金を鑄て當時通用を其  
形状量目とも信玄時代の金と同じく文金壹分の價との鑑貳百文  
余高直也夫ゆへは甲斐の國の壹匁ハ百二三拾文も當る又古甲金  
は於ては相場もあく好持のりのは所望しを求むハ文金壹分の余も  
も當るなり金座も松木とて當地の後藤と同然して甲州一國の金座  
あり料も餘國との違ハ京料三升と甲州料壹升とつハ壹升五合入と  
半料と云ひ七合五勺入と小半と云ハ米穀その外とも此料を以て  
一國通用を依て甲州とて壹升と云ハ京料三升あり故に國中も皆て  
京料不通用りと多くハ甲州料と用也然しあが京料も文金も絶て

通用せざるハハ若し京料と物と量るもハ京料何升と斷

らざれば必を外目違へたり料座秤座共ハ甲府に住居して當地の  
料秤を用ひば又年貢も夫切小切とて信玄時代のごとく石代あり器  
具も丸きを用ひば總て四角より家作等ものごとくハ破風造りあり  
此他品も餘國との風儀異しとて總て信玄の政事を今も用と也  
既ハ賈入といはれざる子産ハ良政のハ新法ゆへハ其最初を民服せ  
と是等の用捨史の勘辨第一あり總て地方と云ハ政事の要務天地の間  
森羅萬象残るをふたねハ萬事ハ心と委孫聖賢の道と本源と一文字ハ  
云ハ及ハ俗事泉賤の事と至るまで能く知らざればハ地方功者といハ  
うたれものあねハ我輩の及ふ事とことなをたふれども只ハ其大意  
と解明せらる

一井田大意之事

井田を三代の昔殷の代に始り周の末戦國に至りて此法廢り租税の收法を區く成り

本朝にては猶更井田の法ありし

神功皇后三韓御征伐の時井田の圖法を彼國より得玉ひ之に倣ひて租税の法も粗定るといへども井田の法は其道高遠より今末世に至り不用ある事多し地方の元は井田たるに依りて只その大意を述るのこゝ都て民恒の産あるりの恒の心よく飢寒を苦し常の心も愛じて自然忠事をあはれし故に井田を正して仁政を行ひ年貢を程よく取て上は畜臣あく下は遊族あく國は荒圃あく政は苛政あく國々の土地は應じ稼熟しと民救せざるやうに治るを地方の根元とん

一夏の代は洪水の多しと耕作するにべき田地少し故に一夫は五十畝六反一畝歩充て與へて別は公田もあく其内より五畝の入りて十分一と年貢を納めたり又末世に至りては貢法を用ひ數歳の内を校へ定め我國の定免と去如く取立たるを豊年といはれども能くれども凶年といは迷惑を多あり且つ田地少くれば配當は少く取立方の強く成ること也

一般の代に至りては洪水も少く土地も閑けて田地漸く廣く始り井田の法を定め六百三十畝長三百歩横二百十歩と一井とし之を九區に分ち其中中央七十畝を公田とし残り五百六十畝を八夫百姓七十畝充て與へ之を力と合せて公田を作らしめ其穀の有次第を以て公納とん之を助法と云又公田七十畝の内を廬舎は十四畝を引き每夫の廬舎一畝七十五歩残り五十六

畝と実の公田とし之を八夫五分一夫は七十七畝と與ふ此中より七畝の穀を納る法より之の九分一厘の内の税は當りて夏の代の五畝の

入十分一の税より少し  
一周の代に至ては田地多くあり一人は百畝充て與て一井を九百畝三百

方とし一國を百分二分て王城へ近き郷遠十六分の國中とし貢法を用ひ一夫は百畝と與へて其年の熟不熟は應じ百畝の内より十畝の

年貢を取り國家の諸用と爲は運送も近き田地も善きゆへは年貢重くれども一井九百畝の中は公田を別は定め毎歳檢見を受けその

年の豊凶は應じ十分一の税を納む故は夏の代一夫の交田五十歩の内より五畝の税を定免し出しより輕しと王城は遠き都鄙八

十四分八郊外とし助法を用ひ即ち一井九百畝の中より一夫は百畝充て與へ公田百畝の内より八夫の廬舎二十畝一夫は二畝引き残り八

十畝と實の公田と爲るとつれども公田私田と分別をふさぐ令て八百八十畝と一緒は耕作し其出来る穀を總休へ割りて而て公田八十畝

の分を年貢に納む即ち八分九厘内の税よりよりて殷の助法より輕し之を周の徹法と云般の助法も同様あるもの様あるが殷より

八夫の受田を銘しして作り公田計りて八夫力を合せて耕作し周

ても公私田とも八夫一井は耕作し何事をも賸し自他の差別を無く  
の如く王城の遠近は随て一國二法を用ひ貢も徹又助も徹ありと云て  
都て周の徹法あり徹は通也均也八家互に力を令て耕作するが均  
は通也又秋に至ると八百八十畝を甲乙に分るゆへは均也故に天下  
一困窮飢寒の者多く豊凶とも國中の民同様あり



一夫は上田の百畝中田の二百畝下田の三百畝充て與へ上田の一年休  
め耕し中田の二年休め下田の三年休め作る依て三百畝充與へて  
平均百畝充與へる積り也又一夫毎年同じ田の耕さば互に善惡を交  
替して作る也

但我 朝も昔も往古ハ休め作りとて隔年一作也由當世畑作は於  
てと同じ畑は同じ菜物を作るに代はいつく尻嫌ひと去て不出来ふ  
る類もつらふへは其外ハ作物を愛へて作ることもつらふとつへども凡  
は休めると云ふし勿論稲作ハ毎年耕作也併しあがら兩毛作の場  
所は麦菜物等と作らば春田とて一作休とて直に稲作と仕付む格  
別は善く出来る也又旱水損等とて前年の稲作腐り一年休むに代は  
翌年の作の悉く上出来るとて凡そ二年分も取らることと去とるは

往古の如く一箇年充も草生ふし休と作ふせは出来方いとつらし  
かろく々々れども毎年賦税と出せとめふは休むるに能くは只焼畑計  
也ハ一箇年も二箇年も草堂立よとて休め置き焼立て畑作と仕付る  
也又我 朝も昔も水腐場の分り割地と去て年季と立て田の善惡を  
割替へ作らるる處りつ之の周の徹法は少しく似寄り

一男廿歳に至ると百畝の田とて耕作させ六十歳に至ると官へ之  
を返納するあり又総領の外二男三男等の余夫とて父より譲るべき田  
地もふたゆへは幾人とも年十六歳に至るとバトつり田廿五畝充と與  
へ三十歳に至ると妻室と持て定法の如く百畝は足しとてし百姓一軒  
前は成るあり斯のそく人民を多くとるをどし又新田を開き田地を増  
やへ不足あしとん

一五畝の宅とて二畝半ハ公田の内はらり即ち廬舎を春夏耕作せる久  
 間移り居る家也又二畝半ハ城下或ハ居村に有て之を邑屋と称し農事  
 と仕舞て城邑に飯り安居する本宅あり之も山川行路の三分に去る一  
 の内に居て年貢いふし是等と合して五畝の宅といふあり二畝半と云  
 屋敷ハ我 國の九間四尺七寸余四方に當る屋敷の周圍は垣とふし  
 其廻りには桑麻ふど植ゆ之を布帛と調へさせんが為りありて此  
 類とも植む農業とも怠慢する者よと過怠として布帛と出させ又工商  
 も家職をふけりりへの夫税家税として一夫の出を年貢わどて出さ  
 せ又農人の田を荒し農業を怠る者も屋粟として三夫の年貢と出さる  
 也之を民のつづつは身持とせざる様よと罰法を定めたる者よと更  
 課役と取るものなり民と隣と飢寒は及ばず同敷の殺しとて右  
 体の懶惰りののみ教ふる計りて用ひさるゆへに過怠と出させ  
 懲りて以て家業と出精さるる為の聖人の惠教あり

一祭祀入用の為は圭田として卿官より以下の者よハ定りたる祿田の外よ  
 一人よ付田五十畝充て無年貢よと與えらるり  
 一周尺の壹尺ハ我 朝の曲尺よと六寸六分六厘六毛余よ當る此積りよ  
 て周の壹歩六尺四方ハ我 朝の曲尺よと四尺四方あり周の壹畝ハ拾  
 歩四方よと壹歩我 朝四尺四方と百集めたるものあり我 朝の田法よ  
 積るるもの一畝七歩八厘余とあり六間寸四方あり壹尺四方あり高  
 よと壹斗貳升六合貳勺余あり周の百畝ハ百歩四方即ち拾と我  
 朝の六拾壹間三尺五寸四方に當る田よと壹町貳及六畝七歩余高よ  
 して拾貳石六斗貳升三合三勺と成る是井田壹夫の受田あり

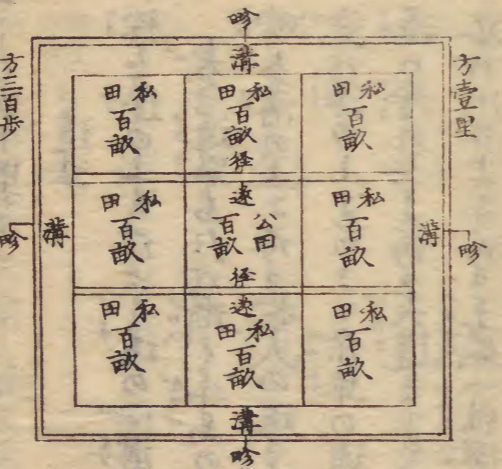
三上七九列采 卷之二十七

但し夏の代の尺を拾寸と壹尺としいゆる横黍尺是あり殷の代の拾貳寸と壹尺といは是より高桁尺あり今 本朝の曲尺を即ち商桁尺あり周ハ八寸と壹尺といはゆる周尺あり茲より曰て商尺拾貳寸と以て周尺の八寸と除まれば六寸六分六厘六毛六六と得るあり

一周の壹歩を我 朝の曲尺にて四尺四方あり我 朝の壹歩ハ六尺五寸四方あり即ち壹間四方あり之を壹坪と云ひ壹畝を三拾歩とし壹段を三百歩とし拾段を壹町とし三千坪あり又田の上中下と平準し凡壹段と高百石と積とを前條の高よりある即ち田畑平均拾町とし百石とつへる今の村高の大積なり

一井田の田九百畝より一民家八夫一夫毎二百畝充て與へ其中央の百畝と公田といは其経界ハ井字の如く縦横溝と掘て九百畝を區別を其

圖左の如し



一井八夫九百畝より一夫百畝の間は遂ちり遂の上は径あり又一井毎の間は溝あり溝の上は畛あり

井田の説ハ浪華の儒者中村氏の考説あり之を参考を

右の圖の如く井田を四つ合せると邑といふ貳里四方あり四邑を合して丘といふ四里四方あり四丘を向といふ拾里四方あり四向を縣といふ廿

三上七九列采 卷之二十七

里四方あり四縣を都とし四都を同く四同と大郷とん方貳百里四方あり拾貳同と大遂とし廿同と邦縣とし三拾六同と邦都とん即ち王畿より一千里あり

道法

徑と遂の上より小道の小溝の縁の小土手のまわりの一夫の通路をねば漸く牛馬の通るべき道あり  
畛と溝の上より拾夫の道として荷附馬をゆるぎ通る道あり  
塗と洫の上より乗車の通行を乞き廣き道あり  
道と澮の上より大道として國より大道へ出る道あり  
路と河の上より王城へ往還する大道として譬ば東海道を相同じ

溝法

遂を一夫百畝の間より小溝として深さ貳尺廣さ貳尺あり壹八前の用水溝あり  
溝と十夫井と井との間より千畝の横溝あり廣さ深さとも四尺充ちあり  
洫と百夫立と丘との間より方拾里の内より縦より流水あり深さ廣さとも八尺宛あり  
澮と千夫方百里内の間より横より小河あり深さ貳尺八廣さ貳尋六尺あり  
川と萬夫方千里の間より縦より大河をねば其廣深は於て無限あり

右遂溝洫澮川の水道も徑畛塗道路の行路も一夫拾夫百夫千夫萬夫

の間より仮令我朝より東海道中仙道と國より出る道まゝこの  
夫より一郡一邑より出る大中小の道路の如く溝も亦小溝より大溝  
より出て夫より小河へ流れて大河へ入て終り大海へ落る如く一井より段  
々遂徑と次第に附たりりる

但し本朝より上古大内裡よりし時の京師の道と大路小路と  
分ち大路の車六輛と並べ小路の三輛とるべし挽くわくの道より  
しゆえ今も其遺風残り平安城の町名は何大路何小路等の名と  
存せり

一 近世山野沿澤と新田を開くより水道の付やう勾配の法廬舎の地等も  
其地形に應じ又経界遂講の法井田の法とも考案し之を為さば便利  
なり

一 井 方壹里 九百畝 民家八夫  
日本の數は直し

三町拾七間七寸五分四方

田拾壹町三反六畝三步余

高百拾三石六斗九合七勺

一 邑 方貳里即四井 三千六百畝 民家三拾貳夫

日本の數は直し

六町三拾四間壹尺五寸四方

田四拾五町四反四畝拾貳步

高四百五拾四石四斗三升八合八勺

一 丘方四里即四邑 壹萬四千四百畝 民家百廿八夫

日本の數に直し

拾三町八間三尺四方

田百八拾壹町七反七畝拾八步

高千八百拾七石七斗五升五合貳勺

制軍賦

戎馬壹匹 甲士三人 出せ

日本の數に直し

廿六町拾六間六尺四方

田七百廿七町壹反。拾貳步

高七千貳百七拾壹石。貳升。八勺

制軍賦

兵車壹乘但し 駟車馬四匹に引 戎馬四匹 出せ

一縣

日本の數に直し

壹里拾六町三拾三間五尺五寸四方

田貳千九百。八町四反壹畝拾八步

高貳万九千。八拾四石。八升三合貳勺

制軍賦

是より先何れも右の制軍賦に四倍して知るべし

縣ハ方拾六里るれども

一都

日本の數に直し

方三拾貳里即四縣 九拾貳万千六百畝 民家八千九拾貳夫

武里三拾三町七間四尺五寸四方  
田壹万六千六百三拾三町六反貳畝拾貳步  
高拾壹万六千三百三拾六石。九升貳合八勺  
都方三拾貳里ふまふの畝の溢壹方と四里充加るふへ四拾里四  
方と成る

十五

一同 方六拾四里即四都 三百六拾八万六千四百畝 民家三万貳千七百六十八夫  
日本の數を直し

五里三拾町拾五間貳尺五寸四方  
田四万六千五百三拾四町四反九畝拾八步

同を方六拾四里るれ共畝の溢壹方へ八里充加へ縣と都との溢壹集  
アと三拾六里増とゆへ方百里に成るは是即ち兵車百乘の國なり

制軍賦 兵車百乘 甲士三百人 戎馬四百匹 と出を  
士卒七千貳百人 牛千貳百頭  
一 王畿方乘の國々方千里百万井 九億畝 民家八百万夫  
日本の數を直し

八拾五里拾六町五拾五間貳尺五寸四方  
田千百三拾六万。九百四拾六町六反六畝步  
高壹億千三百六拾万。九千四百六拾六石六斗

制軍賦 兵車万乘 甲士三万人 戎馬四万匹 と出を  
士卒七拾貳万人 牛拾貳万頭  
一 司馬法の井田を前條は大同小異ゆへて百畝を壹夫とて三天の受る田  
と屋とし三屋と壹井とん即ち九百畝あり十井と通とし十通を成とし

十成を終とし十終を同は是方百里より壹方井九百万畝あり卿大夫の采地より其車百乘の國より十同を封とし長千里横百里拾方井九千万畝より諸侯の采地千乘の國より十封を畿とし方千里万乘の國より天子の地より大國小國君卿大夫上中下士夫に配當ゆまはる今ハ用ひゆののりゆ井田の法ハ容易ハ書尽まはるゆなれば之を畧と井田圖考等を見て委しまはる知るべし今 本朝租税の法ハ四公六民或ハ五公五民をどうと格別ハ取箇強くれども其代りハ貢助の法と違ひ極めたる軍役と勤るをなし和漢時世遠るを隔り井田貢法助法とも今の見合ハる曾て成らばとゆへども地方の癸りの元井田たるは依て粗其大意と述るのそ

一農夫耕作して得る地ハ一夫ハ什百畝町ハ天六畝歩餘の田として上農夫と九人と養ふべし上の次ハ八人中の次ハ六人下を五人と養ふべし中華庶人の官より者其禄是を以て養ふは農夫一家五人より貢法の税と出を積ると考る凡そ百畝の地より粟拾五石と作り出を積ると其内壹石五斗と年貢とし残り拾三石五斗の内八石八斗五升と五人の食物に引き其残り四石六斗五升と賣出して家用に充つとゆへども五人の衣服塩醬諸用一向不足なり然れども和漢とも農業の外の稼りより又豊年ハハ收納する所拾五石とゆへども今古貢法より右の積りあり今世 本朝の税五公五民の法よりと民の産物を成がとるゆへし去るが時世違ハハ上古の積りも曾て當世に用ひ難く不用の事あると都て古を知りて今時ハ當て政務と取扱はざれば元と失ふに似たるゆへ爰に記載を



一地方六之數発之事

附田地壹段三百歩なる濫觴の事

夫大登内儀を生下て陰陽成り陽の天より圓く陰の地より方なり天覆て外より地を載て捨るの徳東西南北より四方定り陰陽合体して万物生じ天地四方を合せる六の數を以て地方の根元といふ地方と稱するその都て天地の間は孕する森羅万像皆地より属せむといふ物なし故に土地は附する儀と指て惣名地方と唱へ皆六の満たる數より陽は属し三代の昔井田の法も六尺四方を田地壹段とし六拾間を壹町とし六町を壹里といふ壹里より始り一里と云儀より一村と云の間に壹里と定めると見えたり井田より凡そ六町四方田四拾五町余の場処即ち四井と合せると邑と唱へ則ち一村立たる所と聞ゆ依て

其村の間の町數を以て六町を壹里と云るものを見たり本朝も上古より六尺四方を壹段とし六六三百六拾歩を壹段とし六尺を壹間とし六拾間を壹町とし六町を以て壹里といふ

但し田地の壹歩は上古も六尺四方なりし処中古に至り壹間を六尺五寸より改め壹間四方壹坪なるより田の壹歩も六尺五寸四方なりしを六尺三寸と聞ゆ今も屋舎寺の壹間の六尺三寸を京間と云ひ六尺と田舎間と云ふは田地寺の檢地の時代知事なる処を今も六尺五寸

四方と壹歩と云ひ習はせし所もろり又古換ハズと六尺三寸半と  
 用る正なりとワへども近世と古と復して六尺と壹間と久  
 然るに遠く世隔る文祿四年秀吉公の時世宮部善祥坊山口玄蕃頭  
 正廣経濟の道は委しく美曲の秀逸するに依て兩將は命ぜらるる諸國田  
 園道路と檢地せしむ其時五の數と加え五六三百歩を壹及とせしと  
 其謂をハ六々天地四方と合せたる數にて世界一盃は端なる數多れば  
 盈きハ欠るの儀なり又總もあく横もあく陰陽合体ふし五の數ハ上と  
 中央より四方と合せ五行と成る万物五行と離るるをあく五ハ欠る  
 數にて陽より故は陰陽合体して万物と生る儀と取て田地は五の數  
 と加えたるをさると云ふ其時西國より次第に國々と檢地と越前の國  
 へ到りし頃太閤兼去るに付檢地せしむと止る夫より東ハ太閤檢地せし  
 又田壹及三百歩と成るるを足利尊氏時代貫高の頃六貫壹匹の軍役と  
 勘定の為し安らうんぐ為三百歩と改りたるもゆりふ六貫壹匹軍役の  
 其始源詳らざるがれども太閤檢地の時陰陽五行の儀を以て五の數  
 と登して三百歩と改りたりといふこと道理の上は於て尤のやうふ  
 せむも恐らくは後人附會の說あらんは足利時代美敷の為り三百歩  
 と改めしといふ説是あらん

附地境へ炭と埋る原始の事

第十代

崇神天皇の禰宇夷狄と平定し給ひ第十二代  
 成務天皇五年乙未二月始り諸州と分て國造と定め三拾貳箇國とし

武江地所尺依金一巻之一  
 一國郡里發之事  
 元

給入第十四代

仲哀天皇の御宇貢物と定め給ひ

神功皇后三韓を征伐し給ひし御時彼國より井田の圖法を得玉ひ是は倭

ひく五畿七道と分け國の數を増し高昇とえくく阡陌と定め溝洫と

通し道路と分ち天下は遍く農と教へ玉ひ租税の法粗定るといへど

も上代ハ郡縣郷里の境も定らざりしは第四十三代

文武天皇の御宇海内と六拾余州と定め國郡の名備わり天寶年中より律

令も定り第四十六代

聖武天皇天平七年乙亥吉備公僧行基僧奉澄の三人は勅りて同十七年

乙酉近拾箇年の間諸州の郡縣郷里邑巷と撰定し奥州方今五鎮

守府と建し出羽國方今二ヶ所秋田城防冷羽後と置て以て東國と鎮

さへ筑紫の太宰府と建て西藩とし給へ東國の奉澄之と制し戰河より

中國までへ行基之と奉り其餘の國々の吉備公之と改正し其後第五十

五代

淳和天皇天長元年國名全く定り六拾八箇國方今八十五と成しあり又古

より五畿七道と分ちるといへども封侯も詳らざりしを閉争止時よ

く邊境穩らあらしめ故右の三使 勅と奉りて境の地は炭と埋めて

終界と正し田園と点檢し道路溝渠堤塘と修補せしめ田圃六尺四方と

壹歩とし三百六拾歩と壹反とし士民五拾戸と壹邑とし里毎に長一人

とえくく置き戸口と檢校せしめ租税の法も稍備ひきり炭の地中を在

て萬代不朽のりのゆへ境の地は炭と埋めて後來の證と爲ると是時と

以て始めん

天長元年申辰國名國數全く定りしより明治元年戊辰まで千四十五年の間更に變革あり同年十二月陸奥と割て磐城岩代陸前陸中陸奥の五國とし出羽と分て羽前羽後の二國と為し同二年己巳八月蝦夷と割割して渡島後志石狩天鹽北見膽振日高十勝釧路根室千島樺太の十二國とあり北海道と改稱し是より都て八十五國と成りし

一徳川時代地方始之事

俗語に地方と唱ると政務のこころ強ち田畑の收納諸帳面取調等の取計ひのこころ限るこころなりて都て経済の儀をわれば聖賢の道と本とし理世安民の志と念まば地理を委しく用水川除修復等の辨利を考へ稼穡の道と知り國を富し風俗と善するこころとを用ひ上下の損益と勘辨し農業の時と失ひがたかりて農道と民を撫育し公事訴訟等の取計ひに和みし理非と決断して國家安泰を治るべしとて昔とし當前の時務とも程よく取扱ふと地方功者とも云ふことあるは今の地方功者と用ひるる人に見るは民の困苦と厭ふは前後の勘辨も多し無理は取箇に進めし下は少しの有餘は是は物寄せ事は觸て課役と掛け民の疲勞をとも知らぬ眼前の利益とのこ手柄と心得當時の務事と専らとし美筆達者として諸勘定諸帳面と能く取調る人と地方功者と云ふ愚るあるは是等と業と能する人とも云ふるは又をば地方の流儀と云ふるは伊奈流彦坂流とて二流あり伊奈流は徳川初代の項伊奈熊蔵備前守といひと云入経済学を委しく美島通達と専ら租税の事と司り代官と勤めり是此流の祖あり又彦坂流と云ふは慶長八年彦坂小刑部と云入當地の町奉行とて伊奈氏と等しく経済

の道は達し政事委しく地方切者として此人より始まる然るも伊奈流をどと全備あり其上子孫断絶し及びしゆへ今彦坂流と知らるるをの多く自ら絶し伊奈氏の末と近世も連綿として徳川時代地方の規矩もどく伊奈流あり

一上方関東國分并田畑不同之事

附徳川氏の料所をた國々の事

関東関西と分るは往古と逢坂の関より東三拾三國と関東とも坂東とも云ひ同く関より西三拾三國と関西と唱えし処逢坂の関廢絶して今ハ箱根の関より東常陸國まで八ヶ國と関東と唱へ當時上方筋関東筋と國々を分け取扱ふは左の如し

外は伊豆 甲斐 陸奥 出羽 常陸 武蔵 相模 上野 下野 上総 下総 安房

此四箇國をへて拾二箇國と関東方と云ふ

上方を 山城 大和 河内 和泉 摂津

外は 近江 丹波 播磨

此三箇國をへて上方と唱へ五畿内三州と云ふ

右之外東海道筋中國筋四國西國北國筋とも云く上方筋と唱へ上方関東と云ふ分るは右の拾二箇國ハ関東方と云ひ其外の國々の都て上方筋と云て取扱ふことあり夫と委しく分てつゝ之を五畿内東海道筋中國筋北國西國筋と云ふあり

一上方筋の國々を平均をれど田方三分成畑方三分壹わり八州ハ田方少く畑方多々れども伊豆甲斐出羽奥州上と加まば大抵田畑等分る

之は依て保東の畑方亦取て出羽の奥州の内の田畑の米取よりて  
半石半米の引付の上方筋の畑米取とソレども三分壹銀納のりて関  
東の米取と同様なるものなり

徳川氏料所あり國々左のごとく

- 紀伊 尾張 伊賀 志摩 備前 越中 若狹 因幡 伯耆
- 出雲 周防 長門 阿波 土佐 於路 筑後 大隅 薩摩
- 壹岐 對馬

右廿箇國より此餘の國々何れも料所ありしあり

一石高之事

附分米の事

石高のり入の村高のりて田畑と檢地と土地と應りて上中下の位と  
分け石盛と極多田畑屋敷夫々の高を寄合せると石高と云ふ即ち村  
高あり高けといへも同じ然し高けと唱ふるは一村中の高何程のり  
と云ふは高と云ふは高と云て田畑の高を集めたる義あり迂の字義の會  
はしく物の集りたる意より高に限らば米は金に過ぎるが書き者て道路  
の四辻や道の出會へ集りたるを辻と云ふと同じ又上古より石高村高と  
云ふは家数と以て何百何拾戸の村と唱えし処鎌倉將軍の時代に至  
り文永の頃より買高地と足利時代に至り東國西國とも専ら買高と成  
一統何百何拾貫の村と唱へ其後關東の永高始り何百何拾貫の村と  
云ひ其後石高と云ふは以後は村高と唱ふ然まども石高の濫觴何れ  
の記録にも確しからざれども文祿年中秀吉公の命より諸國一統檢  
地より引續き慶長檢地よりて古制の追々廢絶し天正文祿の頃より石

高始りしと見えし石の正字ハ斛第九十七代  
 斛ハ拾斗あり石と提て之と驗をゆへ本朝  
 後世に至り斛の字を用ひた石の字と通用を  
 今石高と云ハ則ち年貢米石の納高より中古迄ハ民間ハ金銀の通用な  
 く諸色と交易して用と辨るゆへ百姓ハ米と以て物を求め又錢も何  
 るに取交て物を買し處慶長以來民間も金銀の通用自由は成  
 り叔遣ひ止しゆへ年貢も措せ取やうに成五合措の積りて叔高の  
 半分を米りて納るに付叔高ハ乃ち村高と成五分取の積りて米納り  
 成たる外村々異同も有りゆへ厘付といへて始り納方ハ土地稻作の善  
 悪ハ應り厚く取箇と極り村高ハ贈物のやうに成りて前件に通るに  
 て村高と云へハ中古より始りて往古も然りて後世も  
 ても諸國の高極り至て大切なるものなり

但し高ハ石高ハ限らば万部より諸色と積りて高く集積  
 したる形と云諸買高水高一事兩名のやうに心得る輩も亦共  
 甚だ遠くとも貴高と云ハ水何貫文ととも何貫りて田地の坪  
 敷ハ軍役と割付るより起りて諸國より又水高ハ東國ハ水樂錢通  
 用始り園東ハ限るより委りて木の條下詳るり又諸族の領知  
 諸士の知行幾方幾千幾百石といへハ古法は乃ち鎌倉時代まで  
 を何國も何百町何拾町と田地の町敷りて宛行りて其後買高始り  
 て足利時代ハ何百貫何拾貫と買高りて知行を又其以後園東の諸  
 士も水高何貫文と領知しる外織田豊臣の時代より領知石高ハ成  
 たる由然きと天正の頃より村高起りて様と見えたり  
 一分米と云も石高のともども總村高と分米と云へば一村の中より上

中下処々の畝歩の高とワムと此分米何程と唱ふるは是れ書付帳  
面等と高と本行は書き脇書は此及別何程と書くは此分米とハ書  
高何程と書て及別と本行は書た脇書は高と付ると此分米何百何  
拾石と書てとる一休高のこを分米と唱ふるは一村の内所々の畝歩の  
分は掛くる米と付るとワム心をも分米と唱ふるは

改正補訂地方凡例録卷之一下

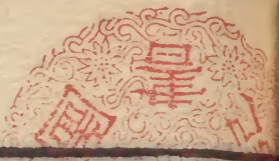
高崎

大石久敬士恭 著述

一貫高之事

附六貫壹匹之軍役壹騎人数之事

貫高ハ鎌倉將軍の末京都將軍の始より田地ハ貫高とワムと始まり  
行領知ふは此貫高を用ひ東國西國一歩は行ハしとて北條時宗の  
時代より起ると足利尊氏の頃より専ら行ハしとて見ゆる貫とワム  
を永錢の貫文ハハハハハ軍役の定と田地の坪ハ割付しより起りして  
るり又六貫壹匹とワムとワム是ハ田地千坪と壹貫と定め六千坪と六  
貫とし此六貫の地より軍役一騎と勤む我朝の古制より第三十七代





孝徳天皇天化二年戸籍計帳班田收授の法と作り由長三拾步廣拾貳步と  
 俊とし十段と町と為とらふより始り又古の壹反の三百六拾步あり六  
 千坪と壹町六反と貳百四拾坪あり軍役の積り甚だ六ヶ敷ゆへは尊  
 氏の時代より壹反と三百歩と直し貳町歩と六貫あるを以て直し一  
 騎役と分る又古へ士の知行貫高以前は田畑の町歩を以て死行ひ足利  
 將軍以後は幾百幾拾貫と家祿定まりより石高始りたる時代ゆへ  
 をべて貫高を領知し一畝千貫幾百貫と云ふの當時は民間の詞は  
 残り苗と百目苗壹貫目苗と唱へ田地百坪は苗百把と植へ是を百目と  
 云ひ千坪は千把と植て之を壹貫目苗と唱ふるゆへは壹万坪は千把  
 貫目苗は當りあり凡田壹歩は畝壹升と積り拾貫は畝百石百貫は畝  
 十石の當りとらひて三百貫の知行は田地百町あり畝高三千石當  
 時の石高十五の石盛は准りて高千五百石あり畝數は千り五合指五公  
 五五五取は積りて高千五百石あり又往古三百貫の所領は千り軍役  
 五拾騎に當る古の壹騎は人數幾許の知れどは當時の一騎は知行  
 高貳百石以上を侍貳人馬口取壹人槍持壹人草履取壹人自身とも云へ  
 て六人あり今世の積りては千五百石の高は五拾騎の軍役勤むべ  
 きとらひ然りとらへども昔時の農兵分まは武士土着の時のては  
 當時の引當りの成りては又右の貫高今も武蔵相模上野辺に稀に  
 ありて石高の元より多く無反別の村あり貫高永高とも慶長  
 以来壹貫と高五石替の勘定は然る處武州久良岐郡杉田村は貫  
 高の割付と見請らるる永壹貫又と高貳石替の積りあり然るに村に寄  
 りは米らるる都て五石代とも見えは備又関東は永高と云ふ儀あり

て鑛倉辺の寺社領ハ何れも永高あり又村高より永高の處ハ永高と  
買高と混雜しく既當時ハ一事兩名の様ハ心得革も多し買高と云  
ハ右ヨリハ如く永高の買高と云ハあく田地へ軍役と掛ける名目にて  
仮買高と名付たるあり永高ハ中古年貢と永樂錢とを納め我朝の  
鑛四錢の替へ永樂一錢と用ひ其頃より永高と云儀始り買高永高ハ  
悉く譯違ひたるにあらざれば後世に至りてハ相紛を當時の買高村永高  
村何れを詳くあるに既右杉田村割付口の見出しより買高割付の事  
と認め高付ハ永高何百何拾貫文此高何程とありさへは買高村とも  
永高村とも分らば定めて古代ハ分るる儀は有るべし當時より  
ハ支配後入村方よりも不穿鑿ゆ紛まざるに相聞へ當時の買高村  
永高村何れも可なり

永高の事  
永高の鑛鑛ハ京都將軍の時代其乱打續き鑛錢司の官も名のよりあり  
通用の和錢少く依て異國へ砂金を渡し錢を買求りしめて國用と足せ  
其内明朝の永樂錢勝まき宜く多く渡來し其上又應永年中鑛倉管領  
足利滿兼の時當て相州三寄浦に唐船漂着し船中を點檢するに永樂  
錢數拾貫を積しゆへ京都將軍義持へ訴へしに關東着岸の上ハ滿兼得  
分たつべしと命ぜりしより之と關東は通用を依て東國筋称く永  
樂錢も分る成り年貢の分はまきて永樂錢と納むべき旨命ぜりし外  
錢四文ハ永樂錢一文の相當と以て通用を故に其頃の年貢ハ初と錢と  
と以て納む然るに永樂錢ハ外錢四文の替りよ公納は相立は付せし  
又其價を以て通用を扱其項を石高の如く往古の遺法より武士の所

領町歩も有て重し買高あり永樂錢通用成てより田畑反別し永樂の  
納め高を直さず付今の根取と云りの如く其買敷と合せて永高と唱  
へ則ち一村の高を用ひし其時代の檢地より反別は大半小なりと云  
ひ又小割なり又田畑上中下の位も別れ永高とて別は檢地せしと  
てくを承し上田壹反は永何程中下も夫も永高と極め知れ同然あり其  
永納辻を合せて一村の高と成此故に永高も土地の位は随ひ高下なり  
て壹貫文の地所も廣狭なりて定數多く是を永別永盛ふと云り又高  
永壹貫文の納五石と納り畑方の直は永樂錢と納む若し外錢を以て  
納むは永樂壹錢の代りも他錢四文と納む其頃の納遣ひの時節とて  
年貢も納りあり其後米納り成て五合摺の積りて永壹貫文の米納  
石五斗代は成たり今も永高の場所は永別永盛とのへてなりて永高も  
原豊田周智の三郡三州八名郡邊り檢地石盛なり石高もなり永帳も  
なりども永高を用ひ石高は永盛の幾百幾拾文と掛寄合せて永高とし  
永壹貫文を高五石代とし其高と後高と唱へ諸掛り物等ハ此高を用  
ひ檢地石高ハ納所高と呼び年貢ハ納所高と納む畑方の永盛壹貫文  
幾幾百文とし納りてあり東海道筋尾張邊りて永高の村令も交  
りてあり上州緑野郡鬼石村三波川村ふと無高無反別りて永高あり  
鎌倉の寺社領尾州熱田宮ふと朱印も永高りて上方筋遠國よりありて  
あり中古石高始まりし時分ハ永壹貫文と高拾石より拾五石より積  
りたると見へ賤と定法もあり處慶長年中伊奈備前守檢地の節より  
永壹貫文より納五石納りて始まり其後納相止り石高等は替りても  
右の引付を以て永壹貫文は高五石代の定法は成たり右の壹貫と拾石

とも拾五石より積り定りたる石高ふしと去ハ定めて永高をいふ  
 貫高の様は有べきを既に右に記す杉田村の貫高は當時貳石代の勘定  
 あり又鎌倉の村鑑は延宝二寅年成瀬五左衛門代官の節貫高壹貫石  
 高壹石八斗七升又ハ壹石八斗八升あどりて高付たりし村もつて區  
 々ハ聞ゆ永高ハ徳川將軍時代ハ成り五石代ハ極り當時小物成金等の  
 正永ハ高ハ結ぶも五石代ハつて往古貫高ハ國々有たるよしハ付  
 今諸國ハ遺法ハつて去るや遠國の事ハ知らざるも永高ハ關東尾州  
 邊までハ限りたるてあつて當世ハ至りてハ貫高永高混雜して相辨  
 るもの稀く一事兩名の様ハ成たり勿論當時の貫高永高とも古ハ鑑  
 倉時代の仕法こそをふし往古ハ永盛ふどりてつてあつて中古天正以來  
 の事と見へり古代ハ釋ハ詳らふとつていへども當時關東とて水取  
 の分ハ永壹貫文と米貳石五斗代ハ積り田の取米ハかへ免錢箇何分何  
 厘何毛と厘付よりつて此貳石五斗代とつてハ當時の米相場ハ一向  
 引合はるゝとあむども古代ハ米の價も賤く永樂錢壹貫文ハ貳五石と  
 替たりと見へ永高壹貫文ハ年貢納五石納りし處中古米納り成り納の  
 半分米貳石五斗と成たり當りて以て今ハ郷帳の厘付ハ烟永壹貫文  
 と米貳石五斗代ハ致し尤も百年以來ハ米穀の價貴く成たり故實米ハ  
 直りて米貳石五斗と半分よりハ壹石貳斗五升代ハ成る然も近年  
 の當りよりハ壹石代ありてハ實米といひはぐりてつていへども古法ハ  
 廢せざる定法ハ相成り依りて郷帳五箇年平均の處ハ知行渡し等の節免  
 の高下と引合はるゝとハ付壹石貳斗五升代より取米ハ直りて厘付を致  
 せしことあり

但し厘付とワハ高を取米と除し幾箇何分何厘何毛と免と付  
るに依り

一反高之事

新田と取立るとワハも此地等々至て悪地又と池沼等の植出し  
堤の外定まらざる地等々も出水の度毎に押し流を様ある場所又ハ反  
別計の檢地取箇と付けて高に入らば田地と反高場とワハ右体の  
地牙と高に結んでハ年貢の外ハ高役の諸掛りありて取箇の外ハ高に  
掛り物と出せゆへ一向仕當り引合を作り入ふし又作徳も有やうに致  
せよに至て下免に致さばその成がたは付高に結びごとく反別  
計りごとく年貢を計り納るごとく閑東の池沼等多く反高場間々ハ  
反高にて一村立たる處も稀ハハかり先ハ多分持添あり然しなば閑  
発後進み地馴て高入も成を地所なれば反高にせは見取場よし  
置き後年地馴たる上りて相攻め高入に致せども前書の如き地畧ハ始  
終とも高に結びごとく故に反高に致せごとくなり

一小以高之事

小以高ハ高の名目より小メの儀あり反令ハ高三百石の村ありて  
上田高メ八拾石中田メ百石下田メ百廿石都合三百石の處より上田の  
分を幾口も寄せ付八拾石に成し牙を小以高八拾石と認め中田下田  
も又同様の寄せ付都合三百石と認めたるを内ノ小メを小以と  
ワハあり勿論高に限らば米金其外諸品幾口を内ノ之と内ノ之と立た  
る所を小以と書て小メとワハてり以ハ集り止るの字義を物に集

改正地丈目録 卷之十一 小以高目高

り止めたる義内を小しく集るとり儀則は小以上の下畧あり

一出目高之事

往古の檢地にて仮令バ村高千石あり、裏出入り入の何ぞ仔細ありて新  
檢に成たる時は於て之と千三百石より打出せば千石の古高よりして三百  
石を出自高と唱ふ又檢地出高ともいふあり上代を六尺五寸竿或ハ四  
寸竿もかりて壹反三百六拾歩の積りあり天正久祿の頃の檢地ハ六  
尺三寸竿に減レ又壹反ハ三百歩と減レ又新檢ハ六尺壹分竿より三百  
歩ありゆへに反別の余計に成るもの多し其上古檢を余歩も格別多  
く又を山附川添空地等なる村方を地所切添等もろくを傍々地廣に成  
居る少く新檢よりありては孰も村方も増えたり然し年々多分の川欠山  
崩れ或ハ海尺等と高の内引多く地所減るる村方ハ新檢に成て知く  
高の減るるもろくあり

一町反畝歩之事

新檢ハ田畑とも六尺四方を壹歩と云ハ三拾歩を壹畝と云ハ拾畝を壹  
反と云ふ即ち三百坪あり又拾反を壹町と云ハ夫より拾町百町千町と  
算へ上り多あり此町反畝歩と總名反別と唱へ又畝歩ともいふ且つ反別  
ハ石盛其外何品とも物と割掛るもの畝歩を其まゝに置き歩ハ  
田法三と割り何畝何歩何厘何毛と分まゝに掛る又田畑を坪と云ふ  
もの歩を殘置て畝より上り三と兼むれば何方何千坪と歩に成あり  
本朝田圃數量の起り前記をことく  
孝徳天皇の御宇田の長さ三拾歩廣さ拾貳歩を段と云ふと云ふは上古ハ  
三百六拾歩を以て壹反とし此壹歩ハ六尺四方あり中古に至ると六尺

五寸は改り又天正の頃より六尺三寸に成り慶長元和の頃より古く復  
して六尺四方と壹歩とに京都將軍家の時代は買高始り三百歩を壹反  
とし天正文祿の頃石高始り其頃より畝とりの名目起り壹反と拾一  
割より三拾歩と壹畝と極む豊臣將軍時代まで大半小とりの壹反の  
小割より壹反三百歩より其三分の二即ち二百歩を大とし百五十拾  
歩を半とし三分の一即ち百歩を小とし依て天正文祿の頃の檢地より  
幾反大幾拾歩幾反半幾歩ふと記したる水帳より畝の始まり以後  
大半小の負數ふし借又今田の字を用ひ古代を段の字と書たり  
段の物の限り町も田區の畔埒の字義あり尤も漢土にては田數は歩段  
町とりのことあり歩畝頃とりの我 朝の歩段町は准む漢土の畝の  
本朝の改りより段の字は町より今も三拾歩と畝とりのことあり漢土より

一 無地高之事

附無地高の類の負高の寺社へ掛ざる例の事

在来り上中下の反別は石盛を掛て寄せ付るとは只今々の割付高は  
不足分の高と無地高とりの然るも石盛畝歩たしある村はあは  
ことり又の作毛の外は桑楮茶添など多分り積り立て米は直  
し高は結び入る村高を殖したるもり是等の類を小物成高と名  
目を附るもり又の無地高と唱ふもり尤も無地高を大方高の内  
引ふる右体四木の類を高は結び入る分り引物より立て割付村

元地高

高の脇書何れも無地高と見せりとの記し置き又の古検の村方新検  
又入り何れも子細りて石盛直り古代の石盛より新検の石盛位くあり  
及別の格別増減もあく高の古高より減じたる処村高減しぐく地  
所あるは石盛違の分を無地高と唱へ高の内引よ立るゆゆり或の  
古来より何れも無地高に成たりやれ知らば仕来りて村方とも知  
ゆる類多し何れもくても田畑及別は石盛と掛て高の余りたるを都  
て無地高あり

一 無地高總村親高くと高の内引よ成て居るハ格別村中辨へ高に成り総  
百姓へ割合等よ成る負高の寺社高への掛ゆる例あり近年三州長沢村  
洞泉寺同村と負高の儀よ付出入の節無地高くと負高よある類へ向  
後年社高へ掛ゆるやりの裁許有たり

一 色高の事

桑漆諸本青芋クゴ真菰菅等の類と空地又の畑廻り等よ植立ての  
る分の其品と笑へて積り立取米と付け高よ結び村高よ組入る候まへ  
て色高といふ慶安年中信州の検地帳より野千米山半米よりの小物成  
よ高と付て本途高内へ入る色高と記し免五つ取四取もゆる四木高  
等ハ其品の名目とゆゆりし桑高楮高ふと記すもゆり又クゴ真菰菅  
等と野高と記すもゆりて唱方の種とあり一体色高といふハ小物成高  
の異名の様あるゆりのあり何れも高よ結び方ハ其品の價の高下と考へ  
又ハ納め来りたる役米永過と結ぶ米ハ壹石の高貳石永ふくハ五石替  
よ積り高入よいふことゆり割付郷帳等の記し方と其節の役入の  
心くく色高とも小物成高とも或ハ其品の名目何高入とも記すこと

色高野高



と見せしむる尤も小物成の類と高と結ぶハ村替知行渡しの節物成詰と  
て定納小物成米永は高と附け本途高と結び入ると小物成高と唱る也  
又前書ゼンシヨの品々古来コライより高と入て多見類の其品と檢地ケンチの  
慶長年中美濃國檢地帳ケイチヤウに桑高サウカウ高カウ何ナニも拾把シツバと壹束イツスツと高  
三升サンシヨウより五升ゴシヨウ位イを有て一定あり其村桑楮サウコの善惡ゼンアクを以て附しこと  
りや然れども小物成高といはしく誤違サマシひしとつへども右信州の小物  
成と高と入きたるは色高と記してあるより區々クニクニと相見へ高の名目  
を格別規定も多見と見へたり

一 野高之事

野高ノタカハ大方山高オホカタヤマカウと類し株草場等マクサバの入會イノヒの場所バシヨりとも又ハ持切モチキリの原  
成ナリの置カケの野高ノタカハ檢地ケンチの反別クニバと付たるも無反別ムヘンバの場所バシヨり  
ても高入タカイルの年貢ネンキウハ其村定免通シヨウメイトウり納め又ハ本高の内より抜て  
野高米ノタカメと別段ベツタンに納るも又ハ前條ゼンジョウのクニ真菰管高等マコモカウと野高ノタカと唱る  
も有りて色々イロイロあり下總國海上郡銚子シモサムライノウミノカミノサウジなどの野高ノタカハまづて入會イノヒの小松  
粗糸立ソコイタテ林場等ハヤシバハ村高の外より野錢ノセンと納るあり

一 海高之事

是ハ漁獵イサノリの海河附ウミカハツキの村方より高と結び水帳ミヅチヤウに載せ本高ホンカウ同然ドウゼンに年貢ネンキウ  
高掛カケり物等モノナラと勤シムるも又ハ水帳ミヅチヤウに載せ本高ホンカウの外ハ海高ウミカウ何拾何石と  
記して役金銀ヤクギンギンと納るも又ハ古来コライの誤りて高入タカイルの誤りて高入タカイルの誤り  
や知らざる村方多し尤も海川附ウミカハツキの村方より高と結び水帳ミヅチヤウに載せ本高ホンカウ同然ドウゼンに年貢ネンキウ  
の有村アリのムラをよづり稀ヒく一定せ古来コライより仕来シキりて見へたり勿論上  
古コよりのことと聞えぬが慶長ケイチャウ以後の事コトありし當時海高ウミカウの

村々も海上の空あるものゆへ何方より何方まで高内と定りたること  
もあく高に結びし何とて以て高壹石と極たるや知生然し古采極り  
たる時分の當ふし高は入をまじり定めて小物成高の様は其所の漁  
獵或は海草の所務と積り金銀何程上る濱方は付米金銀何程の納め  
てよりと穿鑿と透て田地同様と見て高に結びたると見へより又濱  
方より年々所務の増ゆるは高に結び年々金銀と納めてもより  
と心得て請たるふべし然るは田畑の年々種子と下し立毛生をねば  
未代尽ることふし然るは田畑まじり流作定らる地は高に結びて  
て反高より置く況んや海川の漁獵又は海草の所務は於てを  
濱の様様よりあるや又は風雨地震等の變災より海川の浅深も違  
えが魚の活きのあれば已が住り居る然るは今日魚の  
寄るも明日のたらくは海草の非情の物あり共是より校の尽る  
ことより種子と下し肥しを入る修理を加えて生育する作物は天地  
の變りて其年よりしては風水旱虫の難かり活きの心任せあるゆへ  
曾て極りたることなり魚住を海草枯たるとたの手入もあはれ海高  
は其處の負高とあり其村々も限りの未代までの煩ひあり故に中古  
より改りて海川と高に結ぶことハ停止とあり當時は何れも大漁なる  
場ありけり役氷運上の格別新規は高入はあはれなり尤もより  
下総國海上郡銚子領内の海高は元和の頃より始り又元禄年中私領上知  
より設樂勘左門代官所の節より始りたる村も有り尤も何れも村  
高の外より本途を入らば海高拾石は付役承凡を壹貫文程充て納む  
又村は依て少々の負數不同なり且つ古采高入の訳と然りとつへども

文正七年七月

上

村方にて今知るものふし勿論是より是等の限りも知まらば又同所川  
附并に村にも海高もたれり我後國蒲原郡信濃川五千嵐川ふとの大  
河なりと鮭鱒ホの大漁なりとも海高のふし

山高之事

村中入會の山なり山稼を以ては山村高と請け本途並の年貢を出  
し村高に結び入りあり此山高の結びやうの檢地の節反別を改る  
てもあく山稼の助成と見積り納め来る役米其村の免合等を見合せ  
高は直に又村より新檢を請け古檢の高不足なりと古高の減じ  
ぐく山稼もつるに付て山高を請も本高に合せおくるもつる又  
と峻崖巖壁等よりあは山を反別とつるも田畑石盛の位は藤ト  
高は倍々こもつる且つ又下り田畑あはるも目とて実へ畑と  
とあく粗製立木の山なり是等の山高といつては畑高は入ること  
あり

桑高之事

檢地の節桑畑の高は結ぶと桑三尺繩を以て壹束を高三并の積り  
よもはあり若しや短きとたれ或升りも積り桑の大木ハ葉とて取  
るこしゆへ右の束廻りも准とて見積り桑畑桑の間も夏作  
もど仕付もつる其村の外畑并に位付の畑へ植付とつる桑は桑  
高と別と結び入ると二重高もあつた付桑高を付て勿論桑の間も作  
物を木蔭もあつて出来方とつるしうづらゆへ檢地の節上畑と下畑と  
も下り畑も位付とつるもあり檢地以後地主勝手とて畑と桑  
し桑を仕立たりと桑高を附べきこととたれ尤も畑の廻りと空地

仕立るる又ハ山原等の空地ハ仕立るるハ桑高ト附てよりしをねど  
も古来より多クありて其ハ高ハ結バ右高の當りニ准ドク桑年貢  
ト申し付て然ルベキ末よりハ桑高ハ又刈桑ハ兼性よりしハ分量  
高高一見へても枝桑やどとあはれぬ束敷と積るるハ其心得ゆべ  
たことあり大木の桑ハ上州利根郡甲州郡内領等より是等ハ一体地  
性もよりしハ刈り伐らるる又奥山家等より木のむらりと伐まば本  
木枯るるより刈桑ハ刈り伐らるる大木より置き桑を扱まると  
より桑高の儀ハ古来の前件に通るるより近來の檢地  
等の桑高とハことあり又桑ハ限らば楮茶漆等より畑よりをバ檢  
地の節植物ハ拍りて土地の位より石盛を附るるより取極り當時  
の儀ハ古檢の村ハ格別新檢の村方より桑高等より儀ハ  
起ことあり

一 楮高之事

楮高ト附るる桑高同様ニ改めり壹束ハ高五升と積り或ハ五升短  
を三四升より極め其外取計ハ方桑高同様あり尤も桑楮とも民家助  
の儀ハ格別勝劣なしとハいへども桑ハ兼性より束ね楮ハ兼の多は枝  
りもろろるものゆへ同ト三尺繩より正味は多少なり村楮の方  
ハ高と多くりて是より畑より分ハ當時の檢地ハ植物  
ハ拍りて土地より石盛を附るるとあり

一 柘高之事

田畑無及別々村高よりりる處より檢地時代も知まぬ勿論水帳

もあく何と以て高と附ちつとつゝ濫觴も知まざる処なり是は上古高  
反別等もあつて稻の束数と以て年貢と納り百姓持地も何拾束何  
百束約々田地の取遣も束数とつゝ其後買高永高石高等追々  
始り諸國檢地つゝ處極山中あつて往古と人跡も知まざる場  
所等度々の檢地も浅く或ハ文祿慶長以後開闢の村も遠境片鄙ゆる  
國府へ知まらる村あつて後世に至り年貢を納るやうなあり百姓  
り前銘と持分の高の積らるゝ一村一抓と何百何拾何石と極りた  
る村も稀なり是を抓と高とつゝありやうの村方へとて定免な  
て小前の石高の多く取米高を銘と持高として諸役并に入夫等と取米  
過ぎ掛に相勤るなり昔し永祿年中江州淺井家の幕下は多羅尾某と  
多羅尾村とて高八百石余の村なり高なりとて無反別則ち抓と高な  
り尤も抓と高とつゝ唱へ計りて書物等の名目とを記らるること  
あり

一 除地高之事

除地とつゝ朱印地は續た重きこととて寺社境内并は免田畑居屋  
敷等無年貢の証書つゝ又を前々檢地帳外書と除地と記してつゝ分  
を高の有無も除地とてその外の無年貢地は見捨地と唱ふ勿論寺社  
領等も高反別つゝもつゝ反別つゝて高なる処もつゝ無高無反  
別の場所もつゝ高のつゝ分は除地高と云ひその外は只除地とつゝ  
唱ふあり村内の墓所屠馬捨場等と除地と心得るりの多し是は除地  
とつゝそのつゝ檢地の節繩外の見捨地あり右の外も道川堤

溝等と檢地の時分繩外の見捨より此地丹色より何より水帳外書  
一記し置くことなり

一除高之事

除高といふは寺社境内或は神佛免等と村高に結ひ高の内引に相立年  
貢諸役を勤めけり高と除き高といふは又年貢に納め外高掛り物人足等  
と差出けり高より仮令へを三百石の村にて貳百五十石を諸役相勤  
め五十石を何より子細のりて年貢に納め諸掛り物をりて除くと除き  
高といふは又年貢諸役の村並に相勤も普請人足等も付て本田と  
相勤め新田高の相勤めけりるをりて類もり其品よりりて除くと  
除き高といふは除地見捨地といふ誤違ふことなり

是を私領村替等の節仮令へは高五百石四ツ取の村にて只今より知行  
より居る處此度外の村にて高五百石渡る此村に三ツ五分の村に付  
五分だけ最初取来りたる村より物成不足に付五分だけの高を其村内  
にてり又ハ他村にてり五百石の上増してりては高といふは勿論  
厘の高下計りりてりてりて双方の村の小物成高掛り米永物成詰りハ高  
に結ひ多少を見て物成不足にけり高とて渡まを込高といふは仮令ハ加  
増地壹方石相渡ると下免の村多く平均三ツ五分に當らば三ツに當  
る物成米三千石にて五百石不足ゆへ米五百石だけ村方と別増渡  
りて壹方石の拜領高に壹方貳千石に渡り貳千石を込高といふは  
徳川氏時代を三斗五升入百俵高百石と積るに付知行高よりハ三ツ五  
分の定法あり私領より家中の物成に多分三ツ五分よりりて四ツ物

成とて四斗入すとい四斗貳斗入百俵とて百石と極たる家柄もろり成  
ハ知行物成の外は高百石と付四人扶持六人扶持充附たる家柄もろり  
あり

一 延高之事

是ハ知行渡の節仮令ハ高壹万石物成詰とてこれる延高とて引替相成  
り是すでの領知ハ三ツ五分取り物成米三千五百石納りたる所此度  
渡りたる領知と四ツ取り物成米四千石取り先知より米五百石相  
増せども拜領高壹万石の高と減まることと成がく物成の増し構ハ  
お壹万石相渡す付増米五百石なりの高千貳百五拾石あり此高の  
分と延高と唱ふ然し万石以下の物成詰とて村替等もろり付知行割

但し右延高の仕出し方を先知行の取米二千五百石と當知行の免四  
ツツ除きねば高八千七百五拾石と成る壹万石の内右高と引き残  
り高千貳百五拾石と出るなり此分と延高といふ

一 物成詰之事

附知行渡し三ツ五分の癸り并永方貫代之事

私領渡しの新田渡し方并取箇免上之事

私領渡しは竹野山開発心得之事

是と知行渡しの高百石と付米三斗五斗入百俵の當りて米三拾五  
石免とて三ツ五分に當るをれと私領へ渡しとては夫と免の高  
下りたる付其村の物成本途并小物成米永郷帳組の分と打込と高  
百石三ツ五分に當るなり割合三ツ五分より高免の村方は又下

免の村と差加へ高とを拘りて物成して増減するは人物成詰と云  
 然し拜領高千石の物成四百石なり免四ツに當るとして三ツ五分に當る  
 やうに千石の高と減省して渡まるといふはあつたこと一付三ツ五分に  
 當るべき村方と相糺し割合て相渡をせり又千石の村下免も三ツ五  
 分の物成不足をせり外村にて不足なけの米に當るやうに千石の上  
 一高と増し込高よりして是は新知の工作り或は村替等なる分の  
 三ツ五分に拘りて只今も納め来る本途小物成の石数を以て引替  
 双方の村方本途小物成と打込で物成詰して引替る多り又古米の万石  
 以下計り物成詰して万石以上を物成し拘りて石高より引替るより  
 然る処何もの頃よりや近來万石以上も村替加増地等の物成詰し成  
 りと甚だ損益あり或は万石以上以下とも加増地は三ツ五分より高免  
 と當る村方渡りたりて其時の振合よりしてなり又不首尾より領  
 知の内壹万石より貳万石より引替地等とあるは是は又物成詰  
 る石高より引替るなり併又万石以下の役人知行よりして  
 勤役中の蔵前取と願ひて引替るとは是れをの知行千石の物成貳  
 ツ五分三ツ位に當るといふは蔵前より百石百俵の積りより千  
 俵渡りし付三ツ五分に當るやうの類の物成詰とあるはあり  
 知行渡りの儀古來と役格より物成の多少なり永方の永壹貫文の  
 米壹石貳斗五升代に積り米を直し厘と付来りたる処享保七寅年より  
 厘の三ツ五分の勘定に定り永壹貫文米壹石に積り三ツ五分にて渡  
 りやうに成たる処又元文元年より古來の如く永壹石貳斗五升

免の村と差加へ高とを拘りて物成して増減するは人物成詰と云  
 然し拜領高千石の物成四百石なり免四ツに當るとして三ツ五分に當る  
 やうに千石の高と減省して渡まるといふはあつたこと一付三ツ五分に  
 當るべき村方と相糺し割合て相渡をせり又千石の村下免も三ツ五  
 分の物成不足をせり外村にて不足なけの米に當るやうに千石の上  
 一高と増し込高よりして是は新知の工作り或は村替等なる分の  
 三ツ五分に拘りて只今も納め来る本途小物成の石数を以て引替  
 双方の村方本途小物成と打込で物成詰して引替る多り又古米の万石  
 以下計り物成詰して万石以上を物成し拘りて石高より引替るより  
 然る処何もの頃よりや近來万石以上も村替加増地等の物成詰し成  
 りと甚だ損益あり或は万石以上以下とも加増地は三ツ五分より高免  
 と當る村方渡りたりて其時の振合よりしてなり又不首尾より領  
 知の内壹万石より貳万石より引替地等とあるは是は又物成詰  
 る石高より引替るなり併又万石以下の役人知行よりして  
 勤役中の蔵前取と願ひて引替るとは是れをの知行千石の物成貳  
 ツ五分三ツ位に當るといふは蔵前より百石百俵の積りより千  
 俵渡りし付三ツ五分に當るやうの類の物成詰とあるはあり  
 知行渡りの儀古來と役格より物成の多少なり永方の永壹貫文の  
 米壹石貳斗五升代に積り米を直し厘と付来りたる処享保七寅年より  
 厘の三ツ五分の勘定に定り永壹貫文米壹石に積り三ツ五分にて渡  
 りやうに成たる処又元文元年より古來の如く永壹石貳斗五升



代の積り厘の三ツ五分りて渡をそとに成たり

但し小物成永方物成諸のつとに節の永壹貫文米壹石貳斗五升替  
りて米直し免と付り右物成諸は小物成の儀の米永と  
定納物と郷帳外書とこれあつた組入る然まとい諸運上請負  
人等りて年季物と増減あり又ハ分一類りて年々増減の浮  
役のたつと郷帳組有とも物成諸のちりどして其の上を除く  
又私領前との仕来りて定納物のる郷帳割付等と書き載せらる  
分りることあり畢竟不案内ゆへ付若し知行替等々の節の  
りやりの類の其掛りへ問ひて郷帳組入る差出りてしうへ  
たことあり

書面并に附左の如し

一新知并に由加増下されり初知行割付仕即儀の格式にて物  
成厘付の高下前との例を以て由勘定方と割合仕来りへ共  
知行被下り儀を役儀の格と以て物成積りの多少の差別をせらるべ  
ぢやりの坐あり自今ハ三ツ五分は相極め被下りて然るべく奉存り  
畑方永取の分壹貫文と米壹石貳斗五升代の積りて以て厘付の  
来りへへども自今壹貫石替の積り割合然るべく奉存り以上

附紙

金壹兩に付米壹石積り儀ハ前より由勘定方の法に候間時  
の相場に拘り申さば壹貫石代を以て米を積り来りへとも知行  
割計りハ本文の通り仕来りて



私領とては區別なきまことに當時の私領たりとも又料湯も成  
時節の天下の田畑の殖ることに始終の國益あり諸侯より以下何  
をも王臣あれど下との不為にあらずや政事を取扱ふことを仁政  
とも憐愍とも云ふべきあり當官の利益も見るべきは私領并は民  
家の不勝手ありても構はゆるやある見識りては仮令地方功者と  
りしとも不仁の至りと云べし

一四一高之事

四一高の國とては高よりは奥州方今五國伊達守多國信夫信  
國の三郡より用ひ此高より仕出を夫錢七百文替出首と云て高掛り小物  
成らるる其年の取米と以て持へたる高より依て年々不同なり郷帳  
に古小物成の首書は四一高と記し置て古二品の物成り物成  
餘國よと聞えり伊達守多國信夫信國の三郡は七石代の場野ゆへ  
年貢納め高他國他郡は稀ある安石代ありは取米よりなる大造あり小  
物成と見えり

但し四一高の仕出し方ハ本途見取総取米と四一りと除し位を一位  
上げく四一高と呼ぶ假令は取米十石と四一りと除まれば貳百四拾  
三石九斗貳合四勺貳才と成る是を一位上げく貳千四百三拾九石貳  
斗四合貳勺と見と四一高と云ふあり

一四一高の発りハ其説區りて詳くは知るものなし一説は右高は掛  
る夫錢の姓古より引付の高掛りものゆへ古米ハ四ツ一分の定免あり  
より付四ツ一分の厘と以て當時の取米と除まれば古米の高よりあり  
かへは古高百石より引付の夫錢永六百文充掛る為り四一りとて本途取米

と除し古高と括へるとり右よりみ如く四一を除し一位上げく四  
一高よりみと見く四ツ一分の免り古高を仕出を方酌當と見え  
たり然る何もの項より見取米を加へ當時の本途見取米と四  
一を除し見取の高外の物る仕古高返をよ前書の通り本途計  
りの苦あり當時見取米を加へると不審あり若し何もの項誤りを見  
取米を加へ其後引付る成るも知まじ  
但し高免と兼ねば取米出る取米を免りて除まれば高より  
あり

又一説は長谷川庄五郎とつるりの考察は四一高とつる本途見  
取総取米と四斗壹升俵は直したる俵数として知行物成等百石百俵の積  
掛る品あり俵は直さずとも取米壹石夫錢何程と掛ても濟むる  
と俵は直したる誤り七百文替出目とつる掛り物なり是は本途見取米  
と口永と加へ夫の右の高掛り夫錢并は足前拵木役とつる定納小物  
成永とも三口と加へて永は出目永と掛るとは物成米壹俵は永  
拾文充諸掛り入用と免し残り永と元永と一を出自永と掛り取立る右  
壹俵當りの諸入用と引ると俵は直さずとも成るがこれ一付一同は俵  
は直し置き夫錢は俵掛りといふたるとの何れも後人の評  
して往古其濫觴は如何あると古老の役人又ハ邑里の父老も知る者  
なし然るも四ツ一分の免り古高と仕出と見る方理近うみし  
四斗壹升俵は直し壹俵は永拾文ツ諸入用の為め免るとつる其謂  
を分て難し四一高百石と永壹貫文の位と見て引落し残り元永あり

ること何故引落すや意味知るゆへ長谷川氏の考へる諸  
掛りの入用は壹俵は永拾文充と免し元永は立るとの案ありん  
し両説孰まは是非と極めたり猶又夫錢足前掛木後七百文替出旨の  
儀の末の條下より

廿貫百石之事

附永の四割高の貳割替高五石替之事

上方関東物成寄合差之事

廿貫百石といふ法の古米より定りゆりて永高廿貫文ハ石高百石と對  
を合永高の村並は小物成永等と高は結し永壹貫文高五石替の定法  
ありたるも古米廿貫百石より發りたり又永の四割替といふハ永高  
をば取米五拾石と得る四除まは以て永の四割替と云ハ高の貳割替  
といふハ高百石と二に除して取米五拾石と得二除まを以て高の貳  
割替といふより永高廿貫文石高百石の取米五拾取より米五拾石と  
永高廿貫文より除まれば永壹貫文は米貳石五斗と云取米五拾石永  
廿貫文と對用して永拾貫文米廿五石と當り高百石の米も五拾取  
五拾石永貳拾貫文と對用するゆへ米貳石五斗永壹貫文と當るる割  
合ハ関東貳石五斗代の發端あり又貳拾貫文と法より永と除まれば  
石高と得る永は高五石と乘りとも同じことなり猶貳石五斗代壹  
石貳斗五升代のこを末の條下は詳なり即ち貳拾貫百石の算法  
左のごとし

一永高廿貫文

何村

此取米五拾石

但し貳石五斗代

永高拾貫文

此取米廿五石

但し貳石五斗替

永高拾貫文

此取米廿五石

但し石同所

此永拾貫文

一高百石

右村

此取米五拾石

但し高免五ツ

高五拾石

此取米廿五石

但し免五ツ

此取永拾貫文

此米廿五石

石の高を結ぶ法よりて田畑六分違とつゝの根元あり

一永壹貫文と高五石と替るの発りの相州三州邊永高の村田畑千坪と  
永高壹貫文は當て右千坪と田法三より除るは三反三畝拾歩と成る  
是へ拾五の石盛と兼しと高五石と成る是檢地の法よりて凡を壹拾壹升  
毛の積りて以て壹反の畝三石五合摺よりて米壹石五斗とある則ち十  
五の盛あり是を兼しと永壹貫文高五石と代るなり

一國々所より由て種々ある石代の法ありと元米土地の善惡諸穀價の高  
下より発き又軍役騎馬積りある國々遠近より運送の長短等以  
て知行物成と積りたると見えざる其故の上方知行と奥州方今五箇仙

正上地ノ所ノ金  
卷之二

臺前知行といへば倍違とあり上方を廿貫百石仙臺ハ拾貫百石と積り上方知行百石仙臺知行貳百石は對用を然きハ上方關東ハ永の四割替高の貳割替仙臺ハ永の五割替高の貳割替と知るべし仙臺ハ限らむ出羽方今二國奥州前越後九州等の片鄙遠境も此意を以て知行渡し石代等のてハ勘辨ありし

一 田畑六分違之事

附一五の法発の事

田畑六分違とあり石盛取米とも田畑の勝劣を以て位々分ちたる石法あり石盛と未の箇條を記さざると田畑とも上中下ニツ劣りして田畑と對用をると上畑の石盛を中畑の盛と同然と云ひ傳へると中畑の石盛と對用をると夫より田畑六分違の六と無くと則ち上畑の實石盛と成る候今の上田十二中田十下田八下と田六ありが上畑ハ中畑の盛拾六分違の六と無くと六の盛はあり夫より中下下くとニツ下り石盛の附べたるは近年ハ六分違の古法と云ふ所もや大概上畑と下畑の石盛と對用をるとするは付るに成候地の法のやうに成たり六分違と云ふ中畑と上畑を四分劣りある処下畑の石盛は直上上田は用とぞ中畑は貳分劣り又當る直は用と云ふ下畑の盛は對用をるとあり六分違の法左に記を

一 上田壹反歩

此分米壹石貳斗

此取米四十八升

但し石盛拾貳

高五五ッ  
實重四ッ

是を石盛の極ると坪切をいへば壹坪は壹升毛壹反三百坪は  
<sup>モミ</sup> 籾三石の内二割を引た貳石四斗と成る之を五合摺りて米  
壹石貳斗なり是拾貳の盛より五分五分の取りと米六斗の内を  
<sup>イロヒ</sup> まく貳割引き四斗八升の反取と成る五分取の内を貳割引ハ四  
<sup>ツメ</sup> 公六民の積りあり高は結ぶるも貳割引き取と付るも貳割引  
<sup>ツツ</sup> へま都合四割の引よりんこと古法あり五取と記をハ空里より  
<sup>カク</sup> 實ハ四取あり上方関東とも斯の如く反取を四除して石盛を知  
<sup>カク</sup> るなり

中田壹反歩

此分米壹石

但し石盛拾  
<sup>カク</sup> 實里四ツ

一下田壹反歩

此分米八斗

此取米三斗貳升

小以高三石

此取米壹石貳斗

但し石盛八ツ  
<sup>カク</sup> 實里同断  
<sup>カク</sup> 平均石盛拾と書き  
<sup>カク</sup> 平均五ツ取  
<sup>カク</sup> 實里四ツ

一上畑壹反歩

此分米壹石

此取米四斗

此永百六拾欠

反石盛拾  
<sup>カク</sup> 但し石盛拾  
<sup>カク</sup> 高は五ツ  
<sup>カク</sup> 實里四ツ  
<sup>カク</sup> 但し貳石五斗替

一中畑壹反歩

此分米八斗

右同断



五正北ノ石銀 卷之二

此取米三斗貳升

此永百廿八文

一下畑壹反歩

此方米六斗

此取米貳斗四升

此永九拾六文

小以高貳石四斗

此取米九斗六升

此永三百八拾四文

田畑合高五石四斗

此取米貳石壹斗六升

内 米壹石貳斗

米九斗六升

此永三百八拾四文

右畑カサモリ反石盛田畑同免畑米ハタケの貳石五斗代反直段カサ子を以て取永ハリ子を極め田

を實米畑ヒトミの虚米ヒヨミあり六分違チカひくと畑石盛并カサモリは畑實米直段カサ子を左ヒトミ記を

依て石盛下ヨソゆへ高コノモリ減サガをねぐも取米コノモリの減サガをたると免ヒトミ畑カサモリの米カサ子

たりのあれハ米カサ子の反取カサ子のゆへまき謂カサ子をふし然ヒトミきとる免ヒトミを付カサ子るよハ米

あくてを成カサ子ぐとたよとろく六分違チカひの直段カサ子を以て反カサ子實米カサ子の反取カサ子を

付カサ子たるものあり

田上中下右同断

小以高三石

改正北ノ石銀 卷之二下

但し石盛八ツ  
厘右カサ子同し  
但し右カサ子同し

右同断  
但し石盛六ツ  
厘右カサ子同し  
但し右カサ子同し

平均八ツ  
高カサ子五ツ  
實厘四ツ  
但し貳石五斗替

田取米  
畑取米  
但し貳石五斗替

此取米壹石貳斗

上畑壹反歩

此分米六斗

此取米貳斗四升

此永百六拾文

中田石盛拾六分違

但し石盛六ツ

但し免四ツ  
但し壹石貳斗替

是を反石盛へ中田并拾六分違の六と兼し実石盛六ツと  
得る実里四ツの免と兼すと取米貳斗四升とある六分違ひの  
法壹五と除し取永を得る又壹五の法とつゝを貳石五斗の  
直段は六分違ひと兼すと実米壹石五斗とある則ち米の實直  
段あり又反及取四斗と六と兼すと貳斗四升の及取米と海  
る中下何れも同断あり

中畑壹反歩

此分米四斗八升

此取米壹斗九升貳合

此永百廿八文

下田石盛八六分違

但し石盛四八

但し免石と同し

但し直段右と同し

下畑壹反歩

此分米三斗六升

此取米壹斗四升四合

此永九拾六文

下田石盛六六分違

但し石盛三六

但し免右と同し

但し直段右と同し

小以高壹石四斗四升

此取米五斗七升六合

此永三百八拾四文

但し免四ツ  
但し壹石五斗替

二七二

二七二

二七二

田畑高合四石四斗四升

此取米壹石七斗七升六合

免四ツ

米壹石貳斗

田取米

米五斗七升六合

畑取米

此永三百八拾四文

但し壹石五斗替

右の通り六分違ひの法を以て石盛直しその取米永は相違あり

一田畑六分違ひ一五の法とり入を高百石五取田畑取分より発りたり

仮令を

高百石

此取米五拾石

高五ツ取

米廿五石

此水米十五石

畑方

但し田畑等分より取分たり米あり

術は曰高百石は免五ツと兼りて取米五拾石を得る田畑を半分く  
二分け畑米貳拾五石とあるれば六分違ひの六と兼りて本米拾五石  
と得る是と畑の実取米あり又永高貳拾貫百石の積りと以てると  
たを永拾貫文は高五拾石あり此取米五斗成りて米貳拾五石は六分  
と兼りて拾五石は永拾貫文は對するの金壹兩は付米壹石五  
斗替りてこれを依て畑取米高を一五と除きれば畑取永を得るゆへ  
壹五の法を用ひてると是則ち畑永の実直段あり永壹貫文は貳  
石五斗代は替りて田畑等分同取りて高厘と見る仮直段より壹石五  
斗は実直段あり之は依て実米壹石五斗を仮直段貳石五斗と除き

文三十一 永二下厘八之法

一十八

ど六と得る是を田畑六分違ひの祭端あり其款を貳石五斗へ田畑同  
免等分の直段より壹石五斗へ畑をりの直段あり又壹石五斗へ貳  
石五斗の六分は當るゆへ田畑取米の六分違ひといふなり

一厘附八之法之事

厘附八之法といへ二割半の法より此八の法を用ゆること仮令へ  
ど田畑高百石五の免りて取米五拾石等分よて田米貳拾五石畑米貳拾  
五石は六分違ひを乗じ実米拾五石とある田畑合せて四拾石あり寺分  
の取五拾石の内是を引き残り拾石と実を置き四拾石と法より除け  
ど貳割半と得るは元の一と加へ一二五と法より一と除るは  
八と得る之を依て八の法を用ゆるなり又高厘と見ると田取米貳  
拾五石は畑取米拾五石へ一五の法より此米拾五石と加へ四拾石と成  
る是を八より除るは田畑取米五拾石と成る是を八より除るは  
ど厘と得る是を永方貳石五斗代五の取の法あり又畑永方貳石五斗  
と乘じ米より田米を加へても五拾石と成るなり

改正補訂地方凡例録卷之二上  
三十九

改正補訂地方凡例録卷之二上

務

高崎

大石久敬士恭 著述

一 檢地之事

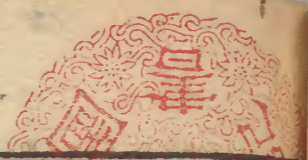
附居檢地之事

水帳登之事

古來檢地條目之事

新田檢地條目之事

檢地と土地の經界を改り正すの總名より田畑に竿繩を入まて反別  
と改り土地の位を亂し石盛を附け石高を定る法より國の盛衰氏の  
安危にも係ることをれど其理を辨へ其事に堪たる人よりんが必  
任せ難し先づ鄉村の高を極ることを第一に考ふべし田畑薄地より石  
盛高をとりて總へ租税を省くといへども民衰へて武家も又軍役足ら



大石久敬士  
一 檢地之事  
一 附居檢地之事  
一 水帳登之事  
一 古來檢地條目之事  
一 新田檢地條目之事

石高土地相應るるは物成減せたりて百姓も渡世足らぬ茲に於て地制の整ひたる地方に領する家の軍役能く勤るを礼義あることと云く民を農業を快く勵むる又能く法令を守る是を文武兼備國家安全の本なるべし故に仁政を経界より始ると去り地方を司る者此道理を辨し檢地つて必ず正直なまし只地墨石高の加ると功とし或は租税を厚く賦し物成の増と忠と心得るとは必ず政道の煩と成り異朝の昔井田の法なりとつども聖代の道其理高遠よりて百代の未だ於て其事を用るべし便ふし今用る處を田方百石の地割を以て天下に押及不し檢地賦税の本より後令が高百石の村三ツ五分の物成を納る時三拾五石の米を以て武家百石の軍役と勤ること古今の通法也其餘計

田方百石の地割の圖解

貳百間四方を四拾間四方充せ五に割て西北の隅四分を居村とし其内より上畑敷敷を取り中央壹分を空地とし村付二方を上田とし其次二方を中田とし木の折廻しと下田と云

改正地方凡例録 卷之二 上

高廿四石 上田貳町歩 石盛十二  
 高三拾石 中田三町歩 石盛十  
 高四拾石 下田五町歩 石盛八  
 高六拾石 上畑六及歩 石盛十  
 小以高百石

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |
| 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 |

屋敷壹軒前三及歩  
 壹及歩 家下庭園  
 内 壹及歩 藪敷  
 壹及歩 上畑

一石盛と上田壹坪に付叔壹升壹及と三石あり此内貳割と減とて貳石  
 四斗又半減米とて壹石貳斗是上田の石盛十二なり二ツ下とて  
 中田と下田と八ツ畑と中田は准と極高百石と成ると又二割  
 減ると于減批等と除くと外とて于減批を外とて正実壹升の内と  
 り貳割減ると種代五分欠代五分年々損毛一割と積とて正敷の内と二  
 割引くと石盛と極とて勿論水旱損百姓の貧富に依り稲の出来方  
 にも善悪ありとて坪所と用ゆると大敷の目當とて第一と土地の





易に再檢て入る儀なるをとり又田地の經步五尺と以て壹歩とるん  
と記ししる書ゆり上古の度量衡とも大木の二様ゆりて田地の米穀と  
計ると大柁と用ひ土地の廣さと積るよと大尺とて壹尺貳寸の尺と用  
ひと壹尺とし貳寸充延るゆへ五尺とて壹尺の延うて今の六尺四方  
あり大尺の五尺を小尺の六尺とて同敷るれとも後世とて小尺と  
云ひのりく又大尺五尺の訣と知るその稀く其断りたるを紛  
しきゆへ六尺四方と壹歩と記し尤ゆるれども古書は五尺四方と  
壹歩と記しる書もゆりて見るもの疑もゆりたるを其  
訣と茲に記す

一 徳川時代新檢以後壹間壹分充のゆりて加る法に成て六尺壹分の  
頃まへの檢地は六尺五寸或は四寸の竿を用ひるより世俗に申傳  
ふ今も上方筋遠國を古檢の村々六尺五寸四方と壹歩と心得て  
る村多かれども檢地帳を勿論の書物も記しるに曾てふし  
畢竟古代の檢地に至りて地廣ゆへ斯く六傳へたりと見えたり古も土地  
と量るる六尺壹間の積りるれども量地の抄ぐる為に間竿と壹丈三尺  
より一尺の中間を携へ歩行るるに西端と地を付て印しと記をよれ地  
より竿と大緊貳尺五寸位と見て六尺五寸と弦とし貳尺五寸を鈎とし  
算法に依て股を出るを地面六尺のりの二ツたるを以て抄の行く為め  
よ古来の壹丈三尺の竿を製しるることより後世に至りて之を誤りて六  
尺五寸四方壹歩の処もたりといふ得遠ひたるるべし勿論上匠家作の  
間竿は六尺五寸或は六尺三寸を用ひるを京間と云ひ六尺壹間と田

改正地方尺法 卷之二上

舎間と唱へ今も大厦高深のまて京間を用るるなり又田舎の歩の  
六尺四方たること諸書よも見へて 本朝上古より事のまなりは  
夏殷周二代の頃の井田貢助の法も六尺四方と壹歩と定めるとる  
より尤も世代は由て尺度の長短をり今 本朝より用る所の曲尺を  
商尺とて殷の代の尺より支那も唐朝より以来代々之を用ひ今和  
漢も同尺より夏の代の尺を我曲尺とて八寸三分三厘余周の代の尺  
を我曲尺とて六寸六分六厘余は當る 本朝の商尺を用ひ六尺四方壹  
歩ること古今の通法なれども古検の場所の外の云ひ傳へり六  
尺五寸或は四寸三寸の検地と云傳へるる今更論するも無益の事な  
らば其村に申傳へのゆゑより取箇とも積るべし又上古の壹反は三

七代

孝徳天皇の御宇大化年中班田凡長三拾歩廣拾二歩為段十段為所と定め  
給ひして日本記よも見へて扶持方壹人一飯貳合五勺の定めを遙く後  
世のとるれが扶持方の割に定めりるるをりたり只三百六十歩一日  
五合は當る勘定を以て後人附會の説るること必せり文祿年中豊臣氏  
の命は依て諸國検地の時々六尺三寸の竿を用ひ壹反二百歩は定まり  
今の三百六拾歩は當る是亦壹反壹人扶持の積りのより云傳ふこの  
時の大半小と云て壹反の小割りり大と壹反の三分二より貳百歩半

々百五拾歩小ハ百歩多ク太閤檢地ハ三百六拾歩の由世俗申傳ふとい  
 えども大半小の割にて三百歩多クと明らるる者亦六尺三寸竿三百歩  
 と六尺竿直せば三百三拾坪七合五勺に當る外六尺三寸にて今の三  
 百六拾歩程に當ると云傳ふるも其數に透びて不審多ク全古への三  
 百六拾歩に附會して申傳へるも又六尺三寸竿の儀ハ文祿の檢  
 地帳の奥書に間竿の數をしろの外何もの書にも見當らば然し當時古  
 檢の村々檢見歩所等徳川家よりも六尺三寸竿を用ひ村々より古檢と  
 三寸竿と申へ通法に成るるを今更敢て争ふべからざる只古書に  
 見當らば出所審らるる儀を述るの多きを以て地方の儀ハ古書  
 を以て出所の穿鑿疎くれば申傳へようやりの間遠多し慶長元和  
 頃より追々相極り元祿年中飛彈の國檢地の節條目緊と定りたるより  
 其後享保年中關東所々并大和の國檢地の節古法と正し改め取捨  
 たりて新檢條目定より今に至りて用ひ引畝高の結び方等以前より大  
 違ひたり依て慶長元和頃の檢地の新檢とも云ひくべし別て文祿以前  
 の檢地を壹歩の寸尺も確と分らん余歩等ハ猶以て悉く不同なり檢地  
 時代も知まば水帳もふしといふ村方多しハ壹反の田貳反の余もあ  
 り又三畝の畑五畝も八畝も有りて甚だ地廣る村方も有り又百石の

村にて田畑百石分はるる至て地詰の村も同くはりりといへども先  
古檢ハ地廣の場処多く相見へ水帳なりても當時の水帳とちがひ役人  
姓名印形等の多たもりりし姓名等ゆきとも至て粗畧の水帳とて當時  
の及別は引合を名前帳と用る村方も多くりり越後國蒲原郡るとい古  
檢の内より地廣の村方多く其中にも新発田領ハ奉應年中地改めせ  
し処至て地廣の村方多く其中にも新発田領ハ奉應年中地改めせ  
十歩半歩百八十歩小歩百廿歩と往古の檢地は取合せ及別と附直し高  
も古来の取高のこゝと取米辻と村高とて拜領高は合せ諸役等取米  
高よりいへば本高ハ草高とて名計りの高に成るるより夫れ他國は  
稀るる至て地廣の場処なり

一檢地ハ歩の數古檢ハ貳割新檢ハ壹割五分の餘歩と是れハ半  
際壹尺充除き両方より三尺引き屋敷ハ四方と壹回充引てハ屋敷畝歩不  
定法なれども僅々の小屋敷るごとく四方と壹回充引てハ屋敷畝歩不  
ちやうち成或ハ町立る屋敷隣家垣根境等の壹回充引てハ成か  
くれと是等ハ見計りて以て除たすハ藪林はる屋敷ハ藪林も除き  
て繩と入る若し大藪林のりる屋敷ハ見計りて藪錢林錢等を申付る  
てもなり依て古檢壹及歩ハ壹反貳畝歩新檢ハ壹反壹畝十五歩りる答  
さうといへども檢地奉行繩奉行等の心より繩竿の緩詰又ハ繩を請  
るるとハ晴雨朝夕の差別より延縮よりりり新檢の田地も廣狭あ  
るるとりり勿論檢地ハ天下の大法地方の根元より一旦繩と入るは往  
其繩と以て年貢諸役とつとめ實は民の豊窮よとて檢地は依るること  
て至て大切なりとりり故に檢地強くなれば百姓未に至り退轉し地所も

自ら空地に成るゆへ地頭も高計りたりて年貢納まらざるやう  
成行き又弱き繩にては無益に百姓に徳田と取らせ地頭を謂ふ不  
く損失のりるに付検地の仕方、悉く念を入る上下の為と第一に心得奉  
行役人正路に致さざるゆへ古今とも、検地役人の正直潔白にて地  
方功者と随分あつむとつへども其内にも若し不吟味にて狼戾の検地  
奉行役人等ありて民の難儀をもいとゞ百姓と苦しめ始終上下の為  
めの善悪をも顧みず聊くくろくも畝歩を多く打出し自分の功を致さ  
無慈悲の役人の手先は構りたる村方の繩もつかり高も増し未だ村方  
困窮の基となり果に地頭の損失と成りたり又民の國の元より百姓困  
窮されば國の衰微及び地頭の為り成らざることを辨へ未だの為

儀と勘辨して自分の功入の當時聊々の地徳を拘りたる萬葉の役人は  
掛さば下奉行竿取等未だの者やを吟味行届き繩の緩詰ふし筒標の手  
先はわくをたる村方の自ら入用等も少く當り前より正道の検地を請  
け未世までの仕合るる然るに検地奉行情弱くして下奉行手付のりの  
ども吟味も行届かぬ夫れ就てを不將の筋依怙具負の形法も計らざる  
く諸事不吟味ゆへ繩の延縮を不同なり得失不整と未代を上下の  
煩ひ是より由ることあり依て役人の賢愚志の善悪克く糾し申付べし  
諸亦天氣曇り小雨等の日の繩湿り縮り朝に役人竿取等出かひるる  
ゆへに勢ひよく繩の引方つらき殊に前夜改め置し繩のゆるゆる朝露  
にて縮るる因り朝検地の詰るものるる夕方よるれを繩たるるをも付  
き竿取共も終日草臥自然と引方もゆるく繩の締るるむゆへ夕繩ハ

改正地方月依録 卷之二

延るりのり且又檢地の打始りの諸事細り吟味し又歩詰ること  
り日数重るわと物母次第の付くりのり人打初の村の繩詰  
り数日相立未るりて繩緩むと初終晴雨朝夕の儀を勘  
辨り緩詰りの処と檢地役人随分心付るること勿論り尤も繩  
を管繩を用ひ一日は三度充間を改むる定法も免角一筋も免  
ことと付村に依り又一村の内も耕地もより繩の延縮をりて  
自然と反別の廣狭出来も付より念を入る心付るること

一間竿の貳間竿を壹丈貳尺貳分壹間壹分充の砂摺のため余計と  
盛込貳寸廻り位の竹或は木の末と銅にて張り壹尺充目と監り  
三尺目壹間目の印形の消さるやうに用ひることも有り  
印形と押し竹の皮を包む印形の消さるやうに用ひることも有り  
竹太くして重く取廻し勿論少しもゆるぎ有てはならず  
を水繩の性の吟味り筆の軸位の太さを三線堅く繩より  
波を引き強く抜き五拾間六拾間より倍し余り長き繩は不締り  
るり管の女竹の性よりたゞ壹間充節を抜き末と銅にて張り繩を  
通し管繩より壹間目毎は白き皮と付間数を記し拾間目より  
印しの糸をゆるやうにして用ひる是又繩管とも太くして重くして  
強く締り兼るり尤も管繩の重くするて締りより取廻しも宜し  
さる付合の多く管をしの繩より延縮するは念を入れて拵  
へ用るり然し定法の管繩を用ひるべきことなり都て繩檢地の反別  
詰るりのり其心得るべきことなり

一檢地の端尺古来の兩半不記と申法よく堅横とも間敷は半間の附き  
 元禄年中の條目より半間違ふ寸打及ふと然しるがう田  
 地の堅横は随ひ或は平均間より尺外尺寸をハ歩詰の勘辨は入ま  
 る堅横の間敷と水帳は書付るとは半間違ふ限るべしとあり其後  
 享保年中改りたる新檢の條目より都て端尺の分六寸壹尺貳寸壹尺八  
 寸貳尺四寸、三尺六寸、四尺貳寸、四尺八寸、五尺四寸と記さべしとありて  
 今ハ寸を改め檢地帳より六の數を以て前件の通り相記をことと成  
 せしむる尤も寸は加捨たりて縦合ハ三寸ゆれを捨て四寸ハ六寸と記し  
 前後と加捨して右の寸尺は合するを坪詰の端尺の間の法六  
 寸を除し分より相合するハ端分の不尺の出ることをり又反別  
 と出さば壹歩ハ檢壹尺五畝と記し壹尺五畝貳歩と出さるるとは壹歩  
 足し壹尺五畝三歩と記を拾より上の歩も同然る拾三歩ハ壹歩  
 捨て拾貳歩とし拾四歩ハ壹歩足して拾五歩とあり是ハ石盛を  
 掛け高と附るとは歩ハ田法三寸を除き反別の分より石盛と兼する  
 寸ハ分ハ不尺數の出る為め用る近年新檢の定法より又古来の端  
 尺も端歩も出次第より加除るれハ付坪と何坪何合何何才と  
 出し反別も何拾何歩何厘何毛とあるハ古き檢地の村方より反別ハ  
 厘毛迄付てあり諸亦入歩込歩と云ふなり入歩といハ元禄年中の條  
 目より見て田畑廻りハ堀田のハ詮議とて本歩の内へ入歩とい  
 水帳は記さべしとあり然も堀田の所の歩數と畝歩の内へ入て其誤  
 と地株脇書し記し置くことあり其外入歩ハ成るハ場処ハ何れも有

八上ノ...

...

...

べし又込歩とつゝ地面りき処より改て畝歩と見計ひ減トて記を  
是と捨歩と云ふなり

一 郷藏屋敷牢屋敷織多屋敷等の古檢の高外見捨地の場処多し新檢一成  
て々高は結び入る筈に付若し再檢の村等なりバ又別と改め高を入る  
年貢の差赦し高内引のつゝべし又所より名主給堰高給渡守給  
新田開発死馬捨場等の前除きをりまども新檢の節に相改め高は結  
び引物相立をりて候

一 居檢地と云ふ右に云ふ如く檢地と上下万代の盛衰得失は係り甚  
ど大切なること其村の目受木陰四面土地の高垣山寄川附往還  
端村居の遠近等々を考へ合せ地位を定むべし東西は高岸を受る地  
并に往還筋並木等なる地又ハ森林等も見計ひと木陰引をりてはべし  
或ハ片下りの地処ハ登り下りハ延るをりは付是等の  
儀も心得就中土地の善惡地味等と能く存せしむる位と分て石盛を  
附けがく其外種々心得りて甚だ六ヶ敷りの一付地方功者より  
て成がくはれり又地所繩竿の入方等ハその場処に随ひ色ミ口  
傳らるること諸証文諸帳面等仕立方の定法ハ先哲の著し置る書物  
數多りて悉く記を違はれ定法の儀ハ新檢の條目を用ひ不分明  
のこハ能く取調べ若し檢地は取掛ることらば其筋の功者より記問し

改正地方所録 卷之二十一



諸書物と微細に穿鑿せ代して容易に取掛りて既前記を如く  
検地を國家方民の安危に拘るるに尤も念を入るべきこと  
なり當時の定法は春検地の其年より高は結び秋検地の其年壹ヶ年と  
見取りて其翌年より高入りの一検地済たる上石盛等と取調べ勘  
定所へ差出して下知を請け検地帳に貳冊仕立て改めを請け一冊は新  
田方の留め一冊を村方へ渡さるるに私領も検地を入るるも此  
意を以て取計ふべし

一 検地帳と水帳との入るるに民部省は田圃の数量を書記したる計帳の  
り之を大圖帳といひ依て水帳の御圖帳なる水の字は書誤りたる  
古書に見えり又或説は土地と水とを以て水土帳の下畧なりと  
なり先吏小官山某の評は検地の其位分別を分ち経界を記するの  
が水土の下畧と云も惑説なりは田の水を第一と云ふも水帳と云  
も押付たる考へり検地の田計りのことより畑より屋敷より山  
より左まれば水の縁より由て水帳と唱へるも附會の説なり所謂水と御  
圖の和訓同じきゆへ何となく書誤りたるあるべしといふ此説是る  
ん

禁裏の大圖帳は依て是に類したる帳なるを以て御圖帳なること著  
明なり然りとすも舊來水帳と書來り徳川氏の書物も水の字を  
用ひ世上一緒に流布する文字と今更御圖帳と書改むべきことハ非  
を只その本源を知らしむるに又東鑑は水帳のことと田文と  
書りてれも田の字は限るをうべと難むる人もあはれども田

改正地方別金

地とつゝ田畑一体を田々作地の総名をれば田文と書ことも  
宜るる事

一古来検地條目之事

一 検地の百姓身代の浮沈より間別て念入き其郷の土目と見ること肝  
要より間田畑上中下の伏場或は反高出目有之り不足致を乞さるの  
考迄見定め諸事を簡つて御繩強くるく正道より打可申事

一 田畑上中下の位付專一より総て甲乙無之地方の村前より上順より  
野末より下致し三折等分の位付作徳より共山方野方の村の相違  
の地方可有之尚亦用水悪水掛引早損水損收納の勝手迄相考へ位付  
了簡致を乞さる事

附 田畑改修評付地積の御無相違條目可致事

一 上郷下郷の分地面の善悪より計り限りなく農業の外より余勞有之  
り田方過不足より野山草飼場の勝手す大際之を合し甲乙を以  
様可考事

一 竿打の四人より過ぎば田畑或は穂の上蒔田荒畑等の打様弥致吟味一  
日の内より裁度も驗し打致さるべく殊よため込事大田畑目の及  
ばざるの裁枚より元切打りて別筆より入歩より御繩致を乞く反教多く  
致し安くても粗相より宜しうとる事

一 先組の内より手分りて打申間敷事  
一 寺社屋敷の儀々金識の上屋敷分計り除き帳面より反別と願し可申  
然も共了簡より及ばざる儀の衆評の上相極より猶相濟さる儀の伺の上  
相極より可申事

改正七ヶ所別金

一道橋井堀添狭く打詰申間敷事

一名主百姓と案内致し引落無之を誓詞可申付事

一勘定場帳面認め場へ他の者入間敷事

一親の田畑子供分るも銘と持主の名と付可申事

一一村の内名主大勢有之組下の百姓分ハ分付のハ誰組と

書付以来名田の分付紛を無之様致さへも事

一日く打本帳出来致しハ頭付無之以前毎日百姓は貸し渡し間違

ひ名違ひ落地二重附等の有無吟味可為致事

一間竿の大工曲尺より壹丈貳尺貳分は相極多事

一往還の大道田畑作場道并落し堀圍堤等の端通りハ三尺充除き可

一年季と定め田畑物入り者有之我相尋ね賃入り者有之は何年以

前より何年季に入置候も年季明請返し儀不相成田畑流成候

と又何年以前賃入より置年季明不申候と申ハ其通証

又取之其者の名を記し可申事

右之通り可相心得猶不相分儀ハ相同ひ可申者也

年号月日

右々古代の條目より時代年号も相知ま候と何れども多分の元祿

年中飛弾國檢地の時相極りより尚追考をべし

一享保十一年年新田檢地條目之事 當時總て

一関東筋新田畑屋敷檢地の儀先達て地所割渡し有之ハ帳口

より番付の地引帳申付上田畑壹枚限り右の番付及畝歩地主名前

の札を建させ検地済み差右の札拔捨させ可申事

一 村より致内割及畝歩分置外処も及別地引帳に記し札建儀右同

断若し及畝歩不知処に検地致さばき順に番付を極め右の趣地引帳  
持へ右同断に札を建させ可申事

但し野帳より先達て割渡し或ハ村割の及畝歩を肩書に記し番付

紛ま公落地無之様可致事

一 村境并は本田畑古新田境に検地不取掛前双方名主組頭或ハ庄屋年

寄辛案内のり立合右の境目相紛まば様境目杭相建させ可申事

但し境目双方申分有之る境目不分明の場処有之ハ双方吟味の

上繪圖書付と以て可相回事

一 其村に主年寄組頭并は長百姓の内吟味の上人數相應に申付可申事  
間敷青并は道筋用水溝堀等無益の儀無之様有体は案内可仕旨誓詞

可申付事

附繩引竿取り仕等に至違若し非義有之は於てハ御代官御勘定人

衆の内へ早速可申出旨誓詞前書を可載事

一 間竿六尺壹分壹間の積に付壹丈貳尺貳分盛込に貳間竿と以て之

と打壹及二百坪たるべし

一 繩の壹間充の管繩六拾間或ハ三拾間繩を用ひし繩延縮と可有之

間早朝并は四時八時之を改め勿論管透目無之様能く締壹間充間敷

札と付可申事

一 間敷の端尺ハ六十、壹尺貳寸壹尺八寸貳尺四寸、三尺六寸、四尺貳寸、四

尺八寸五尺四寸、右の寸尺不足の分ハ之を捨て笑用の歩詰壹歩を

捨て貳歩ハ三歩ニ足シ是より上の端ハ之ニ准シ加捨ワケ一畝の歩  
ニ合ハ様可仕事

附竿繩数を入り分之を改め寸尺を用ひ平均の尺寸を右之通り尺  
寸と可用事

一 田畑壹畝限り間敷合帳一附け讀合せの上合算し又畝歩を附け其  
場より貳帳とも間敷又畝歩勘定人印形可仕ハ尤も間敷又畝歩  
相違有之間敷哉案内の者も存寄申させ相違有之趣より改め直  
と云ふ事

一 野帳の内一通日百姓共へ貸しつけ間敷又畝歩相違も有之間敷や  
相尋ね少くとも申分有之ハ其儀承届改め直と云ふ事

一 新田所々御年貢可諾置蔵屋敷有之ハ屋敷地の檢地高入仕物  
成引より勿論檢地帳奥書より委細記を云ふ事

附田畑の内大石大木墳等有之ハ吟味の上檢地之を除き其品を  
地株の股書より可記事

一 寺社領の境内吟味の上粉まじりの様は帳面より記し置か事

一 新田畑屋敷林畑等の内寺社有之願の上相立ハ其場処の分無用  
なるべし檢地願不申出ハ檢地の内に入らなく廣野の見捨地と云ふ  
事

附無檢地致しハ其田畑際并は惣歩の処へ明細より書記を云  
ふ事

一 東南の高岸を受け場所并に往還道筋並未有之場所田畑木蔭引見捨  
らるる事

一 畔際壹尺充を除くべし但し類地畔際壹尺充之と引畦壹尺の積り類  
地共畔引壹尺五寸を多くし高畔等の見計ひ之を引べし并に小堤  
等有之分長幅高と相改り其際の田畑と股書より以来不紛様仕  
らるる事

一 用水之せりり田一畝を以て外畑より有之分の田方検地のつら  
むし尤も閑発願の趣吟味可有之事

一 田方用水差支へらる様吟味有之小溝路も以来追引様地株の  
脇書より可仕り田より田へ水引の地株ハ其品を記し置かば事  
し度く相願ひの本地株吟味の上相願せらる様地主願へ願の通り  
記とへまき事

記とへまき事

一 田畑位付其村本田畑の位付と元より用ひ上り下の中の中の下下と  
下々の下と見付何事も壹斗劣り又新田畑位と極むべし勿論其村古  
田畑真土の処新田畑野土より隣郷と吟味より隣郷の野土畑の  
位付と見合せ相應極むべし其村本田畑ハ野土新田畑真土よりハ  
隣郷真土の処の位を以て右同断見計ひ極むべし屋敷ハ其村上畑  
の位付よりべし

一 屋敷の内家下庭構の分上畑の位付より多くし屋敷構の内畑を見分の  
上位と付敷材寺ハ敷錢林錢申付べし若又不相應の敷林寺仕立ハ  
吟味と遠くへまき事

一 漆茶桑楮等植付有之ハ其植物ノ構ニ於テ土地相應位付ヲ示シ  
一 旱損水損ノ申立有之ハとも一切聞取申さス其土地相應ノ石盛相極  
分ル事

一 新田場ノ竹木葭等生立或ハ芝地有之ハ吟味ノ上田畑開墾成ル  
場ハ地主相極ニ檢地ノ一 開墾願相済ニ趣ヲ以テ鋤下ノ吟味可  
有之ハ田畑ノ成ムニ場所ハ是又右願済ニ節ノ趣相極リ又ハ林  
畑或ハ山錢野錢等見計ハ可申付事

一 両毛作片毛作其差別多ク土地相應ノ石盛相極分ル事  
一 田畑位付土地再見分ノ為ニ間檢地相済ハ上別段ニ相廻リ石盛  
位付ノ分ル事

段ノ付置リセ取之ハ上御代官御勘定人下役手札ヲ以テ入札ノ  
案内ノモノ位付ヲ見合セ一決不致リハ相談ノ上可相極事

一 檢地帳相極ハ御代官御勘定人并下役等取案内ノ百姓等連印  
請書ノ一冊差出スべくハ一冊ニ其村名主ノ相渡スべく一冊ハ  
御勘定所ヘ可納事

一 新田畑屋敷總テ開墾願ノ趣相應ノ儀有之ハ吟味ノ上願ノ通り可  
相極品齊リ其申分標ル儀ハ吟味ノ上其通リ相極リ其品書付  
テ以テ檢地仕廻リ以後相達スル事

一 間敷及畝歩石盛付總テ檢地致シ方村中總百姓申分無之我并下役取  
繩引下ト違非儀多シ仕方無之裁吟味ノ上申分無之ハ其段總百姓  
連印一札取スル事

改正地方所録 卷之二十一

一 竿取繩引の者吟味し、勤まを檢地の場へ無用の人足不差出様申  
付る事  
一作毛踏荒さる様念入を可申付り且又柳代官御勘定人并下役竿  
取等に至る迄木錢拂ひ其所有合の野菜を以て一汁一菜の外酒肴一  
切不差出諸事費無之様吟味可申付事  
右檢地を百姓永代の家督より條檢地石盛地面相當致し様念入べき  
者あり

午八月

此度關東所々新田畑并見取場檢地の儀、村條目相極り間寫し  
之と遺し各檢地の所々有之ハ右の趣を以て檢地の積り相心  
者披見し、相返さるべく以上

八月廿九日

- 井沢 弥惣其衛
- 細田 弥三郎
- 神谷 武右衛門
- 辻六郎 左衛門
- 杉岡 弥太郎
- 秋原 増左衛門
- 稻生 下野守
- 久松 大和守
- 寛 播磨守

大正二...  
...



駒木根肥後守

御代官衆

右新田檢地條目享保十一年相極其後右定法を以て料所私領共  
檢地つてんことなり

一 地押之事

附廻檢地の事

地押といふは田畑上中下の位付高石盛も前より在米通りを差置  
廻等々入を及別を改る地押とも地詰とも云其仕方ハ檢地は替る  
なし尤も一村の地押ハ格別一耕地二耕地位少々の地押ハ本檢地及  
ハ廻檢地と云消こつて廻檢地と云其地所を分間つて繪圖を  
盛つて高と付出し同高よりハ尤も隱田等ハ由訴入り何ぞ子  
細かりて村方より願出或ハ地所勘ハしき筋等と檢置がた場処又  
ハ據るハ誤りハ一村の地押と云んといへども上より地押等容易  
申付る筋と云ハし又論所地改め等と云地所相分らハ隱まると田畑  
の節ハ一村と云も又ハ論所耕地限りとも地押と云ハ隱まると反  
別地所等と改め出せば其場処ハ其品より改め出し致さといへども  
高と増し出自高等ハいへども然も論所も其誤より一村地押  
等と成り格別地廣くと論所の外も不將の地所等ありとハ其品よ  
依て吟味と遂に過愈増高等と申付るもハ論所の地改めハ本檢地  
ハ致さく廻り檢地繪圖歩詰と奉行所へ差出し何れも地押ハ廻  
り檢地と云ふべきなり

盛つて高と付出し同高よりハ尤も隱田等ハ由訴入り何ぞ子  
細かりて村方より願出或ハ地所勘ハしき筋等と檢置がた場処又  
ハ據るハ誤りハ一村の地押と云んといへども上より地押等容易  
申付る筋と云ハし又論所地改め等と云地所相分らハ隱まると田畑  
の節ハ一村と云も又ハ論所耕地限りとも地押と云ハ隱まると反  
別地所等と改め出せば其場処ハ其品より改め出し致さといへども  
高と増し出自高等ハいへども然も論所も其誤より一村地押  
等と成り格別地廣くと論所の外も不將の地所等ありとハ其品よ  
依て吟味と遂に過愈増高等と申付るもハ論所の地改めハ本檢地  
ハ致さく廻り檢地繪圖歩詰と奉行所へ差出し何れも地押ハ廻  
り檢地と云ふべきなり

一廻り檢地とり入ハ檢地ワケルべき田畑一耕地限りとも又論評する  
 バ其論評計りりとも惣廻りと繪圖ヲ寫シ反別ヲ改多ク去先懸廻りの  
 曲りめこゝは間盤と建て先の曲りめは梵天竹帳付の先は紙の采配と  
 と建て手前の曲りめより間盤より方角と見込る午の何分より未の何  
 分より十二支の當る処と野帳に記し其盤より先の梵天竹を間敷と  
 打ちて帳面は番付と致し肝要の処へ杭と打て番付とふし順々に見  
 廻る又其場処の内より田畑屋敷空地小山等の形と記すハ取寄の  
 番より其田畑或ハ屋敷も小山より其場処の方角へ何の何分と  
 見込る間敷と打ち帳面は記し其処は盤と移し其田畑等の形ちと方角  
 残り残らん清くる上へ野帳と以て見盤と繪圖と引出せば総廻り  
 の形ち并ハ田畑山原等夫々の形ハ繪圖面は頭より切論同敷の處  
 十間と四分より六分より其場処の廣狭は應じ繪圖の大さの大槪と  
 積り分通りと極り右の引出る繪圖の縮寸りと畝歩と積り何反何畝  
 歩と記してより右方間の仕方歩詰の仕様等色々ありとソレども爰よ  
 り其大畧と記をのゝ尚後巻に至り因解と以て委々説くべし

一石盛之事

田畑に檢地し上中下の地位を分け上田壹反歩石盛發固中下ハ發固  
 と極め反別は掛け高と仕出と石盛と云反別は石高と盛付るもへ石  
 盛と名付るなり石盛の付方ハ土地の位と見込る第一は土性の善  
 悪を考へ上中下と差別をへし諸上田とある田方より稻作の出来  
 方同じ様よりあるれゆへ作毛の善悪を見計らひ三四箇所も坪疇をふし  
 壹坪は平均して概壹升をば壹反三百歩は概三石壹町歩は概三十石

付五合摺より米拾五石あるもの則ち上田ハ十五の盛付此高拾五石免五箇取米七石五斗よりなり

但し石盛の古法ハ前条ノ記を以て坪新とふしより概の内式割を成し仮令バ上田壹坪付叔壹升なりて壹反ハ三石なり此内の式割を引た残り式石四斗五合摺より米壹石式斗なり故に上田の石盛

ハ十二ノ成るべき処享保年中新検の條目出し以後の検地の石盛はての式割引を止り概の有次第の石盛を付りて定めの様は成り勿論當時より土地の善悪は随ひ勘辨作畧なりこの検地奉行の見計ひより強て坪新の石數の泥み石盛を極るよりをいふ也

上田高拾五石夫より中下下々二劣より即ち中の拾三下の拾一

作人の精不精巧不巧又ハ民家の貧福より肥入方の多少修理手入の勝劣より上田より宜しうなり出来方もなり又中下田より

作方より宜しき出来方もなり又付一村無位の田方へ取初は石盛を極るに至り功者の入るより古畑は再検を入るより元米位の極るより其位は上下中下を幾坪とあり坪割より出来方も平均し見るより至り分り易なり勿論隣村の石盛と地位を見比べ又

壹反歩平均何石何斗出来ると積り根取米及付七斗五升ありが五箇取とて十五の盛と心得べし中下下々必だ二劣より限るとも

ゆるく上田と中田の間格別の相違なく壹箇ありはし又中より下

は移る位も格別下田の地面劣りより三箇ありはしはし然し

先ハ式箇ありはし付ると通例の法あり儲又位は上中下三段

はし

改正地味帳金 卷之二十一

限らば五段に分る村方も有り又上の上中下、中の上中下、下の上中下と  
九段に分る石盛を付る村方も有り或ハ一村の内表と作る両毛作の  
田少く有りて其外ハ湿地等有り一毛作の田計りて其ハ一体の位と上  
中下三段に分け麦田ハ上と付るも有り又藪田麻田ハ極めて上と  
付るも有り尤も両毛作の場処より宜しう有る処も有り尤も麦々  
悪地より出来るりのれども藪麻ハ上田とあけてハ仕付成るれハ  
のハ藪田麻田の分ハ其村の内と上との位は付る有りて東  
と取取付石盛ハ少く不同有りても取米ハ拘る有りてあるもの  
あれども高後の石盛は拘る有り別々上方筋余國ハ大方厘取のハ石盛  
の高下土地ハ不當有り取米多少有りて上下の為とありし有り  
付石盛と懸る有り至て大切の儀有り尤も土地の善悪の有り拘る有り

山方野方早水損用水掛り日受或ハ農業の外百姓稼の有無等々ハ  
考へ合せ五箇年の取箇とよく相対し位違ひありやう随々念々入べき  
と勿論有り借又往古検地の村方へ新検を入る有りハ数百年以前の  
検地と請る有り即ハ上田の処も變地ハ一當時ハ下田とあり又往古ハ  
下田の処も方今ハ中以上の田と成る場処も有り是ハ村古検の位と  
泥むともふし依て村役人ありハ案内の者方より當時の地呆と考  
へ上中下の位と穿鑿し壹番より段々十五番せ番までも番付と付て  
差出させ又検地奉行より下役帳付竿取等々を銘見込の位と検地  
地引帳へ突合せ馬と評議の上石盛と定むべし  
前条の記と坪前秋検地あり其秋作春検地ハ其前年の稲作の出来方  
と検地と極る有り然るとも年々の豊凶或ハ變事等有り出来方の

不同もなれば一箇年よりハ取極難し新田畑開発ハ何を五箇年より三  
 箇年歟下年季あるとよ付年季内ハ年々坪約のり何箇年よりハ平  
 準しく石盛の見合せよりハ夜令ハ三箇年の鋤下りハ壹箇年ハ  
 合毛壹升壹合りハ壹反三百歩乗じハ三石三斗あり五合摺よりハ米  
 壹石六斗五升又一箇年ハ合毛壹升りりハ三石三斗よりハ壹石五斗又  
 一年ハ九合りりハ壹反の概石七斗米よりハ壹石三斗五升都合米四  
 石五斗之ハ三箇年ハ平均よりハ壹箇年壹石五斗と成る其内ハ式割引  
 き壹石貳斗即ち壹反十二の石盛ハ成り取箇ハ四六六民根取四斗八升  
 是を則ち古法あり然れども今ハ式割引より直ハ十五の盛ハ付取箇  
 五五五民五分取より根取七斗五升ハ成るゆへ人民の難儀計り  
 薄くれば困窮ハ一体の土地劣り薄田畑の多かるゆへ五分取より  
 を麦田なる処とつへとも上方筋よりハ格別作徳少し況んば麦田多  
 場処ハ悉く困窮に至り村方次第ハ衰微し潰れ百姓ハ出来果ハ地頭の  
 損失とちれば何と四六六民の心得を以て取箇と定むべきとわらふ勿論  
 取箇の強弱ハ其時の役人の心々より一定ありとつへとも石盛ハ未  
 世まで動らざるのるねを檢地役人未代の豊窮と考へ心々用のべき  
 とわらふ又畑の石盛ハ下田の位と畑の上と立ると通法と成るなり  
 但し畑石盛の古法ハ中田の石盛と上畑の反石盛よりハ田畑六分違  
 ひの六を乗じ上畑の盛と成る反令ハ中田の石盛十ハ六を乗じ上畑  
 の石盛六と成る田畑よりハ大法式箇劣りあるが中田と下田と八下  
 田六とあるゆへ上畑の盛と下田と對用を又五六十年以來の頃

を六分差ひの法も用ひ上畑の石盛ハ下田の盛と直用ゆること  
通法と成る

其他ハ凡そ二箇方より位を定む然し是とも田ハ宜しけれども  
畑ハ惡き土地も有り又畑ハ相應の土地とつへども田ハ宜し  
らばる處も有りゆへは強て上畑の石盛ハ下田と同位に限りしこと  
もあく其村々の土地ハ應計ひらるべきなり元來畑ハ二毛  
三毛又作物より取ると有りて田方よりハ作徳とい  
えども石盛も低く年貢も下免も付るるハ畑作ハ元來入夫手  
分も掛り培養も余計に入らばるる出来方も宜しうハ  
既ハ上古ハ人少くて田方第一ハ耕作ハ少く雜穀野菜や  
も少く作物も百姓夫食の足しなり無年貢も公納ハ成る由  
然るハ中古以來諸國とも追々多人数ハ成り曠野原止ハ開き立  
も多し耕作も一統ハ年貢と納るるハ成り鎌倉時代ハ取  
畑年貢と納るるハ成るるハ上古の余波ハ隱岐國佐渡國  
元祿の頃ハ畑方無年貢の由ありしが其後の余國立ハ畑年貢  
ト成るハ往古ハ米穀の價も至て安く畑取水田の取米ハ比  
は下免も有れども近年穀物の價莫大ハ高く成り當時田畑  
の取箇直段ハ引比べると甚下免見ゆ然るも國法ハ成る  
来り今更關東の畑も取米も多し又取上るるハ成難し勿論  
至るわが民の精力を薄く成り其上戸鄙ま一統奢侈の風俗  
移り自耕作の衝疎く其上肥養高直ハ成て微力の百姓ハ十  
分の耕作も成り難く古ハ比べると田畑も取箇ハ悉く減少  
取分け田方ハ段々

高免<sup>タカマシ</sup>成<sup>ナリ</sup>り作徳<sup>サクトク</sup>少<sup>シク</sup>く田勝<sup>タカチ</sup>を畑不足<sup>ハタフツク</sup>の村方<sup>ムラカタ</sup>に別<sup>ワケ</sup>して困窮<sup>コンキョウ</sup>及<sup>およ</sup>ぶべし  
既<sup>スデ</sup>に畑<sup>ハタ</sup>に無年貢<sup>ムネンキョウ</sup>の時代<sup>ジダイ</sup>より勿論<sup>モロロ</sup>田畑<sup>タハタ</sup>六分<sup>ムウブツ</sup>違<sup>ちが</sup>ひの古法<sup>コホフ</sup>より畑方<sup>ハタカタ</sup>  
新検<sup>シンケン</sup>成<sup>ナリ</sup>り石盛<sup>イシモリ</sup>と付<sup>ツ</sup>るより心得<sup>ココロトク</sup>なりべきなり

一 屋敷<sup>ヤシキ</sup>の石盛<sup>イシモリ</sup>は多分<sup>タクン</sup>上畑<sup>ウヘハタ</sup>並<sup>なら</sup>ぶれども畑<sup>ハタ</sup>は構<sup>かま</sup>へざる屋敷<sup>ヤシキ</sup>の十<sup>ジュウ</sup>の盛<sup>モリ</sup>は極<sup>キョク</sup>と  
る処<sup>ところ</sup>も有り又<sup>また</sup>中田<sup>ナカタ</sup>の位<sup>くらい</sup>は付け上畑<sup>ウヘハタ</sup>より壹箇<sup>ヒトツ</sup>も貳箇<sup>フタツ</sup>も高く附<sup>つ</sup>くる  
処<sup>ところ</sup>も有り箇様<sup>カヨウ</sup>の村<sup>ムラ</sup>は今更<sup>イマモラ</sup>上畑<sup>ウヘハタ</sup>並<sup>なら</sup>ぶ引下<sup>ヒキサゲ</sup>べき筋<sup>スジ</sup>も亦<sup>また</sup>なれが古検<sup>コケン</sup>の盛<sup>モリ</sup>  
は習<sup>ナラ</sup>ひて之<sup>これ</sup>を定<sup>さだ</sup>むべし然<sup>しか</sup>し新屋敷<sup>シンヤシキ</sup>をどうも當時<sup>トキノトキ</sup>検地<sup>ケンチ</sup>のうへ上畑<sup>ウヘハタ</sup>並<sup>なら</sup>ぶ  
るべし且<sup>かつ</sup>つ大屋敷<sup>オオヤシキ</sup>より屋敷<sup>ヤシキ</sup>内<sup>うち</sup>の畑<sup>ハタ</sup>等<sup>ら</sup>多くありて家下<sup>イヘノカ</sup>庭構<sup>ニハカマ</sup>門内<sup>カドノウチ</sup>等<sup>ら</sup>  
分<sup>ぶん</sup>へ上畑<sup>ウヘハタ</sup>並<sup>なら</sup>ぶし畑<sup>ハタ</sup>の分<sup>ぶん</sup>へ土地<sup>トチ</sup>相<sup>あ</sup>應<sup>う</sup>外<sup>の外</sup>の畑<sup>ハタ</sup>並<sup>なら</sup>ぶ石盛<sup>イシモリ</sup>と付<sup>ツ</sup>べし漆茶<sup>ウシキ</sup>桑<sup>クワ</sup>楮<sup>コ</sup>  
等<sup>ら</sup>と植<sup>ウ</sup>付<sup>ケ</sup>て有り畑<sup>ハタ</sup>井<sup>イ</sup>は早損<sup>サソレ</sup>水損<sup>スイソン</sup>等<sup>ら</sup>又<sup>また</sup>は麦田<sup>ムギ</sup>両毛<sup>リウモウ</sup>作<sup>サ</sup>片<sup>ハタ</sup>毛<sup>モウ</sup>作<sup>サ</sup>等<sup>ら</sup>の勘辨<sup>カンベン</sup>は  
法<sup>ホウ</sup>ありしより近年<sup>キンネン</sup>新検<sup>シンケン</sup>の條<sup>ジョウ</sup>目<sup>メ</sup>より畑<sup>ハタ</sup>中<sup>ナカ</sup>四木<sup>シキ</sup>等<sup>ら</sup>植<sup>ウ</sup>物<sup>モノ</sup>の有<sup>ア</sup>無<sup>ナ</sup>は掛<sup>カ</sup>け  
らば其<sup>その</sup>外<sup>の外</sup>両毛<sup>リウモウ</sup>作<sup>サ</sup>片<sup>ハタ</sup>毛<sup>モウ</sup>作<sup>サ</sup>水<sup>スイ</sup>早損<sup>サソレ</sup>地<sup>チ</sup>等<sup>ら</sup>の勘辨<sup>カンベン</sup>より及<sup>およ</sup>ぶ土地<sup>トチ</sup>相<sup>あ</sup>應<sup>う</sup>の石盛<sup>イシモリ</sup>  
を附<sup>ツ</sup>べき由<sup>よし</sup>の定<sup>さだ</sup>法<sup>ホウ</sup>に成<sup>な</sup>り

一 新開<sup>シンカイ</sup>或<sup>ある</sup>は見取<sup>ミトリ</sup>場<sup>バ</sup>高入<sup>タカイリ</sup>等<sup>ら</sup>の檢地<sup>ケンチ</sup>と改<sup>あらた</sup>め石盛<sup>イシモリ</sup>と附<sup>ツ</sup>るより其<sup>その</sup>村<sup>ムラ</sup>の本<sup>ホ</sup>田<sup>タ</sup>畑<sup>ハタ</sup>の  
位<sup>くらい</sup>は見<sup>ミ</sup>比<sup>ヒ</sup>べ新田<sup>シンテン</sup>がけ壹箇<sup>ヒトツ</sup>方<sup>カタ</sup>より附<sup>つ</sup>くるなり然<sup>しか</sup>し新開<sup>シンカイ</sup>場<sup>バ</sup>處<sup>ところ</sup>の地位<sup>チイ</sup>至<sup>いた</sup>  
て劣<sup>よ</sup>り其<sup>その</sup>村<sup>ムラ</sup>の石盛<sup>イシモリ</sup>相<sup>あ</sup>違<sup>ちが</sup>ひ隣<sup>リン</sup>村<sup>ムラ</sup>の地位<sup>チイ</sup>より見<sup>ミ</sup>合<sup>あ</sup>せ新<sup>シン</sup>下<sup>カ</sup>田<sup>タ</sup>砂<sup>サ</sup>畑<sup>ハタ</sup>  
ありて云<sup>い</sup>名<sup>な</sup>目<sup>め</sup>より本<sup>ホ</sup>の下<sup>した</sup>田<sup>タ</sup>畑<sup>ハタ</sup>の位<sup>くらい</sup>より或<sup>ある</sup>箇<sup>こ</sup>も三箇<sup>サンツ</sup>も低<sup>ひ</sup>く附<sup>つ</sup>くるも  
ありたり若<sup>も</sup>し又<sup>また</sup>本<sup>ホ</sup>村<sup>ムラ</sup>の山<sup>ヤマ</sup>野<sup>ノ</sup>方<sup>カタ</sup>等<sup>ら</sup>より土地<sup>トチ</sup>宜<sup>よろ</sup>しう石盛<sup>イシモリ</sup>も低<sup>ひ</sup>く附<sup>つ</sup>くる  
新田<sup>シンテン</sup>を海<sup>ウミ</sup>川<sup>カハ</sup>附<sup>つ</sup>洲<sup>シマ</sup>或<sup>ある</sup>は沼<sup>ヌマ</sup>地<sup>チ</sup>等<sup>ら</sup>の新開<sup>シンカイ</sup>より本<sup>ホ</sup>村<sup>ムラ</sup>の地<sup>チ</sup>縁<sup>ヘリ</sup>離<sup>リ</sup>き本<sup>ホ</sup>田<sup>タ</sup>の土地<sup>トチ</sup>よ  
り格<sup>カ</sup>別<sup>ベツ</sup>宜<sup>よろ</sup>した村<sup>ムラ</sup>は本<sup>ホ</sup>田<sup>タ</sup>畑<sup>ハタ</sup>の石盛<sup>イシモリ</sup>を拘<sup>か</sup>へ隣<sup>リン</sup>村<sup>ムラ</sup>他<sup>ほか</sup>村<sup>ムラ</sup>の石盛<sup>イシモリ</sup>と見<sup>ミ</sup>合<sup>あ</sup>せ  
尚<sup>なほ</sup>亦<sup>また</sup>作<sup>サ</sup>物<sup>モノ</sup>の出<sup>デ</sup>来<sup>ライ</sup>方<sup>カタ</sup>等<sup>ら</sup>を考<sup>かん</sup>へ土地<sup>トチ</sup>相<sup>あ</sup>應<sup>う</sup>より石盛<sup>イシモリ</sup>と附<sup>ツ</sup>け新田<sup>シンテン</sup>より本<sup>ホ</sup>村<sup>ムラ</sup>の石

盛より高くあるてもちり大方國々上田を十五の石盛多し尤も十二三  
より十六七までの石盛もちり田畑上中下平均十の石盛とて十町百石  
の村の大抵上の村あり其内他國は勝を石盛の高きハ越前甲斐大和出  
羽方今ニケ國奥州方今五ヶ國等の内ハ二十七八三十余の石盛もあ  
り又伊勢の國中も二十より二十一二十までの石盛あり筑後久留米領  
あども田畑平均二十五の石盛あり箇様の処ハ尤稀あるてもちり勿論石  
の國々もどの前条ハ云坪河叔の割とて附する石盛とてハ決してふし  
石の國々ありとて稻の出来方全國ハ左を替りててもちり坪河の  
勘定ハハハハハ其詮ハ既ハ免ハ漸ハ壹箇五分或ハ貳箇三箇位の下  
免とて取箇ハ格別余國ハ勝とてるやうにも見えずハ全ハ國高と多くと  
多ハ古來ハ相成り石盛と附するてもちり同ハ村所ハ檢地ハ石盛と同ハ  
勘定所へも差出 新田方掛りの味と受け下知の上取極み其下とて  
檢地帳と出をてり

一斗代之事

斗代と云ハ石盛の別名とて地面の高矮斗ハ當ると云とれるハ村方ハ  
てハ壹反の取米何れと云根取のてハ斗代と唱ふる村方多たゆえ  
石盛と斗代と唱てハ紛ハレ當時斗代と云ハ多クハ反取のてハ成ハ村石  
盛と斗代と唱ふるハ先づハ宜しとてハ尤も村方ハよりつて石盛と尋る  
とて上田を壹石五斗ハ上斗 斗代もとて答て斗代と石盛の本式ハ  
心得る村方もあり

一 大半小歩之事

天正文祿の頃とての檢地ハ大半小と云て壹反三百歩と三二分け小



割りて永高の頃より石高に移る時代をも行われしこと見へ往  
古の検地帳所持の村方より大半小の附する水帳今もなる処あり尤も  
上古よりこのことと関を其始元時代を知らざれども大半小の小割  
を左の通り

壹反二百歩 大歩五百歩 壹反の三分二と云

半歩百五十歩 壹反の半 小歩百歩 壹反の三分一と云

豊臣時代天正十九年検地奉行守田石京下野の國足利郡羽根村水帳  
の内

中田五反半 四拾貳歩

下田三反大 拾壹歩

田合九反小二歩

右の通り相見へ位別ありて高石盛をよみ深東永高同様と見え  
又何尺竿と以て検地と申せども多く壹歩の寸尺も分らぬ尤も  
太岡検地の六尺三寸竿と専ら云ひ傳ふところども前条にも云く  
水帳に記しともるゆきハ不分明あるところ文禄年中諸國検地の節  
に至り壹反と十一割り壹町と定めたる由又越後國にも大半小の附  
する水帳所々なる由あり

一 竿延之事

是ハ古検の村新検よある間竿の寸尺差つた付打出しの出歩の之  
と竿延と云元和以来の新検六尺竿よりある村方ととも論地とある  
り又を何ぞ子細りて検地或ハ地押等して一村の反別と改るとなるハ  
山添川附野方等切添とて地廣より水帳の反別より余計は打出と云

ともあり又右よも云々新検に成ても元和寛永の頃子そハ物ごと大  
容して田畑余歩等も余計に附するもの當時に至て検地をせね何れ  
打出しあるは付箇様の類も卒延と云或ハ切漆の場処なり其場処  
計り改め出し高及別と相増を分新田同様と卒延とハ云々也  
一田畑名目之事

附四木三草葎若格之事

- 蒲田 麻田 麦田 見附田 砂田 山田 谷田 棚田
- 沼田 深田 植田 蒔田 摘田

一田畑の名目往古々上中下々の位なり左より右の外の名目ハ石  
高以後格りしと格り

用立此田ハ中國筋近江邊は多し耕さハハ遠東甲州ありはれれど  
も上方の蒲田と違ハ性合も宜しうて下品あり尤も燈心は成る蒲  
々常陸筑波郡邊より多く出て鹿田より作るなり又麻ハ元來畑作なれ  
ども畑少の村方より地面宜しき両毛作の田より作る然るも鹿田より  
てと延も短く性合も宜しうて上々の田と撰て作るハ蒲田同然也  
夫れハ蒲田麻田と石盛と上々ハ附る蒲田ハ勝手作ハ村検見の筋ハ稻  
の上毛並ハ合附とつて尤も所より蒲の跡ハ稻と植え両毛作ハ成  
る場処より麻田麦田ハ両毛作あり木綿も田より作るハ勝手作なれど  
も五載内中國筋綿検見ある國よりハ木綿計り田より作るも畑綿同  
然ハ木綿検見ハ差加ふるあり尤も綿検見ある國よりハ木綿と作  
るハ稻の上毛並ハ成る此外島芋管等ハ何品と作るも勝手作の分

ち上毛並に成るるなり

見附田砂田山田谷田等の其村の下田より成るる悪田の位ありし  
く夫々の名目と附け段と下田より石盛と附るなり此外悪地下田新  
下田野地田荒田など村よりよつて色々名を付る無位の田なり其  
内見附田と云ふ悪地の内より少く宜き処と云悪田の内見附りの  
と云意あるべし

砂田と云ふ山沢川端等より流砂交りの至て下田より下々の位より成る  
がたのへい砂田と云名目と附る無位より石盛取箇より低く付る  
田と云あり

山田谷田八耕地の名あれども通例の上中下下等の位より附る所あり  
る夫々山田谷田と唱ふは其位より唱へ入山田谷田と名を付るは山の  
洞谷間等よりなる田より至て土地の狭く猪鹿の荒れし強く下田の位

より成るる分と山田谷田と名付る是亦無位より石盛取箇より低く  
付るあり然して山間の田を幾らよ三歩五歩充段より坂のやうに畔と立  
て檀のりもへ棚田とも膳田とも唱ふと云ふ之は割付等より記と名目よ  
てとふし又位のなる田より砂田山田谷田等の田より山の片垣の段  
より畔よりて坂のやうなる田と云へく棚田膳田と云ふ唱あるなり

一沼田深田を位の名目又を耕地の名よりなるは只泥水深田と云て関  
東よりハ常陸邊より多く其外所より越後ハ別て深田多し田の中へ  
入るるカシジキと云ふもの多く是ハ徑より壹尺五六寸の竹の輪の内よ  
板を嵌め鼻緒と其板を付るものあり之をカシジキと云ふ深く這入  
て田の中より働くても成るる又沼田深田を世俗水田とも唱ふると

ワへども水田と云へ元来田方の総名より稲と作ると水田と云ひ畑物と植ると火田と云へ畑の字ハ火田と一字は寄せるものより畑の正字を圍園の二字あり此二字ハ何を畑と畑島とも俗字とあれども今世上一統通用をれば地方の書物等ハ正字ハ却て認めざるに似たり  
一植田蒔田摘田とも田の名目より位よりたゞ仕方の違ひするを云植田と苗代は仕立する苗と植る田にて通例あり蒔田と云へ苗よりハ植るをハ蒔種と苗代は蒔くこと檢田は直に蒔作る田と云摘田と云へ地を檢て植る處を棒をとりて穴を突くそのつとへ蒔種と摘を入るる田也又灰を交て肥水とかけ移りて入るるも此蒔田摘田とも苗より植村とも成長実入る悪き土地より其處より前より仕来りたる  
田と土地は合して植田と云へる處より何れも其土地の仕来あり苗代田を親田と唱えて之ハ格別出来方宜したるものなり

- 桑畑 楮畑 漆畑 茶畑 麻畑 見附畑 砂畑 山畑
- 野畑 焼畑 切替畑 薙畑 鹿野畑 苧生畑 林畑
- 萱畑 荻畑 葭畑

一桑畑楮畑漆畑茶畑麻畑と上くの畑あり此内桑楮漆茶と四木と云へ紅花藍麻と三草と云へ四民とも暫くもあつて叶はる日用第一の品物なり右の七品を上畑石盛と一箇上り又ハ上畑並に附し処より慶長年中美濃國檢地帳ハ桑畑楮畑を上畑と一上りり十三麻畑茶畑ハ上畑と立して十二の石盛を見えたる然るも前より述ぶる享保以來新田の條目より植物ハ當時の石盛ハ土地の位より植物は拘りたる

地呆の善惡は随ひ位相應は石盛と定むべしとのり

但し四木三草の元漢より渡りしものと見たり去るの楮も  
本朝の楮と漢土の楮との性合違ひたるを見我 邦のやうなる紙  
を漢土よふし因て我 邦の扇子傘等とて漢土より大に重玉とい  
又唐紙も我 邦より製しうて然る紙の木違ひたるを我  
邦より三侯と去木の皮の紙に成りて甲州の檀紙の三侯ある由は  
蔵半紙のやうなる紙に封じ是は楮の紙と違ひ唐紙のてく堅横とい  
はれて性合宜しうて紙檢等といふはあつたるものなり

一 祭を第百八十四代

土御門天皇の御宇建仁年中建仁寺の閑祖千光國師宗西入唐し宋朝より  
日本実し海を歸朝し明憲に入母尾山山藏に植ると始り其以前は漢土  
より舟を渡りて渡りしを用ひたる由其外の六品の元來我 邦より自然と

生じたるものなり又ハ上古異國より渡りし詳らねど

一 茂岩の三草の外とのり 和漢尊卑の之と嗜み三草は劣らぬ

とのりして元壹國に生じたる由 本朝は茂岩の渡りたる始めは慶長十  
乙巳年南蠻園より肥前長崎へ種渡來し同所櫻の馬場より作り始め其

後國中は廣く今國々名産たり然るに

禁裏柳管并は諸侯方々とも賓客招請等より用ひざる由あり

一 見附畑砂畑を見附田砂田等と同意して下り畑の位も付がれ惡地な  
まとも其肉より少し宜しきを見附畑と名く砂畑は海邊川通りを荒  
砂交りの土地より何れも無位より下り畑より石盛は低く取箇の  
反當りも安くする畑のなり

一山畑と云々村居離と云々山方畑地なりて本村下畑より地面  
 宜しう作物も生立りしく禽獸の荒しも強く下畑の高請寺成  
 ぐら分又畑の名目をなるとりへとも作物も仕付を橘柿など植  
 え薪伐出し或は松杉檜等材木もある木を植置りたり又柿栗など  
 の兼実と仕立るも有りて下畑の位を受ぐり依て山畑と云名目を  
 附け無位して石盛取箇り低く附るあり

一野畑も山畑同然とて野方原地等の悪地の畑と野畑と云名目して高請  
 一畑のてりたり

一焼畑と云ハ里方よりあつく山中にあるていと信州より多く上州様名  
 山赤城山等の様ある畑地といふく山の斤垣の小米草立の処と  
 小米草立とも焼て一雨受ると灰の湿りたる処へ蕎麦粟稗等と仕付  
 け肥養も用ひて灰計りて生立りたる作物のへ実入り宜しうなり  
 夫食まぐり仕付るてりたり之を切替畑とも雑畑とも云ひ石盛等も至て  
 低く山畑より下りたり然し蕎麦許りの焼畑の分を極上といふ夫のへ  
 信州上州の山中の蕎麦の格別宜し勿論年々同し処も作付の為し難く  
 當年仕付る處へ来年ハ草萱生立次第より置外の所へ焼畑とし  
 て作物を仕付け右の草萱立置る場処の草立の様子も随ひ翌春翌々  
 春焼畑より一年或ハ二年替り仕付るてりたり之のへ切替畑と云依  
 て検地を受るとは仮令ハ十町の場と検地と云ハ五町三町あるてハ  
 作付と云さば半分の一箇年ハ二箇年も休むあり十町の場処より五町  
 う三町高受と云ハ箇様の場処ハ余歩も定法に拘りて格別余計は差  
 加ふたり右焼畑より山内木立りる場処又ハ焼畑に成べき場処とも

一同一山反別相改め山高請置其内焼畑ある場処ハ作付と云  
るも所ハ是ハ切替畑と云々山高あり又石体の場処ハ無反別と云  
稼焼畑等の見込と以て山高許り受る処も所

一鹿野畑と云ハ重出羽山奥州等と唱え極山中なる切替畑焼畑  
と同様あれども鹿野畑を高許りして無反別と作物仕付方ハやう  
焼畑同然なり又往古ハ見積りして一山高請と云うてさうさへ  
是より是中と取極りもあく割付ハ鹿野畑無反別と記し至て下  
免くと少く年貢と納め悉く場廣少く又所よりしてハ反別の付るも  
所ハ由あり

一苧生畑ハ甲州郡内領ハ此唱え所なり右と同然されども高反別あり  
少く年貢ハ多分大豆と納る付村方とて大豆高も云ハ一通り

の焼畑ハ違ハ五年も十年も淋小木草等と立置夫と焼て跡ハ作物と仕  
付又其場所ハ翌年より五七年も淋草立よと休め置宜しき時分ハ焼  
立て畑作と仕付るあり一休郡内領ハ山計りの場処と往古檢地の砌  
りも石の通り五年も十年も休むるも人至て繩延と壹反歩の苧生  
畑と壹町歩も武町歩も所草萱立よとる分ハ焼畑とる場処ハ一休  
と繩と受地主と極り所りて彼方此方と少く充焼畑とて作付とふし  
年貢ハ壹反又大豆貳三升又ハ五六升り納め至て下免の由あり又郡内  
領ハ養蚕重の処と桑と多く入用あるゆへ苧生畑へも之と植付又ハ  
山より所りて何より大木と葉とむね違あけり諸石の切替畑焼畑  
鹿野畑苧生畑雑畑あり所とて名も替り仕方も少く充違とてい  
ふもとて云外ハ焼畑とて其國其処の仕来とて反別なるも所り又照

反別もつり又所々々々作付の仕方り少く充違ふあり信州北國筋より

焼畑大分つり尤も上方筋四國西國とも山家より何方よりなるなり

一林畑と云ハ高受とつり一橋和其外雜木等と仕立薪又伐出を畑とて山

畑同然と下く畑の位り附ぐく林畑と云名目より石盛取首も低く付

る尤も林畑より下畑下く畑等の位付りつりて山中のとも限り限らぬ野

方より里方より地廣ある処より里方より上州勢多郡邊武州川越

領野火止領等と処よりつりて野方の惡地なり

一萱畑と云ハ畑請りて作物と仕付を萱立より置無位より石盛り

低く年貢も少く納む畑の萱ハ性合宜しく延りよく苦等よりありて山置

よりハ直段格別なりのつり又萱野と云ハ無高無及別より運上永等

と差出し或ハ萱野年貢とて米より納る処もつり是ハ萱畑と云ハ

一萩畑も萱畑同然より高と受萩と仕立る畑あり無位より石盛り低く

萩畑年貢とて物成り少く出と萩畑萱畑を養ひ手入等の世話もあく作

物より却て勝手も成る筋なり又萩畑名目より土地も可ありある処

を閑発して畑作と仕付るてもつり若し左様の地所ハ見分吟味の上本

畑より直と又野より音萩もつりこれを無及別より萩立の様子と見計ひ

萩役永等と申付るてもつり

一葎畑も畑受の場処下く畑等の水付より作物も仕付るつりえは葎と

植立る処もつり又葎畑と云名目より無位より高受つり年貢を納る

もつり大川通り野地海邊等葎野と云ハ無高無及別より葎運上と納る

葎立の場処もつり葎と云ハ河岸通りより植立を根蔓延て土地

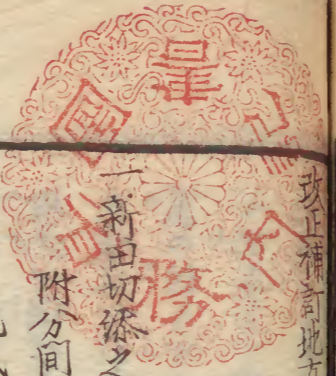


締り大水等の節に水刻は成り岸の隅に至て宜しれをのり障りる  
が随分仕立をきりのり

改正補訂地方凡例録巻之二上畢

改正補訂地方凡例録巻之二下

高崎 大石久敏士著述



一新田切添之事

附分間之事 癸酉年季之事

地代金之事

一新田と云の新田畑屋敷等の總名より新田とも新開とも云細く分け  
て云々は新田新畑新屋敷の差別あり何れも一場立ちを所と新規  
に開発するを云へる新田と唱へ海川の附洲池沼等の埋りたる処山方  
原地葎場芋田畑は成るに場処と見立て其村の者より又他村の者  
より新開と願出るとは古田畑の障り并隣村差障の有無等と爲

改正補訂地方凡例録 卷之二上 高崎 大石久敏士著述

と糾し障ふたれば新開を申付るあり此時は於てハ先づ大纏及別々  
 其場処の総廻りと分間し障ふべき地所用水路堤敷道敷等の除たそ分  
 間繪圖歩詰と以て總及別何程と取極め諸此地ハ早速田畑開発成り  
 易き又ハ格別開発は手間の掛るべきやと見分し五年より三年  
 ても登下年季を極め地代金其場処相成り凡そ壹反金貳分或ハ壹分  
 と相定め總金高銀下年季内は割合て納めさせ年季明て翌年より至るハ  
 檢地と調べ高入より是れ稻作植付以前より早春より新取頭よりあて  
 る檢地を不し難く又其年の立毛と檢見せんとハ石盛の當り并は取  
 箇の程も分らざるは付多分秋冬は掛ての檢地より久方と申し石  
 り記さす秋檢地あるは其年計り一箇年見取すは置て取箇ハ檢  
 地通り申付翌年より高入より久方の定法より又新田畑石盛の歳を

其村の本の田畑類地の石盛と見計ひ其外諸事考へ合せて極べし若し  
 他村他國の者等新開を願ふとハ村方差支への有無と別して念入相  
 糾さくして後差支へ出来るものあり一体町人の請負新田の停止  
 ありとつへども近年ハ大坂町人多く多分の新田あり付一際より言  
 ひ難し若し町人請負新開を願出る儀もあは其節より至り伺ひし取  
 計より方然るべし代官其外役人より見立新開あり其入一生物成の  
 十分一を給りとの定法あり  
 一古田畑の地續を切開するを切添と云是又多分の切添あるは其場処計  
 り檢地をあして高及別々相増えたり石盛ハ類地同様より併し  
 類地ハ土地よりしく切添の分ハ山寄木蔭野付等より前歩も多し格別  
 地果劣りするハ類地同然の石盛より附ぐくは土地を見計ひ其上

正地石盛金 卷之二

改正土地ノ体金 考案ニ

して中より下より附るとなり

但し分間と云ハ檢盤と磁石を立十二支と割付夫を以て方角を  
振り同敷を引き百間と四寸と六寸と或ハ壹尺と或ハ廣狭  
は度と極め繪圖は仕立るとなり分間と反別と改る然廻り檢地  
と云ハ又右繪圖の形は随ハ四角三角或ハ中角と取り幾切は致し  
て寸尺と當て何間は何間と坪詰を致して反別と改るを歩詰と云又  
銀下年季と云ハ地所は度と閑き手間其外閑発入用を積り何年  
よてり年季と極め其内ハ作り取致せと盤下と差免と云地代金上  
納りて其空地は海川とてり地主は其場処は去て地頭  
物るねハ閑発して其場の地主は成るも人真加として地代金何程  
り差出しく土地を買請る心あり

一新林立出之事

新林と云ハ原地林場ノ元山等の空地にて木立あり一場立する処へ  
新規ノ木を植へ立ると新林と唱へ又有來る古林の地續の場ノ木を植  
足し林を廣げると立出ると云百姓持の反別は林とてり又ハ無反  
別とてり年貢る役永林錢と納む又林續きの空地は多分植出とあせ  
を反別ちる分ハ立出の反別と相改め無反別の場処ハ廣狭と見計ひ年  
貢林錢等と相増を勿論は土地ノ新林と仕立るハ願の上年貢る林錢と納  
めさむ仕立るなり取計ひたり一休切添立出と言葉つゞなりハ  
唱進るも切添ハ田畑立出ハ叢林のてりなり

一土地善惡之事

天子諸侯の宝と云ハ土地あり天子は諸侯の宝三と云る土地人民社

新林立出之善惡

稷の三あり中より土地と第一と云土地は五品なり是と五土と云一  
は山林二は川沢三は丘陵四は墳衍五は原湿なり山は土石積り高きを  
云は林ハ竹木多きを云は川ハ水の流るるあり沢ハ池沼湖の類其ハ土  
の小高き河陵ハ大なる丘と云は墳ハ水邊の岸岨と云は衍ハ地下りの  
平なる処原ハ高くして平は打開する処湿ハ水めりなる処と云は何を  
も

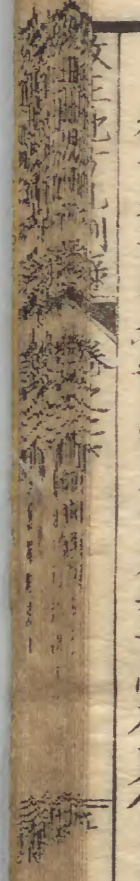
天子諸侯より庶民に至るまで所用の地を以て土地と尊ぶべきを勿論  
なり然るに國政は興る人々土地の善惡を知らんば有らざるは先づ檢  
地石盤を付るも地界の善惡を能く見分るる第一あり土地を見らざる  
先づ陰陽を見分け草木の盛長と色合并り土石の色合輕重強弱粘りと  
脆きと淺深と地所の高値と心と付べし其大槩と云へば南下りの土地

は上東下りの中 西下りの下北下りの下と知るべし土湿を粘り塊  
るを陰乾きを重く云ふ所のハ陽あり陰氣の陽氣は勝る様は心得べ  
し村居北は在て南と請け村前は田地なり北の方高く南低く日受よ  
むと上田あり又南は村居森林等なり北請り北低き地を下田あり  
東高く西低き土地ハ下田あれども早稲は宜し西高く東低きハ中よく  
晚稻より又水掛りよく底は水氣を含み日受より上は陽氣を受け地  
深く土目重く潤ひわけて塊り榮りは碎くるハ上は田あり尤も田ハ少  
く地浅くとも水掛りよく日受の田ハ善く畑の地浅あるハ作物  
の日受強く甚だ悪し又村里の垢水流るる田ハ宜し然るは汚水多  
く入るハ必だ稻は虫の付りあり真土は赤黒青の小石交り白真土  
よく粘りしれと黒真土よく麝香色あるハ上地あり粘りて日堅なるを

政田地方八俣金 卷之二下

下この土多し又原付の高しハ田畑とも悪地と知るべし野土にてハ潤  
 ひつりて重しなるハ真土は劣ぞし上り又鳥色あるハ上鼠色ハ中  
 鍋墨のてく見ゆるハ下あり山土薄柿色し土目軽く又焼土の様は赤  
 く粘り堅まる土砥石のてく白く堅まりたる土山方よし何れも取分  
 悪し又泥土重なる上軽なる下あり又畝に置るる田は稲の根株大き  
 赤く沢山よりなる地性悪しく野土砂土にて締り多し根株損び  
 しく厚易く太く沢山よりなる甚く悪田あり真土締り土目より上り上田  
 ハ根株少し又尉が騒は似たる牛蒡と大草多く生る田ハ下りあり土筆  
 の沢山出るも下畑あり又地の底は朽る段草や木の根多く竹もど  
 ぎに込の炭許し這入る田あり之を常陸邊をハゲドヤと云ハ國は依  
 とハホツクと云所も有り出羽は越後邊とハ浮田と云又田の畔と云  
 行ハ多し動く土一面し下何程深き底り知れり類  
 方よし多く有りて大雨洪水の節ハ植田稻株土より流を散り跡ハ池  
 成ると間あり此様ある処越後國蒲原郡邊の下筋は多く有りて至て悪  
 地あり諸土の位上りと下りハ人カといふやうとも仕難しといハ共  
 中下の土ハ人カを以て悪土と肥土とし弱き土を強くし堅きを和ら  
 粘きを脆くし浅きを深く軽きを引締るるのりとも肥しの仕方畝の方  
 等よりわたり人カを精不精次第より出来るものあり又土目のてく色  
 りりて精密より見方難しといへども上中下を分て見るとハ大縣左  
 の如し

- 砂真土 白真土 黒真土 赤真土 鼠真土 大河芥土 女あり
- 稻子真土 麩香真土 野土 交真土 小石交合る真土



右の上の田畑あり

ざく石交り真土 砂の過る真土 小石交り白土

黒重き野土 砂の過る大河芥土

右の中の田畑あり

粘き赤土 軽き粘土 強き黒真土 砂交り野土 軽き赤土

灰土 軽き野土 青まき土 砂計りの畑

右の下の田畑あり

土地に依て植物の善惡の外に依るといへども大黒土の麦は宜し赤

土は大豆より黄白土の粟黍より細くは黍らうある砂土の大根は

より水近き黍らうある土日陰の芋より赤直土砂土の麦粟は宜し

黒真土は細石のより交り合するの諸作は宜しく別て麻木綿より

氣液を易き南向の赤土の樹より土強く堅く粘り小石交りの土

々茶より強き真土の麦粟大根芋等は宜しうらとよ木綿は

相應りて成長より吹り沢山あり又湿気強き畑の諸作も宜しう

ら谷といへども芋は至て宜し又野土の一体惡きものあれば大根

より宜しよとて菓樹の類は南向く地深の肥地は屋敷廻りの人煙近

き処を種成長より実入もよろしかりのなり

一新田場見取場等を用発し五七年の間の地馴む土自らしく出来方宜

しうらと雖も年々重なるほど肥しの精も入盛る溜り土練て段々

地性もよくなり成りゆく検地の初年等より土目の見損じ有りのあり依

て石盛に附るより甚だ功者の入るとして其心得るべきなり都

土地の善惡地品より作りて作物の應不応も圖く処より差ひ老農

業



より寒暖遅速土地の応不応一定ありて強く地味の儀と論むる々  
入る様の下りたるも其國其処は於て土性の善悪作物の仕方と平日  
心掛け見覚へ認識する上りて出来方作り順等の違ひありて博  
く知り詳るは辨へ百姓の苦楽豊窮賦税の強弱等も厚く心を用ひ  
るは地方とまゝの要務ありべし

一土地の善悪旱水損場等を見たりて其処の形容と考へ知るべし用水  
堀浅く溝の深く見ゆるは水掛り自由の場と知りべし是等の土地は  
田は麦菜種等と作る両毛作の場あり用水堀深く速方より水と引き水  
元速く用水堀多たは高場あり悪水堀多きは水損り地と知りべし民  
家四壁あり又水堀もまづして都て大木等あり水入場あり  
前様の地は水堀と百姓の居処は高く築上る地あり又堤添へ地  
面と高くして家居ありのあり或は村上は大治大川と抱へ又ら  
村下一二里の間は大きな流あり水落悪く大水の節逆水登り水湛  
へ水損多たりのあり又稻株の元水湛付て其色黒く芽垣根の元黒たは  
深場あり又稻株高く折て見ゆるは深場あり但し岡の田の様は見へ  
て株高く折て見ゆるは前年水損の場と知りべし

一村柄善悪之事

其村へ入りて四壁繁茂し家居田等の締りたる宜しき村あり又村柄  
と見ると其村高し人馬の教と見合せ知りて高百石は人数百人  
に當る村は上村あり馬之は準む又職人商人醫者山伏道心者等遊民多  
き村はよれ村あり村方繁茂して渡世仕易なりは羨み集り且つ村方豊  
饒に付他村へ奉公に出る者あり他村より奉公人入込て高は合せくは

文正地所記列録  
大治二下村柄善悪



人数多し依て人多きハ豊饒の村と知りべし又村へ入り四壁がみく有  
どもまづりて家居垣根等の破きも厭まハ庭の構へ草深く見ゆるも  
困窮村多し又村へ入何と行くとく透く様も物林しき体ある  
に至ての困窮村多し又家居ハ見苦しき山林菅野秣場葎場等有  
て四壁も樹木多くとゆる村ハ内証のようなるものあり是の如くの村ハ多  
く野方よりゆるりなり

市場河岸場等其外定式作物の外絹綿縞木綿布麻類は仕出蚕飼紙漉  
あつらひる村々上りの村あり又右体の助成あつらひる古検りて山寄田畑  
地廣繩延の村ハ豊饒あり只遊地もあつらひる山林野方も少く田畑一面も並  
り見ゆるハ必ま地詰りのりて箇様の村或ハ往還筋等より少  
く町場へ掛り家居立よる村柄ハ宜しく見ゆるハ見方のよる内

証ハ困窮なるものなり  
一山方濱方々高は拘りて至て人の多なるものあり是ハ村柄の目當り  
あつらひる濱方ハ田地少く只漁獵のものと渡世より人ハ大勢入る仕業  
あつらひる他へ出るも行くとく又所より漢師大勢集り人ハ数多し漁業  
を風雨の妻りたり一向漢業のあつらひる日多し適りて漢獵りて大  
勢の人数平日他借等と以て其日を送り且つ平日漢師ハ物ハ貯り  
く其日暮まるとり大漢りて身ハ附くと少し又山方ハ上田あり  
山間谷間或ハ山の内りて日受たれ処と切開き耕作や学むとくハ  
地面のしく里方と壹反の取実ハ五反りとも取難し其上山中めハ猪  
鹿ハ喰荒き種もあれと多し尤も右体の場処と成さけ山と切開き  
地ハ廣なるものなり又切替畑焼畑と云ハ壹反の検地と受五反り有

改正北之原位金 卷之二

山の半腹又ハ峰ノ下ノ小苗本草菅等と燒き一雨受て湿りくる処へ養  
ひもふく粟稗蕎麥等と時付け一年ノ漸ク一毛取夫少年ノハ作り難ク  
一作跡ハ荒し置木草生茂り四五年目ハ又燒て作りぬ壹又の繩受  
りて五反もあくと成るるなり其上右一毛の作り里方の畑作三分  
一も取上らば時付手入等とせざるも家居より遙く隔り山坂を越て刈入  
収納するも又遠方持運も此のどく場処も廣く地嵩を作り少く充ち取  
集るぬ少分の作りてハ事足らば又多分作るに付てハ自りハ人数  
多く樹を伐り勿論石体の作り許りしハ渡世ハ成難クれども薪と  
伐り又ハ材木板子木と挽て里へ出し少々の錢を取り塩をとり求め其  
日と送るてぬへ至て困窮あり又極山中冷阻當僻に住居する百姓ハ一  
向焼畑等ありぬ野菜と作りぬき地所もぬ材木板或ハ薪と採り夫  
食と調へ或ハ櫛の実蕨の根等と掘て夫食とハ實ハ難儀あり暮しお  
り此の如きの村方ぬへ都て山方濱方の人多む村柄善惡の見當ハハ  
曾てあり居るるなりわづなれ箇様の処ハ年貢小物成等も悉く勘辨せ  
レ山方場処廣くとも一際ハ心得てハ大あり誤りあり  
又山方ノとも山守ノとも後ハ山と受材木兼樹寺多く薪ハ去り及  
りて都て山稼りて前ハ谷間打開け作場多く里方同然ノ土地宜し  
く四水三草もろく産物多れ村方ハ至て宜した村あり石体の村方ハ  
てゆ山方ぬ地面ハ廣く取箇ハ里方より低し又濱方と云内ハも湊る  
勿論重立する湊りてハありとも鯨鯨等の大漢とハ荷船もろく國  
と運送の便りて濱方ハ必だ地面もろしく海中ニ浮の新田等も出  
来作物漢獵船稼寺品とろく上くの村もろり故ハ山方濱方野方とも

食と調へ或ハ櫛の実蕨の根等と掘て夫食とハ實ハ難儀あり暮しお  
り此の如きの村方ぬへ都て山方濱方の人多む村柄善惡の見當ハハ  
曾てあり居るるなりわづなれ箇様の処ハ年貢小物成等も悉く勘辨せ  
レ山方場処廣くとも一際ハ心得てハ大あり誤りあり  
又山方ノとも山守ノとも後ハ山と受材木兼樹寺多く薪ハ去り及  
りて都て山稼りて前ハ谷間打開け作場多く里方同然ノ土地宜し  
く四水三草もろく産物多れ村方ハ至て宜した村あり石体の村方ハ  
てゆ山方ぬ地面ハ廣く取箇ハ里方より低し又濱方と云内ハも湊る  
勿論重立する湊りてハありとも鯨鯨等の大漢とハ荷船もろく國  
と運送の便りて濱方ハ必だ地面もろしく海中ニ浮の新田等も出  
来作物漢獵船稼寺品とろく上くの村もろり故ハ山方濱方野方とも

一 察よハ六難一 難ハ心々付テ村柄々見分ベシ 都て上邊下ハ見ハ難  
此々のあり 村柄の可否と見分るも経済の一端あり

一 除地見捨地之事

除地の儀ハ前条除地高の処ハ委しく記さざり 重き事ト云テ前々の証文  
あり又ハ古き檢地帳ハ除地と記しなば格別繩外の地と新規ハ除  
地と記さざり併し何れ子細なると除地ト成し下さると云証文等ハ  
まハ古水帳ハハあくとも除地ト唱ふ左ふなれど繩外除きまると  
見捨地ト唱ふるハ寺社境内免田堤敷道敷堀敷等の類の古檢高  
内引あり居る分ハ新檢ト入るとは高外見捨地ハ致と同敷ト  
あり又古来より高入ハ成ると分ハ新檢ト於ても高ハ結び又ハ高内引  
まハ古水帳ハハあくとも除地ト唱ふ左ふなれど繩外除きまると  
見捨地ト唱ふるハ寺社境内免田堤敷道敷堀敷等の類の古檢高  
内引あり居る分ハ新檢ト入るとは高外見捨地ハ致と同敷ト  
あり又古来より高入ハ成ると分ハ新檢ト於ても高ハ結び又ハ高内引  
まハ古水帳ハハあくとも除地ト唱ふ左ふなれど繩外除きまると  
見捨地ト唱ふるハ寺社境内免田堤敷道敷堀敷等の類の古檢高  
内引あり居る分ハ新檢ト入るとは高外見捨地ハ致と同敷ト  
あり又古来より高入ハ成ると分ハ新檢ト於ても高ハ結び又ハ高内引

格別あり

墓所損馬捨場之事

墓所損馬捨場ハ高内の地所ハ致さく見捨地ト云ん又在る墓所損馬  
捨場ハ入會の定法ト一分持テ致さく禁制あり然るも場処ト云  
て年貢地畑の内より自今墓所と建とるゆゑは是ハ別トて宜  
しうと云ふてはり 墓所の年貢ハ微き物なれば地頭へ納むべきと云  
らば然るも村々寄てハ自分々の持畑の内へ勝手次第に墓所と建と  
る処多し甚と謂とるありて依て畑の内へ葬送と云ふて堅く禁  
じ度と云ふ

一 隱田之事

隱田ト云ハ檢地ハ時ハ案内トふさく残し置き田畑檢地入の後所務致

して小地主より申出さるると隠し田と云ひ重く不届くて嚴科に處せらるる定法あり尤も檢地済の後一兩年を以て落地方りし旨に訴へ出まら尚又相改め高一結比落地と申して科より處せらるる由あり若又上より吟味の上見出さると隠し置らるる勘定も不埒の筋露顯を以て於てハ檢地後賞分なりとも科より行はるる又新開切添等たりて三四年申出さるるとも隠し田と申筋よりあつ答りある由あればも多分の地所と數十年申出さるる無年貢として作るに於てハ隱田に准じ相應の科申付らるべしとて少しの新開荒地起返し等と早く改め年貢を取るとハ宜しとて改るるに依り一兩年の年貢を赦し百姓の入手取等の代り取らせ置がより左まれば百姓方より出精しく新開起返等と致す

一 百石以上反歩之事

往古ハ田畑高もろく反別も一定せぬ稻の束數を以て田數といふ今も片郡の遠境に無高無反別の村あり何拾百石何百石と束數より反歩と分る處ありて至て古法あり是と百石千石反歩と云上古々田の租税ハ束數を以て定め畑ハ無年貢あり第四十三代  
文武天皇慶雲三年九月内辰遣使七道始定田賦法町十五束及點役下と續日本記に見へ又田令ハ段租稻三束二把町二十二束田賦為租段地雜稻五十束之稻卷得米五升於所得五百束と云く石の積りてハ田壹反三百六十坪の処より稻五斗束を得其内三束二把を年貢に納む稻一束を措て米五升と得まら壹反の米或石五斗あり其内より壹斗壹升を年貢に納む一把と一町とをば五斗束とてハ五百石あり往古ハ無高無

改正地方地測録 卷之二十 百石以上反歩

及別の様云傳まらぬ及別の位もろくとも久段町の数和漢も上古  
 よりろくとも第五十三代  
 嵯峨天皇の御宇弘仁式より上田一段地子十束中田一段地子八束下田一段  
 六束下田一段三束為地子ろれを位及別ハ上古よりろくとも見へ  
 り今無及別の村ろハ中古及別を取失ひろくとも次又古来開発の時代  
 無及別よを束苜と以て年貢諸役も動来る引付よを當時無高無及別の  
 村ろろくとも古へを壹及何百苜と云定法其世より極りも有るるや  
 知らぬ當時ハ區々とも久國より壹及百苜壹町千苜とる処もろくとも  
 大近ハ信州水内郡榎堂村向御所村荒木村千駄村栗田村右五箇村と  
 往古より高ハろくとも無及別よを稻四十束苜と壹及と極め及別と積  
 る勿論石盛もろくとも付割出しハ平均よを附置てろくとも

高五百八拾九石四斗七升三合 右五箇村

此苜壹万九千六百四拾九束壹分 凡石盛平均拾貳余

此及別四拾九町壹及貳畝八分 但壹及四拾束苜の積り

右五箇村無及別よを定免よを處と破免検見の節勘定成り難きゆへ古  
 来引付の稻の束数と以て及別と仕出し石盛と割付勘定をろくとも村高  
 ハ何もの頃より附ろくともや呀の者もろくとも往古上田壹及五十束  
 苜中田四十束苜下田三十束苜と云定めろくとも此処古来中田の場所と  
 見へ束数許り縛り書出したろくともや勿論捕ら高もろくとも當時も右の通  
 り無及別の場処或ハ買高永高もろくとも村方ハ何百苜と以て年貢も積り  
 田畑質入等よも何十苜何百苜よを金銀何程と証文よも認るも雖も右  
 よ云くも稻何把と幾苜と定りろくとも買数もろくとも其國其処の引付よを束

数違やとりのり大旨稻二把と一把よりを田壹歩より拾把の積り  
して六把と壹束と成る処より又拾把と一束と成る村より又別  
より引合せり積むに拾把一束よりを壹畝より三拾束壹反より三百束あり  
又六把と一束より積むに壹畝より五拾壹束一反より五百拾束より此一束と  
壹畝と云より左とれば三百拾壹反の処より五百拾より壹反の処り  
ありと云より江州甲賀郡信樂郡羅尾村より高より無反別の村  
方ふれり小前より高より右の筋数より以て實地等の取遣り致と  
尤も三百筋と壹反より當て取遣り致と由あり出羽國山形より五百筋  
と壹反と積む又信州村より四拾筋と壹反より四拾束と壹反より云々  
壹束の把数二把壹把より拾把或は六把壹筋の割りして八余國とい大  
は違ひ勘定合ふ然らば信州の壹束八余國の拾束より當りや勿論二把

壹把と云り定めりては如何百束筋と壹反との極りもあく土地の  
善悪累年の出来方稻の束数大小多少ありて其処より前より仕来り其  
村の通用より村一般より押あらし平均しを極りたる儀ゆふし今の村の言  
言へし成へし高反別の村方より百姓より稻の多少を論むるを  
けり百筋の場処りて當年へ漸く五拾筋取するも云々云々云々百姓  
と反別と知らば何拾筋何百筋より田の廣狭と積る類多く向國の処  
々より通法負数も差入るへし若し右様無反別の村方檢見等より何  
を反別と入用の節に其村より束筋の通法と為と相札し取計のべし  
流作場之事

是の川筋堤外或は湖水池沼等の岸通りを田畔より用水一面より掛  
り地所は稻作仕付る分より反別の改めと受流作場と唱へて平貢と

改正地方帳目 卷之二十一 流作場

納む斯の工々の場処ハ早魁年ハ植出し多く又水多たるとハ作付成  
り難く仕付と多分ハ押流し年々極てハ仕付難く不安の作場あり  
場処廣く追々地高し成り地馴て用水掛りの仕方ありて新田よし成  
るべき趣ありハ小堤等を築廻し追て高入し致し又高入し成難き地  
所ハ反高しものよりハ一休ハ反高同様のものありて毎年仕付難  
く其上大水等の前地面より押流をてしなりて実ハ不定地あり故ハ作  
付なる年ハ見分りて取箇と申付たり近江國湖水端ハ此流作場  
多く早年渴水の節ハ夥しく植出し又兩年ハ反別請のなる分ハ一向植  
付成り或ハ今暫くを收納しつゝなり一夜ハ押流し種ハ  
ふくある年ハ間たり又武州總州常陸邊川附沿池等より所々ありて

一見取場之事

附定見取之事 屋敷見取之事

見取ハ川附或ハ山附原野方寺の空地の場ハ五畝三畝充田畑ハ閑荒  
致し作物と仕付るといへども高し入をば分と見取場と唱へ年々出  
来方と検見つゝて取箇ハ故ハ新見取らハバ村方より訴へ出  
又ハ地頭より改め出をてしなりて檢地同様反別と改め五七年も見取  
場ハいゝ置地馴て後高入しふくても然るべき場処ハ檢地つゝ石  
盛を付け高し結び入るゝなり若又水損不定地ハ何ぞ子細りて高入  
し成難きハハ始終見取場とて差置たり箇様の見取場ハ反當々年  
々格別の不同りありて毎年見分はふきば取箇ハ居置たりハ勿論  
野村原地山添林寺又別多分閑荒つゝなりて見取場致さば大繩反

見取場之事

別々改め地代金と納め相應の銀下年季と差赦し新開よりさきせ高  
入の致を纒うの歩歩く見取場よふれ地代金秋下等の沙汰あく見  
出しより年より反一貳升三四升土地に應じて立毛見分の上見取米  
と取立るとなり

一定見取と云ハ野山切開れ又ハ地底の場所と埋立大分の手間を入た  
バ田畑より成るべき趣代官地頭へ相願ひ年貢上納又命せざるも定見取  
の名目成し下さくバ入用と掛て場外と取立べき旨願ひ出るとなり  
萬と見分吟味の上開発り物入の程と考へ定見取は申付るとなり  
常く見取は請置り地面よりしく成ると隨ひ段々見取米も上り又々  
後年高入より成て取初多分の入用と掛て仕立たる甲斐あるも定見  
取は願出るとなり又定見取の名目よふれば初年極りたる取箇定納は

年貢を増すとてより又替損毛りくも引方り立ては辨納あり其上河  
程割りよりより高入より申付る場外替取替替及び私領渡し成ては  
跡支配へ右の趣と申送るとなり

屋敷見取と云ハ川筋堤外河原附寄葎場等の内と多分の手間を入る築  
建て屋敷よふせバ川稼等の勝手も宜しく併し堤内屋敷構より格別  
に金子も余計掛り人夫も多分掛まると舟稼等の勝手よふると見取  
屋敷に代官地頭へ願ひ出る節は萬と見分し吟味の上村中隣村とも差  
障り并し川筋水行等の障りの有無を巨細に札し差支へあくハ屋敷見  
取年貢上納は相極め申付るありとて屋敷ハ悪地として上畑並又と  
上畑より高免し納る処なり右見取屋敷ハ取立の節多分の入用相掛  
り上畑並し納るハ難儀は村家初の入用等と相考へ村並屋敷年貢より

改正地方代金 卷之二十 両毛作行毛作



格別引下々々定見取極るてわろ

一 両毛作片毛作之事

田は麦を作り稲作の外は麦作と取入るは両毛作と云上方筋西園筋  
ては田は麦作の外菜種と重し作る是又両毛作あり両毛作の田地は  
土地の善悪上中下を悉くわろりとつへとも両毛作の処は一体の地面宜  
しうらふくを両毛取一歳ぐく都て田畑より一年の半年も土地を  
休むを肥しつて利めりよく作物も宜しく出来りぬのあり依て両  
毛作りの田は元来土地宜しうらふくを両毛とも不出来はありわろ  
夫ゆへ水気湿気なれば田は土土地宜しうらふくは薄田は両毛作ハ成  
難し故は関東の土地は両毛作少し併し武州上州などハ両毛作の処も  
余程わろく五畿内中国筋は田は木綿と作る之ハ出来方格と同時節の  
りのゆへ両毛作はわろし又湿地深田の類は麦作成ぐく稲作許  
りと仕付る田は片毛作と云尤も片毛作の場は悪地計りてわろふく  
上田もわろてわろく勿論租税ハ両毛作の場は何れも高免あり片毛作の  
所ハ麦作と取らるるだけ取箇も下免はあては百姓も立行ぐく故  
に検見等致さるる其心得肝要あり

一字之事

是は田畑其外山林野地等もその地所の小名と字と云口を言ふとれ  
々名所とも小名とも下げ名ともわろとも帳面証文等も認るは二字と  
書くてわろ

一 筆限と唱事

是ハ水限名寄帳等へ壹文歩りとも五畝三畝とも田畑一枚限も一打

改訂地丈尺御金 卷之二十一 一字一筆限田畑歩文字

とふし何前何歩何右工門と幾慶も記し或へ検見の節の内見帳荒地  
起返小前帳等より田畑一枚限り何前何歩と認め田畑は建札とふし  
帳面と引合を其慶と一筆と唱へ更と帳面一打と認るるもの  
えり一筆と六ひあつへしるもの内更に合へハ五慶に記せば五筆と六  
ひ十慶のよハ十筆と唱へるるもの

一 田畑歩文字書法之事

附地方負教文字之事

田畑の文字武拾歩の都て廿の字と用ひ勘方帳村鑑帳ある御前帳  
よも正字の書せん廿歩と畧字の書く法あり其誤ハ武拾歩と書てハ武  
町武歩と書てハ紛負教の讀立算入等の節見違へ或ハ讀誤るるもの  
其上廿歩と書てハふらふらへ廿と書ハ廿直と氣遣ひもあつ前歩の  
必廿の字と用ゆると地方の通法とハ其外一の数字一ニ或ハ廿廿  
ふと書て曾てふし一と壹の字二々武の字一書とハ何れも一点  
と加ふるるとハ二も三も成り廿も堅一点を入る廿もあつ  
ゆへ勘定所向も地方の書物の仮令下書とハ負教の畧字の書る  
定法あり田畑の歩計り廿の畧字と検地帳割付帳等よりと書あり  
又讀合せ美入等の節負教の七の字ハふと讀むと地方の通法あり  
是ハ四と七の色似ゆるゆへ間違へ算違ひ等のあつるもの

一 割地之事

是ハ水府地新田場等より田方字あり壹の割武の割三の割  
あつる段々村々の廣狭に依り何拾割の番附と分け置仮令ハ壹の  
割ハ五又歩武の割ハ壹町歩と検地と受るとハ割地は縄と受

るに依り此割方ハ上中下水腐の多し場処と年々水腐まる場処と割合  
せ百姓の持高に應じ年々立て地処と割替るなり仮令ハ五ヶ年の内  
何右工門の水損あり宜しき場処を多く持て何其備ハ水損下田の処  
と多く與へて其年季内々持せ置又切替は善惡と入違ひは持替させ  
て総百姓は甲乙ありやうに割合て依り依て銘の持高は極りハ  
とのへども此場処を此者の地所と定りたる儀ふし水腐場ハ右の通  
割替に致さるるを田所に至りて甲乙出来水腐地許り持する百姓は潰  
れ及ぶに付村中一妙に相立登に為し割地は致をて依り依り年々替  
りて割直しの節村役人ども殊の外切者の入るに依り不安内は割替を  
ハ甲乙出来百姓ども大に難澁及ぶるへ随分念を入りて割替ること  
あり下越後邊ハ多分割地あり右様の場処とてハ田畑は宇保りて割地

してあるに村々名田の村方と唱ふ又関東水場ハ割地の村あり也

耕地田面繩手根通沖通之事

耕地ハハの様な地所と耕地と唱ふと去りてはやく何と作る処  
と極て去りてはやく村居と村居との間或ハ山と林の間亦との一面  
田畑あり処と一耕地と去りて國に依りて田面と去りてはやく此外其処  
申習ハしの里語なりといふに書面等ハハ去りて耕地と認るに依り  
繩手と去りて耕地は似たりとてはやく村より村の間あるの田畑の内道  
通り又ハ往還筋立場より立場の間の人家多し処あると繩手と去り  
地と去りて其処一圓と去りて繩手との一圓の耕地の内此畔より彼方の畔  
まで一繩手を去りて去りて一耕地の内幾繩手もなる様成るあり又根  
通りと去りて山林又ハ高岸人家なる方へ寄る地面と去りて根通り

と去又之々「キベタ通り」といふ處、わろ山、下通りと「キベタ通り」と唱  
る處、わろ沖通り、耕地の真中根通りと離さるる田畑と沖通りと去  
多し、是の海の沖磯と去心多るべし、「キベタ通り」の岸邊通りと去之、是  
たる里語多るべし

一 森林之事

附林木改方并林帳仕立之事 木見立并根伐仕立之事

山林竹木仕立之事 林木之盗伐したる者處置之事

一 森と去の寺社境内又の家居屋敷と木植立發茂しる處と森と  
去林と去の山河原野手原地等と木植立發茂しる處と林と唱ふ森は多  
分寺社免地と屋敷及別の内は、竜の久へ別段年貢等と出さば右林は  
料所林、地頭林、井根林、百姓林と云ふよりて品とあり、料所林并地頭林

は百姓方より下草と取取り下草錢とて及當りありて年々相納む尤も  
地頭林は其家々の仕来りありて落葉下草と無年貢より百姓は取せ  
木水と領壬用木と遣ひ又家中の諸士家作入用又の林多は村方の百姓  
家作等の節類は依り持高に應じ取せりて去りて箇様の類は  
少し井根林の諸役廻り等の節枝葉は薪に用ひ真木は堰川除の普請  
入用等と伐り渡りて伐りて井根林と去り所よりてのりきりも掃ふ  
るよりり百姓林は無年貢多る間は林錢と納むよりり又百姓林  
たりとも持主の自由より良材と伐て遣ふといふは若し要用より伐取  
りて願出差圖の上より伐りて又空地は新林と仕立百姓持まふ  
まは林水等も相應の年貢と申付るよりり又林に限らば百姓四壁或を  
屋敷前よりり大木の類よりて格別の木材より村中の勿論隣村へも知

色たるむろ木ハ及令料所私領するも持主の自由ニ伐取ると成を  
右様の大木を代官地頭方帳面ニ記し置下り

一林の改方先づ分間を以て廻り検地をふして反別を改め繪圖を仕立

木敷の改方小繩を目通り目通りとハ其木の地面より廻して結び切

扱長さハ式間竿三間竿を掛へ置凡そ下枝を式間竿を當て夫より上

凡三尺もゆりを見積を紙札長式間半と又其木品を記し右の廻し

置する繩を結び付る又下枝を三間半のるべしと思ふ木ハ三間竿

を當て段々一本充改め又大木より下枝より下五六間も其余のるべ

しと見積りする木ハ階子を掛け三間竿を下より打三竿も有ハ夫

より上ハ見積り九間半とう拾間とう極むし又林ハ杉檜檜榊其外榎

栗椿等種々の木交りする紙札は何木と木の名を書付る又職と名の

知るる分ハ勿論名の知るる木も雜木の分ハ其木の名を書し

及ハ雜木と記し又杉林とう松林とう檜林とうは定り余の木少く交り

てゆくハ木品を書付る及ハ其交りする木の名許りを書付る都て

大小木共長と料所林帳に記し下枝より下のものを併し杉檜榊水

より下より枝ゆりて終之を伐らば附次弟のつて置て大木も成

る木ゆり是等ハ下枝を掛る凡用木もあるべきむの長と記し

右の紙札は節木の節木曲木の曲木と記し直する木ハ記さし及ハ又

小木より壹尺四五寸廻り木ハ小繩を及ハ葉を括り何ま

紙札を付るとゆり大凡山林を境と立て峰限り一平とう又ハ一谷限

り或ハ何を目印として是より是迄と境の限りを立て前条の通り改

め其日限り右の結びする繩葉を結びめの真中より切り札の落さる

改正地頭方帳金 卷之二十

様は取集め坊う庭へ入ま持帰り扱間竿と下置て切たる繩と一筋充  
當て夫々尺を見直し其札は何尺何寸と書付たる札を取り残らぬ改め  
済たる上々其札を見分りて夫々の木品を揃へ夫より壹間々或間位々  
での分を集め目通りも壹尺より或尺位々をの札を一一より一盤り  
取置木数寸間々料所林帳に記を長へ凡そ壹間より或間位々を目通  
ハ七ハ寸廻りより壹尺四五寸廻りや夫より或間壹尺位より三間位  
壹尺六七寸廻りより或尺四五寸廻りやを凡間より壹間程廻りより壹  
尺程充の差いと一廉致をべし勿論何程差いと去定法のふし長さ五  
尺位目通り五六寸程より以下々木数を入る小木苗木は加ふ勿論小  
木苗木も凡何千何百本程と記を作り右の通りより木数何何千本  
として此記何木長さ目通りと其木品毎寸間へ前書の趣より幾口よ

ても分け其何拾本節木曲り木と其幾より内訳に記を右改する分  
へ其日限は繩葉とも切取て持帰らば幾日も差置若し風雨等あり  
てハ紙札損し改めたる分は手戻りもあるゆへ其日限は切取丁也  
一前条の通り改るハ山林煥垣より分間并は木数等改め相成る分ハ改  
まらる至て大山より改令ハ信州木曾山武州秩夫大滝山美濃國可兒  
郡料所林などハ教里に連り煥垣高壁より何方町歩ある人倫の通路  
も成難き処りあり況て木数ハ何百本あるや改め難き処ハ去及ハ  
ど其外より深山密谷より往古より改めもあく反別木数も知れと記を  
もろりて前書の改方ハ定法あれども改令改めある処よりとも数百万  
本の木数と右の趣は改めたるハ一年二年は改め尽さざるも何  
も策畧あつてハ改め成難し依て元來反別木数前々料所林帳より分

改正地丈尺例 卷之二下

以前の改年より何十年相立やと糾し年数に應じ小木苗木の程を  
 考へ大際木立の厚薄大小を見計ひ平準し中庸の所より間敷と打廻  
 し凡壹反歩とつ武反歩とつ見切て其内より立木と前書の趣に相改  
 め反當りを以て懸反別は掛を何万何千本に成る元帳と差引何千何  
 百本の増と見て其内より寸間も割合廉くと能き程に改め増と記を若  
 し大場の林木立の厚薄大小等格別違ひする処から何箇処にても  
 右の趣の改方より夫と平均し記をべし然るに私領上知もど林帳  
 と去りのもあく元來反別木数も知をさねば本法に改めたりて一向  
 見當りあるゆへ仮今年數掛るとも悉く改むべし去あがら是とて大  
 造ある林の改め難くねば反別計り廻り検地まで改め木数寸間の前条  
 の通り木立の厚薄大小を見計ひ平準の処に境を極め其内の木と

改め其木數負數と大小懸反別別乗して大凡に記をより外仕方ふし  
 然りとつらむ此儀伺て右休の策畧増とつこと行ひ後園地  
 事は當りも計り難き付料材林見分の上より木數改め難き右の  
 改方と致とぐまの旨相同ひ下知の上より取計るべし又大山嶮岨ま  
 て通路も成り難きわらわ林の木數の勿論反別は改め難き付凡豎何  
 里横何里わらわ林と反別木數改め難き旨是又相同ひ料材林帳書  
 記をべし扱之と改るハ九月より三月限り四月上旬頃まで改むべし  
 夏秋木の葉下草繁茂して林の内性來り不自由あり又大暑の節草生  
 茂りたる林の内風も通さざる処へ數日入込役人并人足等暑氣中  
 り病人等出來蝦蟇蚊の害も多く旁々四月より八月まで林の改め  
 ら致さるるにわらわ北國筋奥筋を雪深き國々のをべし四月より入

月事の内ふくむ雪は丈へらき山へ入るも成がくくぬ雪國の夏の  
の内は必む改むべし

一 料所林帳より林壹箇所限り守山峻阻平山里方の訳を肩書よし其林より  
り江戸東まで陸路何十里何方河岸より何里何河岸より江戸迄まで  
海上何拾里のやを相結しを記すべし又此林前より木を伐出するも又  
の峻阻より伐出等成るるも相結し此帳に記すべし伐出したるも此  
の減木の証文を取り帳面へ減木の趣を朱書しを書入る又雪風等より  
折も根返り立枯木の方を木数と改め居村并に近村へ入札申觸拂い  
し若し入札望手あくを居村へ買請申付直段吟味の上証文を取て  
相拂ひ此趣を帳面へ減木を又此帳面の仕立方前より振合れりを  
赤い雛形と出し置あり

一 燃て木立を見立り峰通り風強く木の生立悪く延丈甲斐よく雑木  
を少く松多くして曲木勝あるものあり然もど峰通の松を風雨より  
まねて小木の時より木筋強きとて堅く生立ゆん梁引物等も違ひて格  
別は強く水は腐を遅し山の半腹の木立茂るものあり大木は少く  
木の延のより裾通り立木もびくくして雑木多れものあり檜杉の類の  
裾通り別と生立より大木より直ある木多し檜杉の濫気水気と好  
ゆへ裾通り谷間より中腹より峰通り生立悉く悪しまて海邊より  
て汐風の強く當る林の木立宜しくは適と大木より節或の曲木  
の多あり又北諸の山の木立へ生立悪し杉檜より尤も日請風當り  
等の様子随ひ何事も一様は云ひ難し  
一 料所の浅天山あり林守りて扶持を受け帯力のくくり又一通

改正地方凡例 卷之三 諸



りの林より守へるべく其村の庄屋名主と相守るるに扶持方等も  
ろく又ハ居村より格別遠方より其林の近邊は百姓家等より枝郷同  
然の処を名主の元より遠方より守護も届き兼ねるゆへ其枝郷より頭立  
たる百姓と林守より給分の林下草等と此より人取たる処より備  
之と伐出さ節ハ林守名主等ハ案内とせ見分致し上木の寸間は合ハ  
るも木品と見立壹本充削り極印と打つ元も多分の伐出しはるる扱伐  
ハ成難きやらの木数多かる裾通りより片付て切がより去るれば山出  
しの勝手は宜しく又右様は山の斤平と伐とあつて伐るべき場処と見  
立て鎌前苗木等の宜しう分る分と對除き足場とよりして伐べし又  
對除きたる鹿取等ハ束敷と改め追て入札と取て拂はつて其伐跡  
ハ伐株と掘せ苗木と植付べし元も根と取るれば薪と掘るるものも有

るものあり根伐の仕方共は功者なれども一通りの人足等も伐るる  
とれたハ役人功者ありて大木等ハ伐難し先根伐とて何方へ倒れんべ  
きと木の倒れかゝる所を考へ峰の谷の峰のたる方へ倒れ必む谷の方  
へ返るべし然らざれば山出し成難し又谷上の木もどと伐て谷へ  
落るべき処を留木とて外の木より木を横木と結び伐する木の持を荷  
る様より伐たれば大木谷へ落て上より悉く人夫多く費るるをみるゆ  
へ木品も依り根より六七尺残し根伐とふし下へ引落せば立木の  
根を自然と返り木は損じぬ附く右伐株ハ別々伐て成べくハ違ハ  
又入用は成がねハ拂はつて槍棍等ハ樽木とあるものも入札直段  
も宜しとるものも又至ての大木と元口の差渡し壹尺もあつるべき程  
の木ハ一通りその根伐も成難くれば焼伐と云ふまじし此焼伐と云

山ノ下ノ林ノ事  
三十四

ハ木の根元を五丈尺八角十文字貫穴の如く彫通し廻りの柱の如く伐残し居る處を<sup>モツ</sup>持て居る其穴へ<sup>ヤキクサ</sup>焼草を入き火を<sup>ヤキ</sup>け焼切らねば<sup>イナド</sup>一齊に<sup>ヤシ</sup>焼落て木の根の上より<sup>カ</sup>返るもの木は<sup>ケガ</sup>損じゆる<sup>ケガ</sup>怪我等の<sup>エシ</sup>業事も<sup>キリガタ</sup>大木を四方より<sup>キリ</sup>切てハ<sup>シ</sup>真に至る伐難し夫と木の下の<sup>マキ</sup>行て伐る内は<sup>ア</sup>風と<sup>タラ</sup>倒るると<sup>ケガ</sup>大なる<sup>ケガ</sup>怪我等のものあり

一 根伐せしむる木の<sup>ト</sup>當坐<sup>キ</sup>枝と伐とね<sup>カ</sup>其木格別<sup>カ</sup>重なるものあり是ハ<sup>ハ</sup>枝へ<sup>ハ</sup>登るべき<sup>セ</sup>勢の<sup>ア</sup>登る<sup>ア</sup>と<sup>モ</sup>能く<sup>モ</sup>本木<sup>コ</sup>の<sup>コ</sup>勢<sup>コ</sup>を<sup>コ</sup>ゆる<sup>コ</sup>る<sup>コ</sup>べし根伐せしむる四五日<sup>ニ</sup>も<sup>ニ</sup>過て<sup>ニ</sup>枝と<sup>ト</sup>採ま<sup>カ</sup>格別<sup>カ</sup>軽くなる依て<sup>ヨ</sup>急ぐべし材木ハ<sup>キ</sup>伐倒し<sup>キ</sup>四五日<sup>ニ</sup>も<sup>ニ</sup>差置<sup>キ</sup>日数<sup>ハ</sup>立て<sup>キ</sup>後<sup>ハ</sup>枝葉<sup>ハ</sup>を<sup>キ</sup>伐ると<sup>キ</sup>是山師の<sup>タ</sup>秘事あり且<sup>ハ</sup>一山<sup>ハ</sup>拂ひ<sup>ハ</sup>成り又<sup>ハ</sup>江戸<sup>東</sup>廻<sup>ル</sup>等の<sup>タ</sup>為<sup>ハ</sup>伐り出し<sup>ハ</sup>あると<sup>ハ</sup>請負人<sup>等</sup>より<sup>ハ</sup>松山師<sup>等</sup>より<sup>ハ</sup>入て<sup>ハ</sup>慈山の<sup>根</sup>伐と<sup>ハ</sup>い

川下より海上と積廻を<sup>ヨ</sup>様ある<sup>ハ</sup>識るものと<sup>ハ</sup>山の<sup>改</sup>方<sup>後</sup>の<sup>組</sup>方<sup>川</sup>下<sup>船</sup>積<sup>等</sup>種々の<sup>手</sup>段<sup>材</sup>木<sup>川</sup>下<sup>竹</sup>筏<sup>の</sup>組<sup>方</sup>船<sup>積</sup>等の<sup>仕</sup>方<sup>正</sup>地<sup>方</sup>落<sup>徳</sup>集<sup>の</sup>り<sup>奉</sup>行<sup>人</sup>の<sup>至</sup>て<sup>功</sup>者<sup>の</sup>入<sup>る</sup>て<sup>事</sup>長<sup>く</sup>は<sup>是</sup>を<sup>界</sup>を<sup>扱</sup>入<sup>用</sup>木<sup>拂</sup>木<sup>と</sup>伐<sup>取</sup>る<sup>株</sup>の<sup>壺</sup>本<sup>光</sup>極<sup>印</sup>と<sup>打</sup>ち<sup>伐</sup>株<sup>と</sup>材<sup>木</sup>の<sup>負</sup>数<sup>を</sup>引<sup>合</sup>せ<sup>改</sup>る<sup>て</sup>行<sup>く</sup>一山林<sup>竹</sup>木<sup>仕</sup>立<sup>方</sup>の<sup>て</sup>凡<sup>木</sup>を<sup>植</sup>る<sup>ハ</sup>深<sup>山</sup>階<sup>谷</sup>土<sup>地</sup>厚<sup>た</sup>処<sup>と</sup>り<sup>と</sup>し<sup>高</sup>岡<sup>と</sup>其<sup>次</sup>あり<sup>松</sup>と<sup>峰</sup>宜<sup>しく</sup>杉<sup>の</sup>谷<sup>宜</sup>し<sup>平</sup>地<sup>と</sup>り<sup>杉</sup>檜<sup>松</sup>桐<sup>檜</sup>等の<sup>太</sup>り<sup>易</sup>た<sup>木</sup>を<sup>肥</sup>地<sup>に</sup>植<sup>ま</sup>ば<sup>拾</sup>箇<sup>年</sup>内<sup>外</sup>で<sup>材</sup>木<sup>と</sup>成<sup>る</sup>又<sup>新</sup>用<sup>る</sup>雜<sup>木</sup>の<sup>四</sup>五<sup>年</sup>内<sup>又</sup>四<sup>木</sup>の<sup>類</sup>其<sup>外</sup>栗<sup>柿</sup>桃<sup>梨</sup>の<sup>実</sup>植<sup>又</sup>ハ<sup>榎</sup>木<sup>と</sup>り<sup>と</sup>り<sup>二</sup>三<sup>年</sup>の<sup>内</sup>実<sup>を</sup>結<sup>ぶ</sup>べき<sup>地</sup>果<sup>を</sup>考<sup>る</sup>植<sup>べ</sup>し<sup>又</sup>田<sup>家</sup>木<sup>を</sup>植<sup>る</sup>ハ<sup>西</sup>北<sup>の</sup>方<sup>より</sup>竹<sup>の</sup>東<sup>北</sup>の<sup>角</sup>に<sup>植</sup>て<sup>陽</sup>氣<sup>と</sup>蓋<sup>み</sup>又<sup>盜</sup>賊<sup>の</sup>防<sup>ぎ</sup>火<sup>難</sup>除<sup>ま</sup>あり<sup>枝</sup>葉<sup>ハ</sup>新<sup>し</sup>用<sup>ひ</sup>落<sup>葉</sup>ハ<sup>肥</sup>し<sup>て</sup>成<sup>て</sup>旁<sup>に</sup>宜<sup>した</sup>り<sup>の</sup>あり<sup>垣</sup>の<sup>柵</sup>

改正地方尺法金 卷之二

杞五加木枳殼と植へ真木（栗枕）杷桃の類と植へし又新林と仕立木  
と用ふる為ありが松杉と三四尺充間と置て植へ次第（茂る）と松木振り  
したれ伐り又ハ植替へし実生三年目の木苗と植へるがより野芝原ふ  
いふ其終は植てハ育ち遅し切開て何ぞ一作（其跡）と計ひて植をバ  
よく附て早く成木を養ひハ下糞（よ）とよとん又たる肥しと植をバ干  
万本（一本）も枯るくとふし育立（追）枝と打薪（ま）とまへし松の枝  
ハ本木の際より伐り移ハ枝と堂守許（残）と切残りたる枝と本木の  
際より皮とむれて置ハ節入（あり）と又薪の為の林ハ榊小檜等と取  
交て植べし小木の内は落葉と取ら育立遅し取らねば朽（成）て木  
の太り早し松林ハ他の木と交へる（松）許り植るとよとん又後令  
ハ一年と武町四方（充）毎年植るとハ十一年めハ初年植ると内（り）と筋め

宜く大木（成）るに（見）立少し残し置き其外ハ残らば伐拂ひて其跡（は）  
又小松と植立（ま）が薪絶え（段）伐拂ひ（令）ハ三尺（一本）充残し置だ  
武町四方（六）万本程あり枝一束充落し（七）万本東内三分一用立と  
とも大分の薪あり伐残し（筋）宜き分ハ他の木と伐り取り（格）別  
成木（早）く良材（あり）とあり

一松と植替るとハ正月廿日頃より二月社日前迄（宜）しとハ又諸木とハ  
と植替るとハ元生し時の（て）枝と東西の目印と付け元東の枝ハ東  
と向西の枝ハ西と向け元の如く（植）へ穴と廣く掘て股根と一通り並  
べ土とかけ少し押付け又根と並べて土とかけ根の窄（ぬ）り又東  
西の違（い）はざる様と植大木ハ島井木と立て夫（と）り釣上て立根の折（さ）る  
様とまへし松と下（た）る肥と入と上と細（り）と碎（き）大麦粒と一（粒）と入

て植を枯すことれし夏木の春葉の出ざる前秋葉落て植替めし  
冬木の夏葉茂りたることれ四五頃頃植替とよし又鏢燭ハ上十五日植  
まば葉実多し始て熟するころは両手りそ採るべし重ねて実とよく結ぶ  
必む一箇二箇取るべし人取る後鳥多く取るとのなり椿ハ六月十  
五日より廿日頃手を植てよし且つ根の牛房の様ある処切て焼て  
植べし枝を伐て惡し杉いさし木よき宜し是ハ若生と長七八寸許り  
切り先とをばく割掛け大表一粒杖とて四月中旬指べし併し新芽許  
りの惡し去年芽の境際より切るが宜し尤も皮のむらさざる様は実  
のあた杉と指まべし実の生る杉ハ育立遅し捨り指木よき宜し但杉櫓  
とも指木の太木よ成て内より出果易し実生ハ成木ハ遅くれども大  
材よ成とらる出来ば又桑ハ地際の枝を折かけ上は埋置とれハ春よ

至て一本より四五本芽を出し実植より早く生立りのあり又竹と植  
るも五月十五日頃を宜しとれ又竹と中程より末と止て植ると古へ  
より多し然ととも園東の地面より末と留てハ枯ると多し仮令根付こ  
りとも竹の子の生ると遅し末と切られハ能く付て竹の子多く早く茂  
るりのなり竹ハ一つ所より枝式本付て節の低きハ雌竹ありこれハ筆  
多く出る又人家は藪ふくれハ用事欠ると多し空地やうが必む植べし  
是ハ屋敷の西北或ハ東北の方へ植ると宜しとれ南ハ宜しとれ夫南  
と開れ北と閉をハ夏の冷しく冬の暖りよしと兼実よく結び万事宜  
く又疫病等ハ入らばと云俗ハ木六竹八と云て木ハ六月間の内竹ハ八  
月暗の内伐とよしとれ左とれハ性格別宜し伐時忌き竹木ハ出入  
るりのなり別て竹ハ八月間伐べし又沼川筋とれハ葎と植るハ若生

壹尺許り根一節充うけて伐り措てよく付りのありまへて葉菓草木等の民用と助る品々ハ種を求め其法は随て之を作ら不用の地多し様ハ心掛べし竹木少く家居と透く様ある村方ハ村役人百姓共心掛薄く見え自ら貧村とも若し空地のハ雑木等を植へ置用水川除普請ふの用木等の多足とゆべし又土目悪き畑地を何程養ひを入てり種程も取まぬ或ハ山林の間遠き処の畑よく悪き地ハ猪鹿の防ぎも届兼て年々荒地ある箇様あり地所ハ杉柳桃等と植え又ハ萩畑萱畑葎畑或ハ楢桐林等土地相應の物と仕立て年貢を軽く申付べし地呆と考へ右の類々仕立山野は無益の費ありやうとまへし

料所林の木と盜伐しゆる者古来ハ死罪又ハ其仕方より依て獄門より行まへる処享保の頃より一等軽く相成り申合せて盜伐しゆるとれ頭取

を重連放頭取ま次とる者ハ中追放同類ハ過料ハ成る近例有てたり

一 萱野葎野秣場原野地之事

萱野と去る空地原野等萱立のりる場処の反別と改め壹反何程と年貢と納め納取も有り又無反別と萱野役永運上等と名けと納るも有箇様の地所を入會してわあく地主相定り銘と扣地のもの有り尤も村中入會の場処も有り山方木立等の下草立立る萱とをりて萱許り立る地処あり又畑萱と畑請の地所萱と立るも有り又畑反別と入る萱野とハありたり

一 葎野を川筋沿地等より是又萱野同然と反別有りて壹反何程と年貢と納るも有り又無反別と役永運上等と差出をてり有り

一 秣場を田地の肥より草新場と多分村に入會の場処多し山方野

方原地も有り年貢野手米永の地元村に納るも有り又ハ古米より野手  
 等差出さば無年貢に入會あり来りたる場処も有り入會ハ  
 古例次第新規入會ハ禁ば或ハ一村持限りの林場一村をとりたり  
 なる大場ハ他村より草扎銭と納め札を以て所取処も有り扎野も膝  
 手次第あれど新規ハ相成らば前との仕来に任せて有り又入會の林  
 場ハ仮橋と掛けても他の往來ハ禁むる定法あり是にて林場あつては  
 耕作も差又ハ大切のものを有り依て林場あつた村ハ田畑の畔土手あど  
 の草と前て用ひ甚く不自由あり

一 原地ハ林場もあつて小松小柴等々の草原よく不用の地多し一体を野  
 方林場等の一圓の總名と原地とも唱へたり

一 野地と云ハ小葎真菰等有りて水附の低通の原地と野地と唱へるべ  
 て右品々年貢復金銀運上等と納るも有り又ハ村々の所得に成る場処  
 一々も地頭へ何品も納めたり前より村方の勝手より来る類も有  
 て皆其國其処の古米よりの仕来りたる色々の場処有りたり

七島場之事

是ハ中國より西九州第一の琉球蘭を作る場処あり琉球蘭と  
 九州一々を七島と云琉球國の内七島より重し作り出さるる名ハ九  
 州の國より多く中國第一も稀なる処有り上方関東よりハ余り見  
 當らば大隅薩摩は夥しく作る海邊川通り堤外水の絶へざる所は拵へ  
 作りたる反別有りて七島場年貢反當りて以て相納む稀ハ無反別の  
 場処もなれども琉球ハ蘭同然作徳なるものあり無反別の場処ハ少  
 し尤も反別許りて高入りの致さるるあり或ハ水腐場を稻作成難

丸田方より作る田の琉球ハ性合宜しく價格別高し又田一苗と下し七島場は植村の薩戸の蔵琉球と去ハ琉球并島より渡り至て性合宜上品より七島場年貢ハ萱野段場年貢より上ハ反常と格別高く附る

一 塩濱之事

附 塩井之事

草生津油之事

石炭之事

土薪之事

塩濱ハ海濱の國一ハ何処より作りしハ塩一製せば又改りて塩濱ふれ海邊も多し新濱と願出をハ田畑新開同然ハ大繩反別と分間一々改め整下年季と吟味し濱相立の地代金と納めさせ又年季明後ハ檢地とやら此仕方ハ田畑檢地一替るより持主限り反別を改め余歩も田畑同然ハ差加へ上中下三段ハ位分とる位位の見分けゆりを濱の

容子浪常の模様宜しく浪荒れあく平らより塩の干加減中を宜きと上とし其次と中又潮除度々音請等ゆり地面も高低なる場処と下とを潮を引入る大溝と掘り夫より濱中ハ小溝を立て濱の内ハ凡壹反歩ハ井戸と六七充掘るこれハ塩と干上て汝を垂る場所あり尤も深く掘らば此溝敷井戸敷ハ反別の外ハ除く尤も海の様はより溝ハ少く海より直ハ汝を汲み一面ハ掛る濱ゆり國ハ所々少充の差別ゆり焼方塩竈の仕形も其土地と少し充異同ゆり  
一 塩濱ハ反別許より反高場ハ入を村高ハハ結を去る古米ハ高入ハ成る場処ハ有る古き濱ハ高入ハありて塩年貢と本途の内ハ入るも見ゆるといへば近年の新塩濱ハもて反高あり  
一年貢を上濱り凡そ永五音文位中ハ三百五拾文下ハ貳百文を納る

正納金  
一 丁々大縣百五拾文下子付る尤も塩其海より格別善悪も有  
丁々至て悪きハ塩辛きなり苦たあり味甘きなり播州赤穂の塩  
ハ味よく利も強く家上の塩とく又濱より善悪なり又出来上りの多少  
もゆるゆる年貢も國より異同なり右ハ關東塩濱年貢當りの大縣  
り何まよしくも畑年貢よりハ余程高く付る事なり又年貢と塩と正  
納をる処なり尤も正納はそれハ金拾兩ハ何百俵と直段吟味の上正  
納申付る下總國行徳五位邊の正納塩ハ金拾兩ハ五斗入貳百俵が近來  
文化の定直段より風雨等の變り浪荒浪災等より濱損なれば見分  
の上年貢引方と申付とソレハ音請成就して元復し反別は減少さ  
るれば定の通り定納と申付るなり  
奥州會津郡碓の山中ハ塩生村と云り此村ハ塩の出る井戸村中

一 又何箇処も古より極アそり此井戸の水と汲み上り立塩は燒き村  
中の遣ハ塩井は近村へも賣出其味海の塩と異なり塩運上と差出  
を又村内ハ真水の井なりて水より差支ひなし右の類余國山中より  
稀ハハりより如何して海遠き処の極山中ハ塩のりりや不審あり  
一 草生津油と云々越後國蒲原郡の内ハ池ありて池水の上ハ油の浮む  
薫りみど第とをとり取て段々溜め燈油と云々大村方助成り  
あるゆへ運上と納む水中より油の出るて前茶山中ハ塩のりりと同様  
こそ不測ありたり尤も當國ハ土中ハ火ありて如法寺村百姓庄右  
工門と申者の家ハ火の出る穴あり爐の際ハ梘臼の下と置き穴ハ口  
ハ白の乳と當竹筒に詰め上り附木ハ火を燈して口ハ當をバボツと火

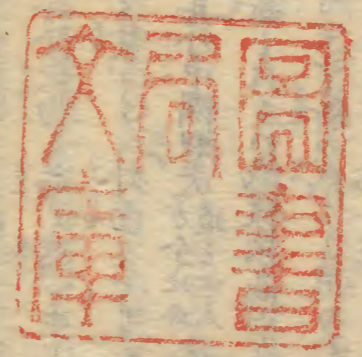


出松明のごく尚の口は火燈より家内明らし竹筒を以て段々燃げば何  
 方迄も尚の内々火行き其のくし此火の上より鍋釜を掛け置か煮立飯も  
 焚き湯も沸て越後七不測の内の一あり當時より外より火の出る所  
 ありしより然るも右庄右工門の家は三四代右の火々燈火或は薪の代  
 りに用ひ家用を辨せ此事官へも知きて巡見の節は彼家へ立寄て見る  
 て舊例あり依て其節の修復等の地頭より當み夫の外の家より此火  
 と取るてん領主より禁む又近來長岡城下邊三國通り往還筋五百町と  
 去処の山岳の間より火出其火を以て温泉と沸し湯治人等もゆると始  
 りより左をわが北越の地の土中硫黄の氣多く自然と火も出油も水面  
 より湧出ると見せり首様の類余國よりゆりゆ未だ因及びがらあり  
 石炭と云々立花家領知筑後國三池領より是の石を焼て炭とし夥し

諸國へ賣出ま其村より生石を焚て薪とく口は悉く悉く此石よ  
 小硫黄の氣影しくゆると生石の云は及び石炭油煙至て強く  
 刀劍其外鉄物悉く錆生じ筆筒内の衣類も煤びるゆへ家の内  
 づくと焚けり外面より七とんと造りて焚きわが用ひ難し右の石炭坑  
 前國其外中國蝦夷道と云々地等も夥しく有と云ふ  
 一土と薪とるの越後國高田近所春日新田と云ふより此邊并は近村  
 づと土と薪の代り用ひ尤も此土の出る所は極りゆりて其土を取  
 り能く日よ下て焚ひ悉く能く燃ゆり又筑後國兩井郡小郡村と云ふ  
 にも薪も成る土の出る所ゆりて五十年前以前室曆明より始まる之ハ  
 水の多た溜池のやうある処ゆりて此池の土を取日よ下して薪と成  
 此土の葎萱の根ゆりて凝固たるやうあるものあり右村より里方より

改正補訂地方凡例録卷之二下

も新不自由ある処ゆへ大に助成とある諸業と焚く句は石炭と異ふ  
らば惡き身なりて油煙尤も多し右の品類海内廣きゆへ余國は石  
は類したるに多しと云へし



改正補訂地方凡例録卷之二下

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版

